

社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の基本理念と原理	1
2. 社会的養護の現状	4
3. 里親制度・各施設等の概要	12
（参考）統計表等	30
4. 里親等委託の推進	51
5. 特別養子縁組等の推進	85
6. 児童養護施設等の運営	103
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	123
8. 自立支援の推進	137
9. 支援の必要性の高いこども・家庭・妊産婦への支援体制の強化	152
10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価	160
11. 令和4年改正児童福祉法の概要	174
（参考）平成28年改正児童福祉法の概要等	178
13. 子ども・子育て新制度と社会的養護	187
14. 予算関係	192
（参考）自治体向け改正児童福祉法説明会資料	218

1. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① こどもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体でこどもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

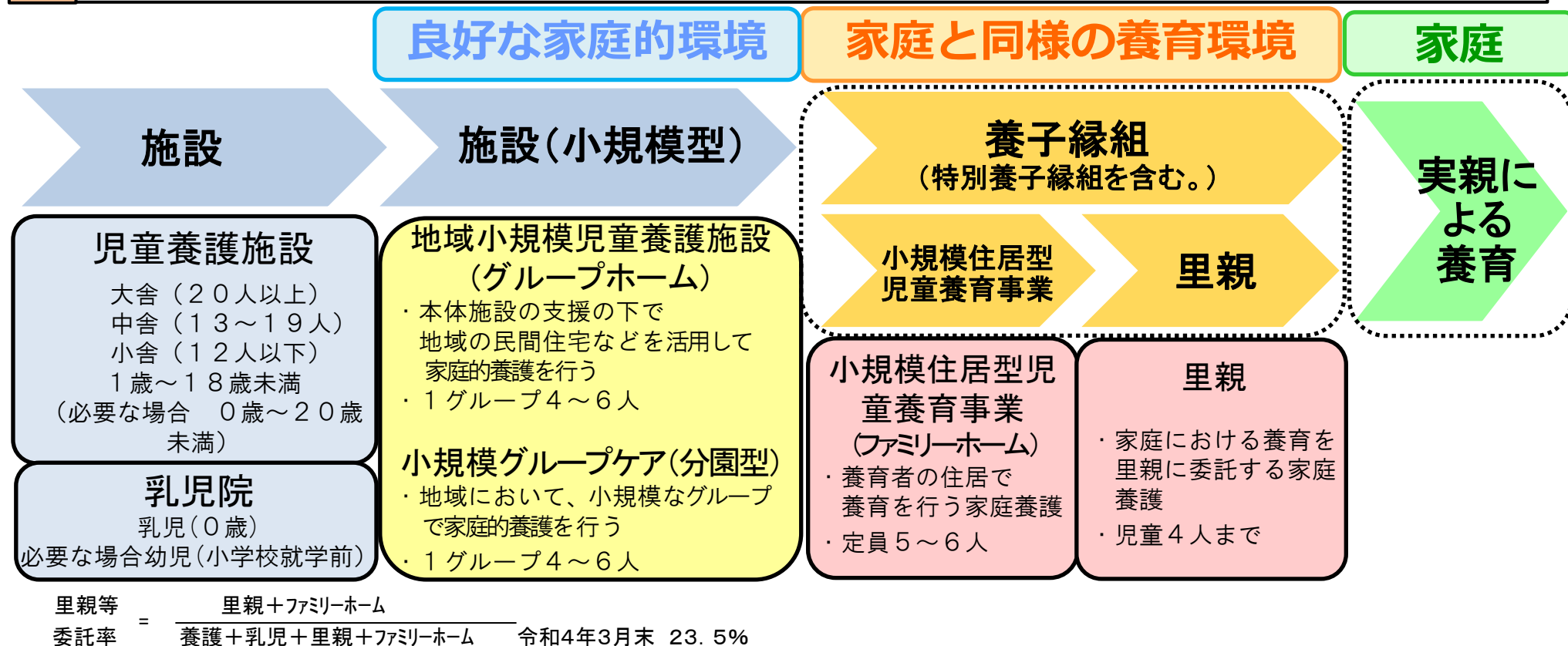
社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人のこどもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

2. 社会的養護の現状

○里親数、施設数、児童数等の状況

保護者のないこども、被虐待児など家庭環境上養護を必要とするこどもなどに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象のこどもは、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホーム数	446か所
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人		委託児童数	1,718人
親族里親		631世帯	569世帯	819人				

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	266か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,400人	4,441世帯	1,719人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,099人	3,135世帯 児童5,293人	977人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	1,047人

小規模グループケア	2,318か所
地域小規模児童養護施設	581か所

(出典)
※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和4年10月1日現在）
※職員総数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和3年10月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

令和3年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 207,660件※1

一時保護 27,310件※2

施設入所等 4,421件※3、4



内訳

児童養護施設 2,360件				乳児院 685件				里親委託等 617件				その他施設 759件			
21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
2,456件	2,580件	2,697件	2,597件	643件	728件	713件	747件	312件	389件	439件	429件	620件	739件	650件	723件
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
2,571件	2,685件	2,536件	2,651件	715件	785件	753件	773件	390件	537件	464件	568件	789件	778件	817件	853件
29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和2 年度
2,396件	2,441件	2,595件	2,274件	800件	736件	850件	663件	593件	651件	735件	656件	790件	813件	849件	755件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は
東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和3年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和3年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和3年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110件

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241(23.7%) (▲794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

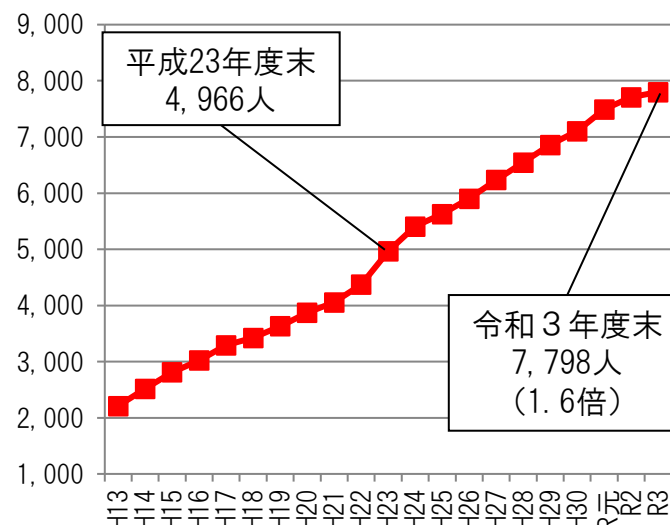
※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

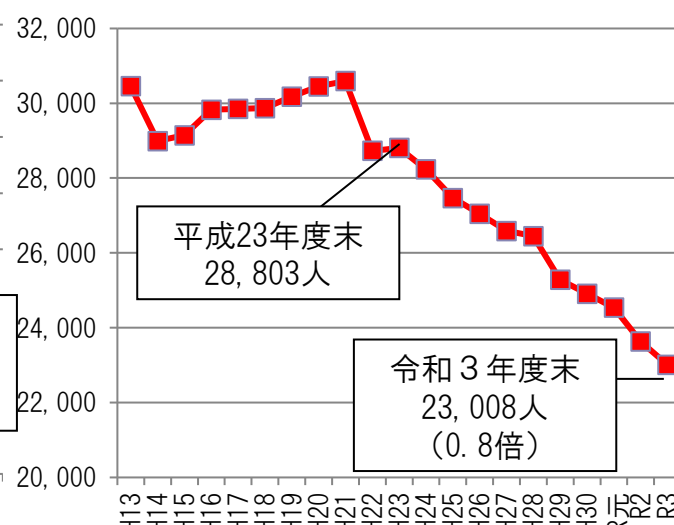
○要保護児童数（里親等・施設別）の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約1.6倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約2割減となっている。

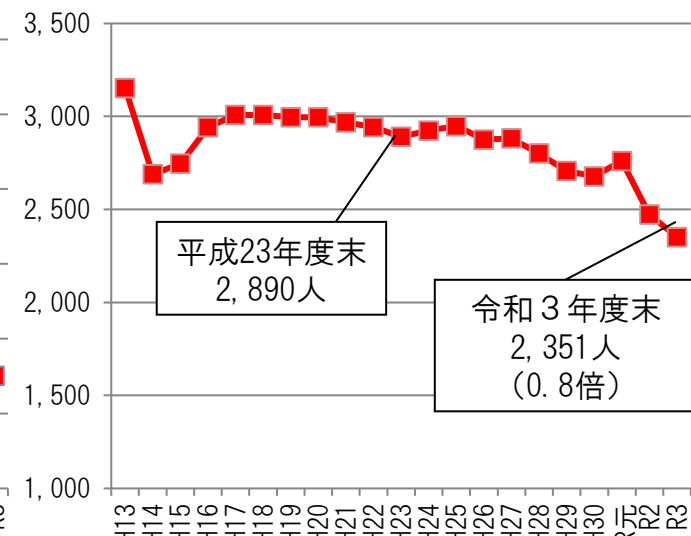
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



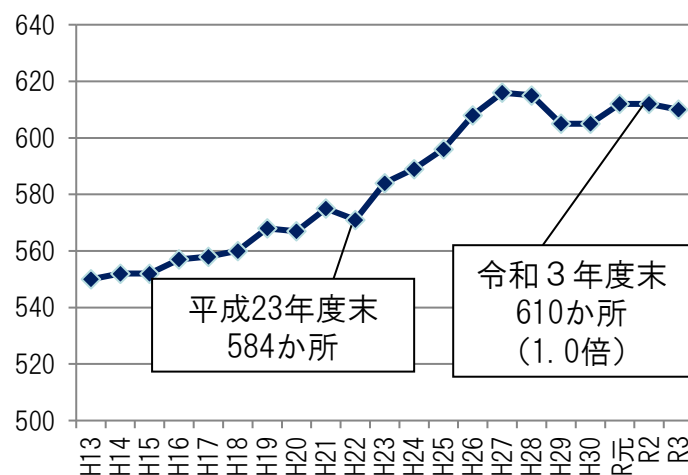
○ 児童養護施設の入所児童数



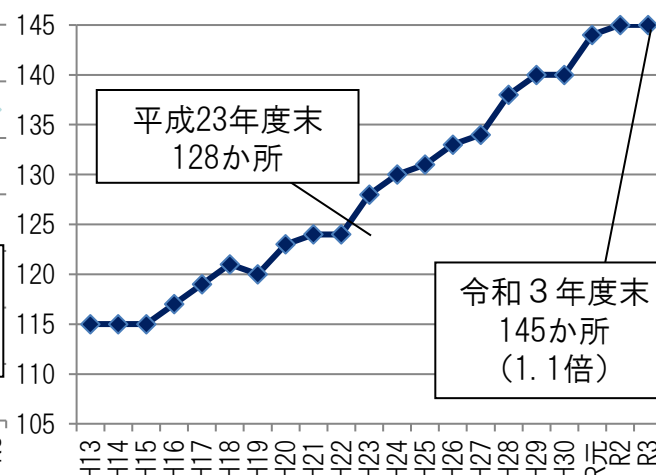
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数

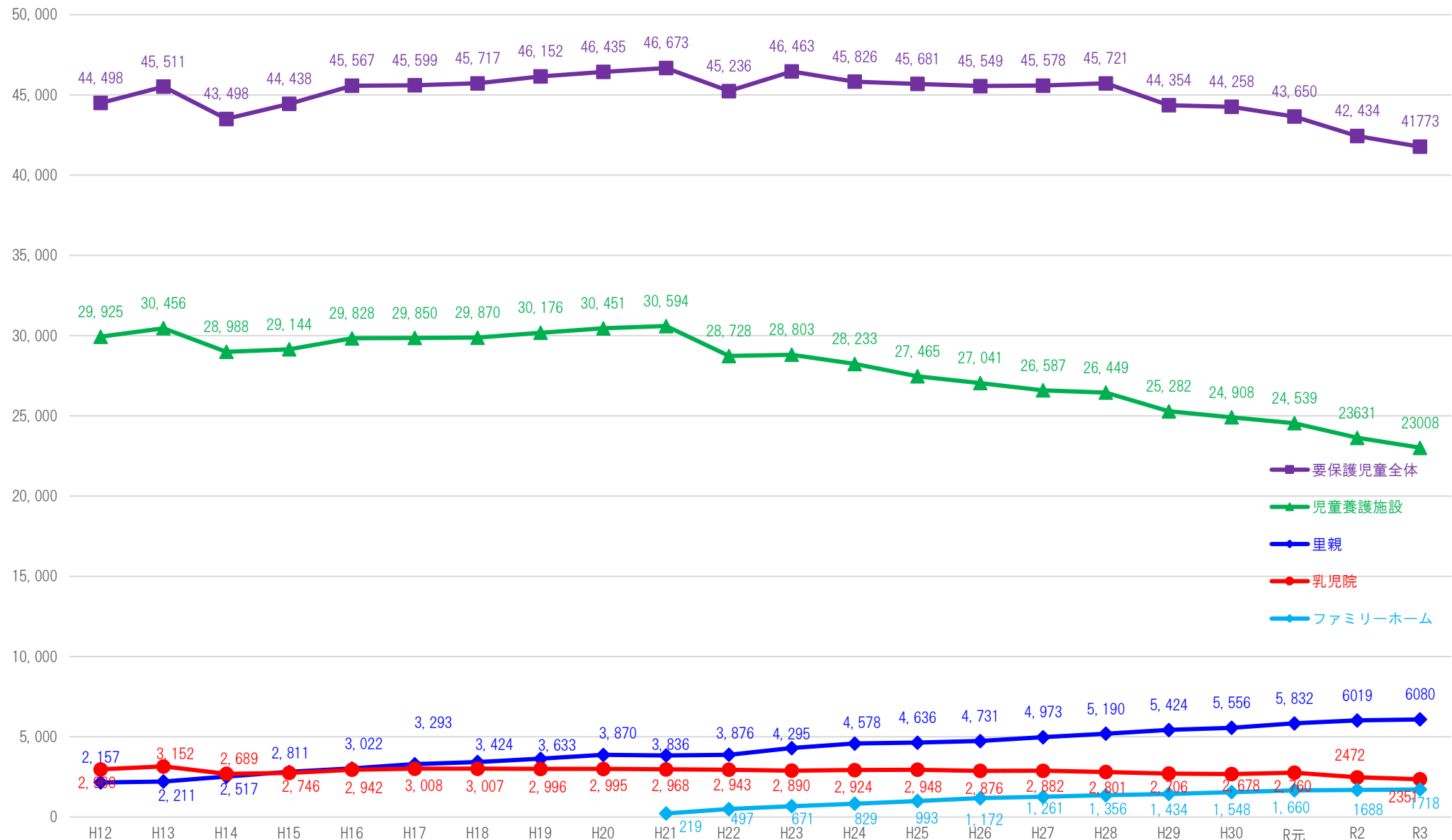


○ 乳児院の設置数



(注) 各年度3月末日現在 (福祉行政報告例)

○要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

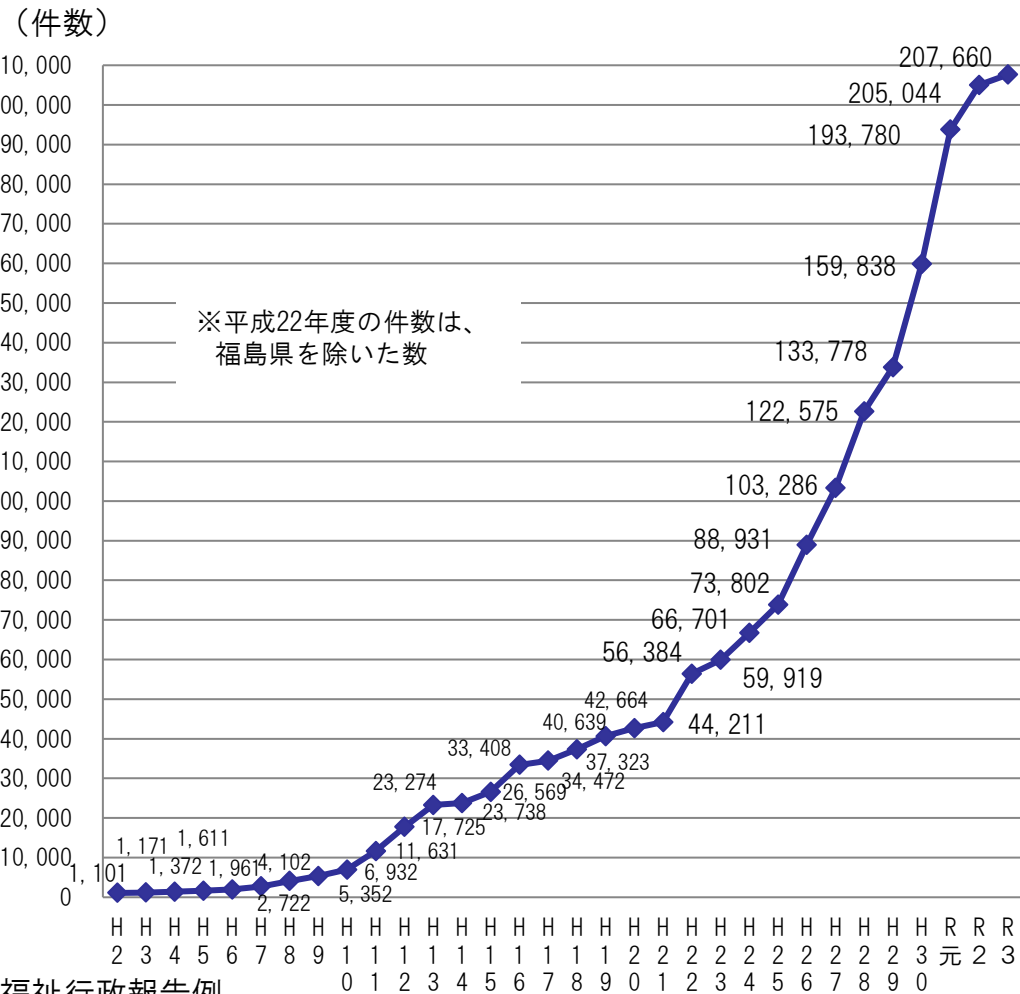
(出典)

- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

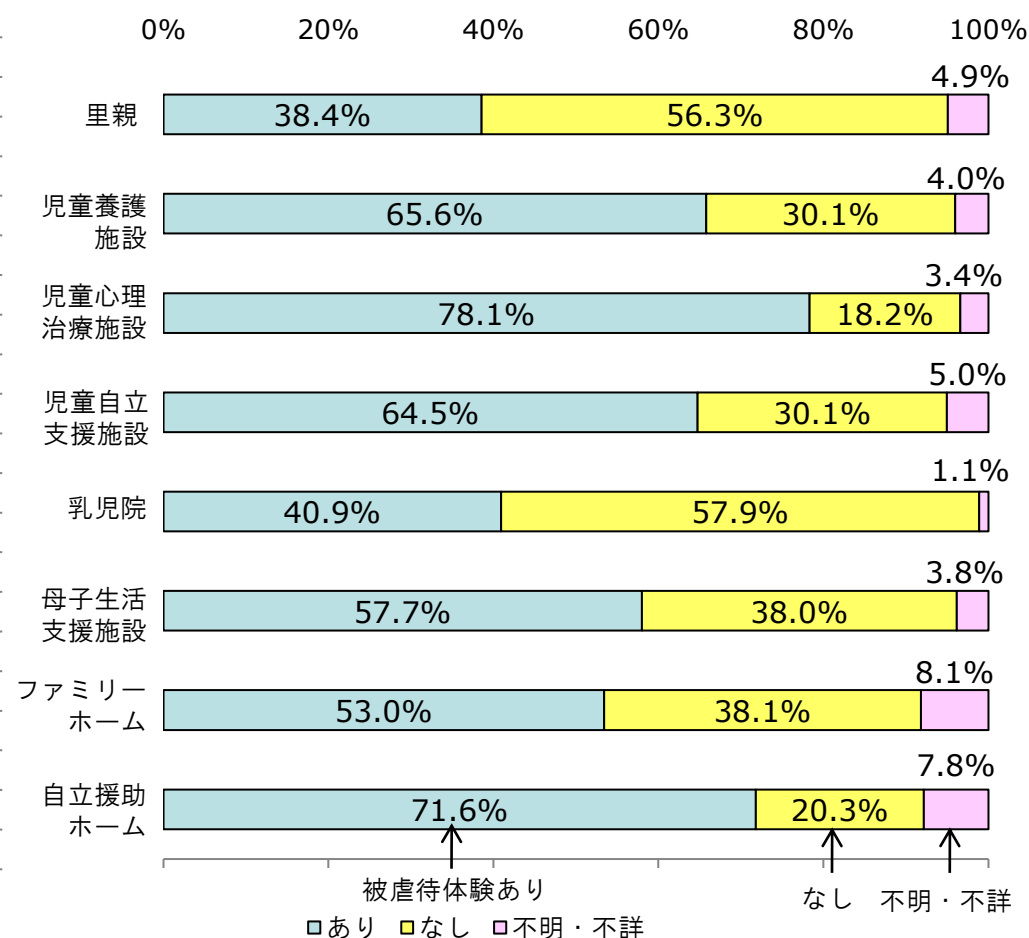
○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和2年度には約1.8倍に増加。



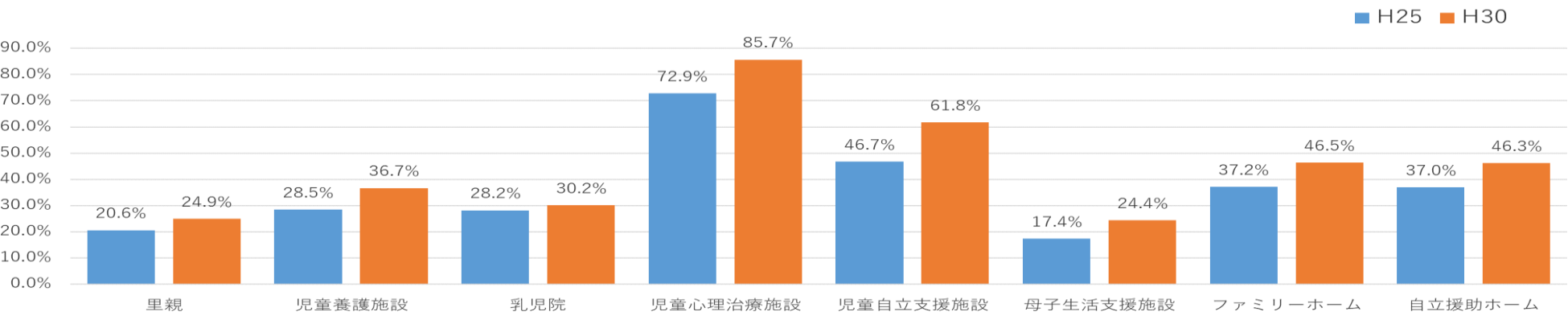
○ 里親に委託されているこどものうち約4割、乳児院に入所しているこどものうち約4割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。



○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性強固運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,358	251		386			505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358			445	1,417	544										1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%		0.9%			1.1%	3.4%	1.3%										3.9%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。
(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果

3. 里親制度・各施設等の概要

里親制度の概要

○里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、

- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
- ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
- ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当
（月額）

養育里親	90,000円（2人目以降：90,000円）
専門里親	141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 62,020円、乳児以外 53,710円

※令和5年度単価

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

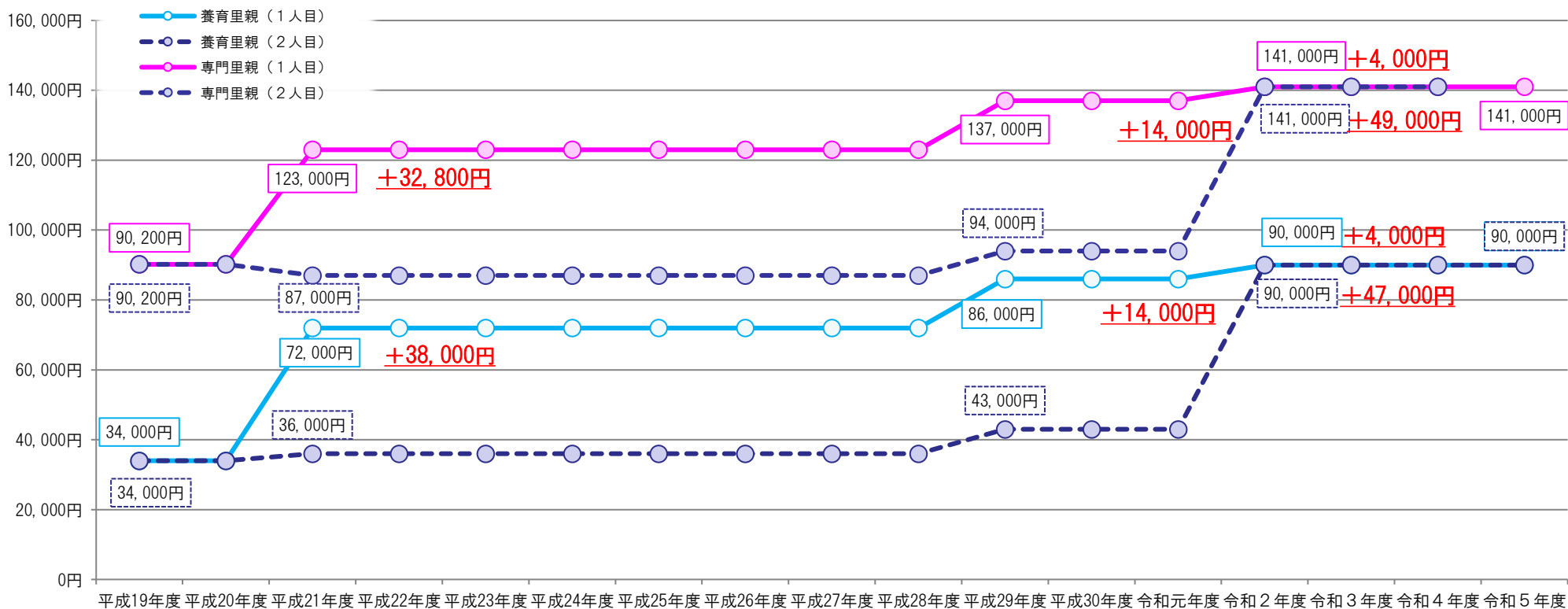
➤ 里親手当額の推移

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ（43,000円→90,000円）

+

+

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）



小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適當と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：446か所、委託児童数：1,718人 ※福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・ 父母が養育を放棄している乳児
- ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
145か所	3,827人	2,351人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師又は嘱託医	必置	1人
看護師 保育士 児童指導員	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 ※高機能化された生活単位 乳幼児0.8人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
栄養士	必置	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	乳幼児10人未満の施設の場合 1人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合 4人（30人定員以降、定員が10人増加するたびに1人加配）
事務職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数 (施設数：146施設)	配置人数
心理療法担当職員	99施設 (67.8%)	121人
里親支援専門相談員	127施設 (87.0%)	148人
家庭支援専門相談員	146施設 (100%)	199人

(※)家庭福祉課調べ(令和4年10月1日現在) なお、家庭支援専門相談員のうち、47施設53人は加配職員

児 童 養 護 施 設 の 概 要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
610か所	30,140人	23,008人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童指導員 保育士	（本体施設） 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 児童（小学生以上） 5.5人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） ー	（本体施設） 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 児童（小学生以上） 4.0～5.5人につき1人 ※高機能化された生活単位 児童1人につき1人 （地域小規模児童養護施設等） 4～6人
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	ー	1～2人
自立支援担当職員	ー	1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合4人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに1人加配）
看護師	0～1歳児1.6人につき1人（ただし1人を下ることはできない）	同左

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：606施設）	配置人数
心理療法担当職員	541施設（89.3%）	677人
里親支援専門相談員	424施設（70.0%）	440人
家庭支援専門相談員	605施設（99.8%）	963人

（※）家庭福祉課調べ（令和4年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、332施設358人は加配職員

○児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～ 5歳	3, 232 [12. 0]	4, 047 [13. 5]	5, 421 [17. 8]	4, 128 [15. 4]	13, 567 [50. 2]	15, 864 [52. 9]	16, 704 [54. 9]	14, 330 [53. 6]
6歳～ 11歳	9, 431 [34. 9]	10, 899 [36. 4]	12, 408 [40. 8]	10, 138 [37. 9]	8, 821 [32. 6]	9, 923 [33. 1]	10, 010 [32. 9]	9, 124 [34. 1]
12歳～ 17歳	12, 418 [46. 0]	13, 401 [44. 7]	11, 448 [37. 6]	11, 597 [43. 4]	4, 245 [15. 7]	4, 143 [13. 8]	3, 642 [12. 0]	3, 247 [12. 1]
18歳 以上	1, 914 [7. 1]	1, 607 [5. 4]	1, 119 [3. 7]	856 [3. 2]	19 [0. 1]	14 [0. 0]	9 [0. 0]	— —
総数	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]
平均年齢	11. 5歳	11. 1歳	10. 2歳	11. 1歳	6. 4歳	6. 1歳	5. 9歳	6. 4歳

注）総数には年齢不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
（父・母・父母の）死亡	684[2. 5]	663[2. 2]	912[3. 0]	1, 246[4. 7]	（父・母の）就労	1, 171[4. 3]	1, 730[5. 8]	3, 537[11. 6]	2, 968[11. 1]
（父・母・父母の）行方不明	761[2. 8]	1, 279[4. 3]	3, 333[11. 0]	4, 942[18. 5]	（父・母の）精神疾患等	4, 209[15. 6]	3, 697[12. 3]	2, 479[8. 2]	1, 495[5. 6]
父母の離婚	541[2. 0]	872[2. 9]	1, 983[6. 5]	3, 475[13. 0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	12, 210[45. 2]	11, 377[37. 9]	8, 340[27. 4]	4, 268[16. 0]
父母の不和	240[0. 9]	233[0. 8]	262[0. 9]	429[1. 6]	破産等の経済的理由	1, 318[4. 9]	1, 762[5. 9]	2, 452[8. 1]	939[3. 5]
（父・母の）拘禁	1, 277[4. 7]	1, 456[4. 9]	1, 451[4. 8]	1, 083[4. 1]	児童問題による監護困難	1, 061[3. 9]	1, 130[3. 8]	1, 139[3. 7]	1, 662[6. 2]
（父・母の）入院	724[2. 7]	1, 304[4. 3]	2, 128[7. 0]	3, 019[11. 3]	その他・不詳	2, 830[10. 5]	4, 476[14. 9]	2, 400[7. 9]	1, 199[4. 5]
					総 数	27, 026[100. 0]	29, 979[100. 0]	30, 416[100. 0]	26, 725[100. 0]

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13, 327 [49. 3]	14, 988 [50. 0]	17, 415 [57. 3]	13, 709 [51. 3]
4年以上～ 8年未満	7, 047 [26. 1]	8, 143 [27. 2]	7, 705 [25. 3]	7, 237 [27. 1]
8年以上～ 12年未満	4, 184 [15. 5]	4, 733 [15. 8]	3, 737 [12. 3]	4, 346 [16. 3]
12年以上	2, 116 [7. 8]	2, 105 [7. 0]	1, 530 [5. 0]	1, 415 [5. 3]
総数	27, 026 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]
平均期間	5. 2年	5. 0年	4. 4年	4. 7年

注）総数には期間不詳を含む。

（参考）児童養護施設の形態例

大 舎 制 の 例

相談室		児童居室 （４人部屋）
ホール 兼食堂		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
		児童居室 （４人部屋）
男子トイレ		児童居室 （４人部屋）
洗面所		児童居室 （４人部屋）
女子トイレ		
洗濯場		
脱衣場		
浴 室		児童居室（個室）
宿直室		児童居室（個室）
		児童居室（個室）

- ・ 児童数 20 名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 （２人部 屋）	児童居室 （個室）	児童居室 （個室）
児童居室 （個室）	リ ビ ン グ 兼 食 堂	
児童居室 （個室）		
洗濯機		
洗面所		
風 呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数 6 名
- ・ 原則個室、低年齢児は 2 人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

※ 「大舎」：1 養育単位当たり定員数が 20 人以上

「中舎」：同 13～19 人

「小舎」：同 12 人以下

「小規模グループケア」：6 名（令和 6 年度末までは 8 名となる場合がある）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
(児童福祉法第43条の2) ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞ ・ 場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞ ・ 虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施
※ 家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師	必置	1人
心理療法担当職員	必置（児童10人につき1人）	児童7～10人につき1人
看護師	必置	1人
児童指導員、保育士	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
53か所	2,016人	1,343人

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞

・窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
個別対応職員	必置	1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を1人配置する場合に限る）	1～2人又は児童10人につき1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
自立支援担当職員	—	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
58か所	3,400人	1,099人

（※）家庭福祉課調べ（令和4年10月1日現在）

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞

- ・経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき 1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
215か所	4,441世帯	3,135世帯	5,293人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- ・ 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）、自立支援担当職員（加算職員）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
266か所	1,719人	1,083人

（※）家庭福祉課調べ（令和4年10月1日現在）

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職員配置について

児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- ・ 相談・支援を担当する職員（2名）
- ・ 心理療法等を担当する職員（1名）

5. 施設数

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
か所数	9 9	1 0 3	1 0 8	1 1 4	1 2 1	1 3 0	1 4 4	1 5 4

※（出典）社会福祉施設等調査報告（10月1日現在）

児童家庭支援センターの設置・運営状況

(1) 設置状況の推移(各年10月1日現在)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
か所数	99	103	108	114	121	130	144	154

※社会福祉施設等調査報告

(2) 都道府県別の設置状況(令和3年10月1日現在)

都道府県名	設置か所数
北海道	13
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田県	0
山形県	2
福島県	3
茨城県	2
栃木県	1
群馬県	2
埼玉県	3
千葉県	13
東京都	0
神奈川県	23
新潟県	0
富山県	0

都道府県名	設置か所数
石川県	4
福井県	4
山梨県	1
長野県	5
岐阜県	5
静岡県	4
愛知県	1
三重県	6
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	3
兵庫県	10
奈良県	2
和歌山県	1
鳥取県	3
島根県	0

都道府県名	設置か所数
岡山県	3
広島県	3
山口県	5
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	5
福岡県	4
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	4
大分県	2
宮崎県	1
鹿児島県	2
沖縄県	2

合計 154か所

※ 社会福祉施設等調査

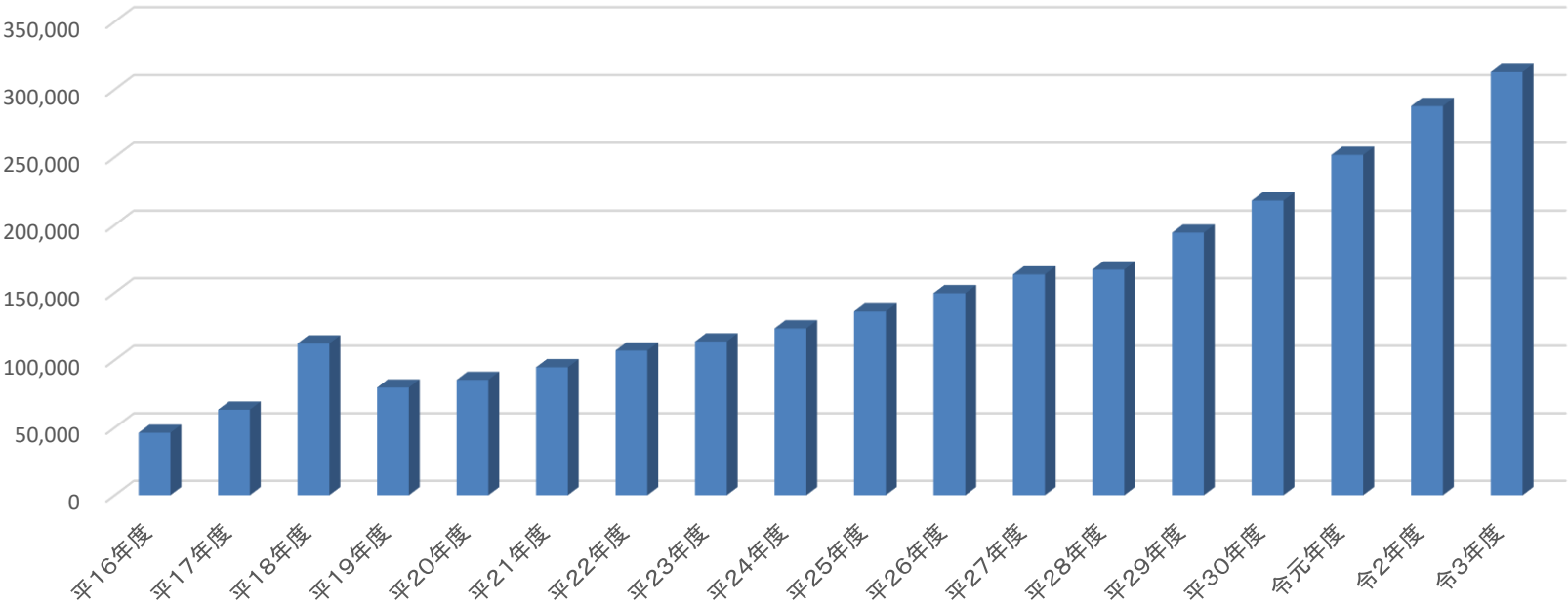
※ 各都道府県の設置か所数には、指定都市及び児童相談所設置市における設置か所数を含む。

(3)相談延件数の推移(平成15～令和2年度)

(件数)

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
46,212	63,298	112,352	79,705	85,347	94,713	107,095	113,830	123,495
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
135,988	149,617	163,492	167,070	194,297	218,075	251,709	287,670	312,828

相談延べ件数の推移 (件数)



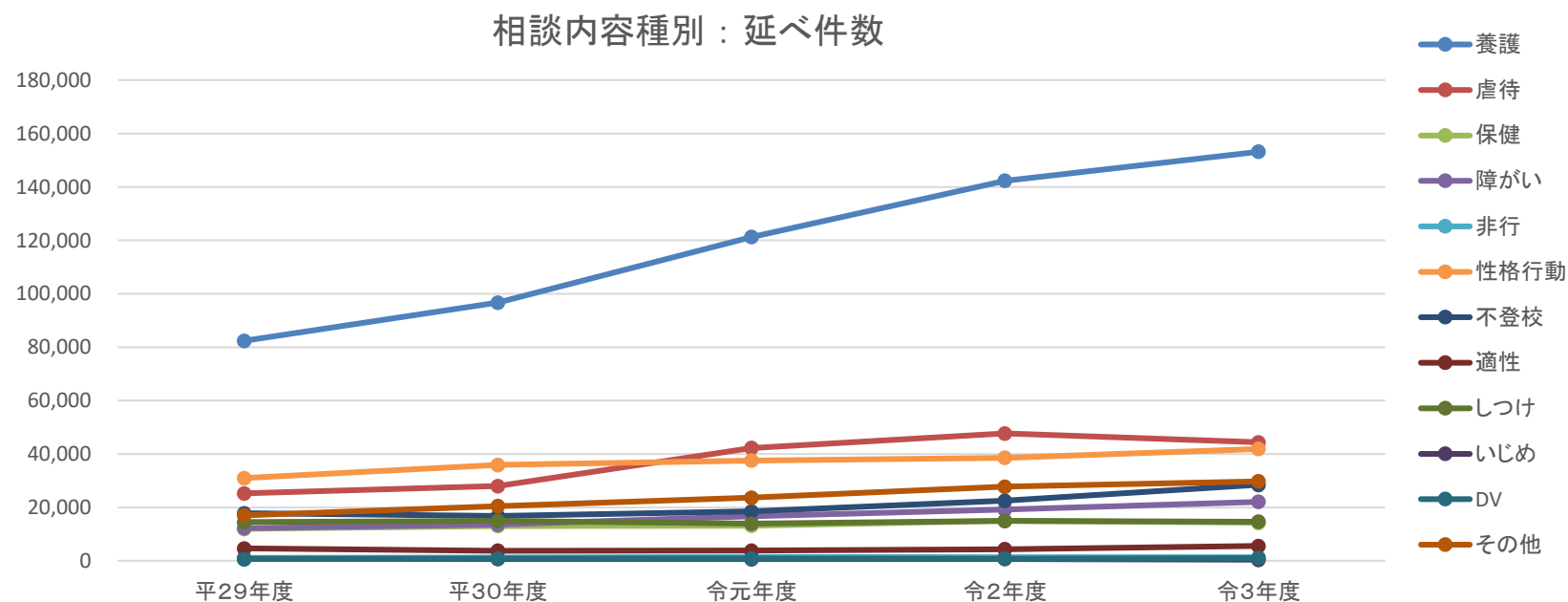
(出典) 令和3年度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

(4)相談内容種別(平成29年度～令和3年度)

(単位:人)

	養護	(虐待)	保健	障害	非行	性格行動	不登校	適性	しつけ	いじめ	DV	その他
H29年度	82,416	25,291	11,994	12,261	1,143	31,008	17,837	4,642	14,506	749	673	17,068
H30年度	96,679	27,992	13,052	13,568	1,252	35,930	16,785	3,800	14,957	709	851	20,492
R元年度	121,282	42,248	13,184	16,674	1,531	37,555	18,492	3,844	13,951	630	881	23,685
R2年度	142,340	47,729	14,993	19,188	1,334	38,603	22,544	4,376	14,944	733	829	27,786
R3年度	153,229	44,390	14,248	22,092	1,357	41,945	28,446	5,589	14,668	423	1,062	29,769

※ 虐待は養護の再掲



(出典) 令和3度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成30年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		母子生活 支援施設		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	164	3.0%	-	-	-	-	-	-	662	21.9%	162	3.1%	11	0.7%	-	-
1歳	201	3.7%	9	0.0%	-	-	-	-	1,020	33.7%	331	6.2%	15	1.0%	-	-
2歳	218	4.1%	190	0.7%	-	-	-	-	868	28.7%	407	7.7%	27	1.8%	-	-
3歳	273	5.1%	711	2.6%	-	-	-	-	320	10.6%	420	7.9%	36	2.4%	-	-
4歳	279	5.2%	1,041	3.9%	1	0.1%	-	-	89	2.9%	443	8.3%	45	3.0%	-	-
5歳	287	5.3%	1,281	4.7%	1	0.1%	-	-	31	1.0%	429	8.1%	59	3.9%	-	-
6歳	236	4.4%	1,349	5.0%	3	0.2%	-	-	8	0.3%	398	7.5%	68	4.5%	-	-
7歳	249	4.6%	1,340	5.0%	27	2.0%	-	-	-	-	375	7.1%	97	6.4%	-	-
8歳	251	4.7%	1,427	5.3%	49	3.6%	-	-	-	-	353	6.7%	76	5.0%	-	-
9歳	234	4.3%	1,668	6.2%	79	5.8%	8	0.6%	-	-	333	6.3%	68	4.5%	-	-
10歳	265	4.9%	1,755	6.5%	110	8.0%	18	1.2%	-	-	297	5.6%	90	5.9%	-	-
11歳	244	4.5%	1,892	7.0%	136	9.9%	48	3.3%	-	-	251	4.7%	71	4.7%	-	-
12歳	248	4.6%	1,909	7.1%	178	13.0%	126	8.7%	-	-	225	4.2%	102	6.7%	-	-
13歳	289	5.4%	1,958	7.2%	165	12.1%	205	14.2%	-	-	200	3.8%	102	6.7%	-	-
14歳	324	6.0%	2,225	8.2%	208	15.2%	405	28.0%	-	-	198	3.7%	101	6.7%	-	-
15歳	336	6.2%	2,236	8.3%	191	14.0%	479	33.1%	-	-	176	3.3%	129	8.5%	7	1.1%
16歳	382	7.1%	2,091	7.7%	74	5.4%	73	5.0%	-	-	129	2.4%	128	8.5%	89	14.4%
17歳	406	7.5%	1,999	7.4%	68	5.0%	22	1.5%	-	-	117	2.2%	136	9.0%	124	20.1%
18歳	362	6.7%	1,699	6.3%	47	3.4%	12	0.8%	-	-	52	1.0%	106	7.0%	169	27.4%
19歳	114	2.1%	215	0.8%	5	0.4%	2	0.1%	-	-	1	0.0%	38	2.5%	158	25.6%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	5,307	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	10.2歳		11.5歳		12.6歳		14.0歳		1.4歳		7.3歳		11.6歳		17.7歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成30年2月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	593	11.0%	50	0.2%	-	-	-	-	2,176	72.0%	65	4.3%	-	-
1歳	557	10.3%	633	2.3%	-	-	-	-	508	16.8%	48	3.2%	-	-
2歳	780	14.5%	5,260	19.5%	-	-	-	-	144	4.8%	117	7.7%	-	-
3歳	523	9.7%	3,524	13.0%	2	0.1%	-	-	17	0.6%	111	7.3%	-	-
4歳	325	6.0%	2,253	8.3%	1	0.1%	-	-	4	0.1%	104	6.9%	-	-
5歳	273	5.1%	1,847	6.8%	8	0.6%	-	-	2	0.1%	68	4.5%	-	-
6歳	279	5.2%	1,948	7.2%	57	4.2%	-	-	-	-	100	6.6%	-	-
7歳	205	3.8%	1,576	5.8%	101	7.4%	1	0.1%	-	-	81	5.4%	-	-
8歳	169	3.1%	1,507	5.6%	136	9.9%	10	0.7%	-	-	95	6.3%	-	-
9歳	153	2.8%	1,325	4.9%	151	11.0%	16	1.1%	-	-	81	5.4%	-	-
10歳	173	3.2%	1,290	4.8%	166	12.1%	68	4.7%	-	-	71	4.7%	-	-
11歳	155	2.9%	1,175	4.3%	166	12.1%	125	8.6%	-	-	87	5.8%	-	-
12歳	216	4.0%	1,133	4.2%	201	14.7%	217	15.0%	-	-	89	5.9%	-	-
13歳	171	3.2%	1,029	3.8%	173	12.7%	455	31.4%	-	-	88	5.8%	-	-
14歳	174	3.2%	908	3.4%	112	8.2%	371	25.6%	-	-	85	5.6%	1	0.2%
15歳	209	3.9%	782	2.9%	47	3.4%	99	6.8%	-	-	90	5.9%	78	12.7%
16歳	170	3.2%	272	1.0%	16	1.2%	26	1.8%	-	-	64	4.2%	171	27.8%
17歳	100	1.9%	121	0.4%	3	0.2%	10	0.7%	-	-	33	2.2%	161	26.1%
18歳	13	0.2%	18	0.1%	2	0.1%	-	-	-	-	5	0.3%	129	20.9%
19歳	-	-	1	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	31	5.0%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	5.9歳		6.4歳		10.7歳		12.9歳		0.3歳		8.2歳		16.8歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（令和3年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	134	8.0%	9	0.6%	60	1.5%
父母の行方不明	33	2.0%	9	0.6%	19	0.5%
父母の離婚	13	0.8%	11	0.8%	22	0.5%
父母の不和	13	0.8%	24	1.7%	31	0.8%
父母の拘禁	40	2.4%	40	2.8%	106	2.6%
父母の入院	49	2.9%	50	3.5%	104	2.6%
父母の就労	18	1.1%	23	1.6%	41	1.0%
父母の精神障害	176	10.6%	298	20.7%	325	8.0%
父母の放任怠惰	135	8.1%	190	13.2%	416	10.2%
父母の虐待	408	24.5%	364	25.3%	1,990	48.8%
棄児	5	0.3%	5	0.3%	9	0.2%
父母の養育拒否	273	16.4%	113	7.8%	170	4.2%
破産等の経済的理由	89	5.3%	105	7.3%	81	2.0%
児童の問題による監護困難	69	4.1%	—	—	274	6.7%
その他	213	12.8%	199	13.8%	429	10.5%
計	1,668	100.0%	1,440	100.0%	4,077	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（令和3年度入所世帯）

区 分		管内入所	広域入所		合 計
			県内	県外	
夫等の暴力	世帯数	175	223	242	640
	児童	288	465	486	1,239
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	72	9	3	84
	児童	99	14	5	118
母親の心身の不安定	世帯数	54	5	2	61
	児童	68	8	2	78
職業上の理由	世帯数	4	2	0	6
	児童	7	2	0	9
住宅事情	世帯数	131	21	6	158
	児童	179	27	7	213
経済的理由	世帯数	83	8	1	92
	児童	118	12	5	135
その他	世帯数	21	12	2	35
	児童	31	20	5	56
合 計	世帯数	540	280	256	1,076
	児童	790	548	510	1,848

※家庭福祉課調べ

※単位：世帯数は世帯、入所人員は人

(5) 在所期間別在籍児童数（令和2年3月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,485	25.3%	1,494	50.0%	4,173	15.9%	455	28.5%	776	53.5%
1年以上 2年未満	867	14.8%	879	29.4%	3,577	13.6%	434	27.2%	480	33.1%
2年以上 3年未満	661	11.2%	437	14.6%	2,938	11.2%	281	17.6%	148	10.2%
3年以上 4年未満	476	8.1%	121	4.0%	2,518	9.6%	212	13.3%	31	2.1%
4年以上 5年未満	387	6.6%	42	1.4%	2,156	8.2%	89	5.6%	11	0.8%
5年以上 6年未満	317	5.4%	12	0.4%	1,864	7.1%	59	3.7%	3	0.2%
6年以上 7年未満	255	4.3%	4	0.1%	1,531	5.8%	31	1.9%	1	0.1%
7年以上 8年未満	241	4.1%	－	－	1,276	4.9%	17	1.1%	0	0.0%
8年以上 9年未満	255	4.3%	－	－	1,150	4.4%	9	0.6%	0	0.0%
9年以上 10年未満	227	3.9%	－	－	1,093	4.2%	7	0.4%	0	0.0%
10年以上 11年未満	157	2.7%	－	－	890	3.4%	2	0.1%	－	－
11年以上 12年未満	132	2.2%	－	－	801	3.1%	1	0.1%	－	－
12年以上 13年未満	120	2.0%	－	－	764	2.9%	－	－	－	－
13年以上 14年未満	72	1.2%	－	－	543	2.1%	－	－	－	－
14年以上 15年未満	80	1.4%	－	－	413	1.6%	－	－	－	－
15年以上 16年未満	64	1.1%	－	－	302	1.2%	－	－	－	－
16年以上 17年未満	49	0.8%	－	－	168	0.6%	－	－	－	－
17年以上 18年未満	20	0.3%	－	－	52	0.2%	－	－	－	－
18年以上	12	0.2%	－	－	18	0.1%	－	－	－	－
総 数	5,877	100.0%	2,989	100.0%	26,227	100.0%	1,597	100.0%	1,450	100.0%

※家庭福祉課調べ

(6) 在所期間別退所児童数（令和元年度中に退所した児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1 か月未満	44	2. 7%	92	4. 9%	62	1. 2%	2	0. 4%	14	1. 6%
1 か月以上 2 か月未満	60	3. 7%	96	5. 1%	96	1. 9%	8	1. 6%	8	0. 9%
2 か月以上 6 か月未満	197	12. 2%	282	15. 0%	293	5. 7%	16	3. 1%	57	6. 7%
6 か月以上 1 年未満	368	22. 8%	353	18. 8%	432	8. 4%	61	12. 0%	180	21. 2%
1 年以上 2 年未満	335	20. 8%	459	24. 5%	669	13. 0%	138	27. 1%	427	50. 2%
2 年以上 3 年未満	143	8. 9%	396	21. 1%	553	10. 7%	100	19. 6%	135	15. 9%
3 年以上 4 年未満	95	5. 9%	149	7. 9%	486	9. 4%	91	17. 9%	22	2. 6%
4 年以上 5 年未満	77	4. 8%	27	1. 4%	422	8. 2%	41	8. 1%	7	0. 8%
5 年以上 6 年未満	37	2. 3%	19	1. 0%	297	5. 8%	23	4. 5%	0	0. 0%
6 年以上 7 年未満	47	2. 9%	4	0. 2%	260	5. 0%	14	2. 8%	0	0. 0%
7 年以上 8 年未満	27	1. 7%	-	-	206	4. 0%	4	0. 8%	0	0. 0%
8 年以上 9 年未満	20	1. 2%	-	-	177	3. 4%	7	1. 4%	0	0. 0%
9 年以上 1 0 年未満	18	1. 1%	-	-	178	3. 5%	2	0. 4%	0	0. 0%
1 0 年以上 1 1 年未満	16	1. 0%	-	-	148	2. 9%	1	0. 2%	-	-
1 1 年以上 1 2 年未満	17	1. 1%	-	-	137	2. 7%	1	0. 2%	-	-
1 2 年以上 1 3 年未満	15	0. 9%	-	-	147	2. 9%	-	-	-	-
1 3 年以上 1 4 年未満	9	0. 6%	-	-	124	2. 4%	-	-	-	-
1 4 年以上 1 5 年未満	16	1. 0%	-	-	116	2. 3%	-	-	-	-
1 5 年以上 1 6 年未満	19	1. 2%	-	-	154	3. 0%	-	-	-	-
1 6 年以上 1 7 年未満	23	1. 4%	-	-	147	2. 9%	-	-	-	-
1 7 年以上 1 8 年未満	21	1. 3%	-	-	34	0. 7%	-	-	-	-
1 8 年以上	9	0. 6%	-	-	16	0. 3%	-	-	-	-
総 数	1, 613	100. 0%	1, 877	100. 0%	5, 154	100. 0%	509	100. 0%	850	100. 0%

※家庭福祉課調べ

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員（令和2年3月1日現在）

(単位：人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	40	244	429	539	673	549	360	121	23	2	3	1	2,984

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数（令和3年度）

(単位：世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	165	166	353	247	87	53	83	25	1,179

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（令和3年度）

(単位：世帯)

区分	親・親 戚との 同居	成人し た子と の同居	復縁又 は再婚	配偶者 以外と の結婚	単独の母子世帯				その他 の社会 福祉施 設	不明・ その他	合計	
					公営 住宅	民間ア パート	社宅	本人宅				
世帯数	74	5	57	52	877	299	551	8	19	33	81	1,179

※家庭福祉課調べ

(10) 児童養護施設の入退所の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）				令和3年度退所児童数										
				解除										変更
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
1,079	2,946	52	4,077	1,917	62	1,030	560	12	5	20	7	333	3,946	650

変更前の内訳							
乳児院	他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
470	162	111	119	29	139	34	15

変更後の内訳								
他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他
126	59	101	126	28	2	102	84	22

(11) 乳児院の入退所の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
391	937	112	1,440

令和3年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	普通養子 縁組	特別養子 縁組	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
580	0	32	61	1	58	732	807

変更前の内訳					
他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミ リー ホーム	医療機関	その他
58	7	22	2	277	25

変更後の内訳							
他の 乳児院	児童養護 施設	児童心 理治療 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生活 支援施設	障害児入 所施設	その他
16	438	7	280	17	5	41	3

※家庭福祉課調べ

(12) 児童心理治療施設の入退所の状況(令和3年度中)

(単位:人)

令和3年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
128	344	20	492

令和3年度退所児童数											変更
解除										他の児童 福祉施設 等	
家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計		
100	115	20	18	0	0	1	0	50	304	169	

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
2	60	16	4	1	28	7	10

変更後の内訳									変更
児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他	
104	12	13	6	6	0	5	20	3	

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況(令和3年度中)

(単位:人)

令和3年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
180	567	21	768

令和3年度退所児童数											変更
解除										他の児童 福祉施設 等	
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計		
76	326	27	18	0	0	2	0	69	518	236	

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	113	17	20	0	10	15	5

変更後の内訳									変更
児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他	
123	9	20	18	15	2	31	11	7	

※家庭福祉課調べ

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和３年度新規入居児童数				令和３年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
210	445	47	702	71	56	128	25	0	0	48	1	138	467	41

	変更前の内訳							変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	120	3	20	2	20	13	32	0	0	1	4	2	1	31	1	1

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和3年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				令和3年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
727	880	61	1,668	274	13	142	120	24	381	5	2	229	1,190	403

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
367	159	9	24	3	127	23	15	14	136	22	9	127	63	0	12	14	6

※家庭福祉課調べ

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				令和3年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
182	257	5	444	119	10	66	26	1	1	3	1	72	299	92

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
23	43	10	15	1	60	24	6

変更後の内訳									
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	33	3	6	21	16	0	9	4	0

※家庭福祉課調べ

(17) 新生児等の措置先（令和3年度中）

（単位：人）

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	304	88	392
0歳児（1か月以上）	664	177	841
1歳以上2歳未満	311	152	463
合計	1,279	417	1,696
割合	75.4%	24.6%	100.0%

※家庭福祉課調べ

(18) 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（令和3年度）

(単位：人)

	乳児院への措置			里親への措置				乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満		0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	3	7	4	4	8	14	愛媛県	3	7	2	1	1	1
青森県	2	6	1	0	0	3	高知県	4	5	2	0	2	2
岩手県	2	3	2	1	0	3	福岡県	7	11	7	6	0	0
宮城県	2	5	6	0	0	2	佐賀県	0	3	0	5	1	0
秋田県	2	3	1	0	0	1	長崎県	3	6	4	1	3	1
山形県	7	2	4	0	2	1	熊本県	1	4	0	0	0	1
福島県	2	2	2	2	2	4	大分県	0	19	0	1	9	4
茨城県	6	13	6	0	0	2	宮崎県	5	4	3	0	0	3
栃木県	12	19	7	0	1	0	鹿児島県	3	11	5	5	0	1
群馬県	4	10	6	3	4	2	沖縄県	6	3	0	0	2	3
埼玉県	22	48	18	6	14	5	札幌市	10	8	2	0	8	9
千葉県	7	15	7	1	4	8	仙台市	2	6	5	0	0	1
東京都	60	76	38	0	23	10	さいたま市	1	10	4	0	1	1
神奈川県	8	19	11	0	1	2	千葉市	0	1	2	0	3	1
新潟県	3	8	1	0	3	1	横浜市	0	20	8	4	7	2
富山県	2	4	1	0	0	0	川崎市	8	13	4	0	5	3
石川県	2	2	2	0	0	1	相模原市	3	9	4	0	2	2
福井県	4	6	0	0	0	0	新潟市	0	3	0	0	3	1
山梨県	0	5	0	0	1	0	静岡市	0	3	1	0	2	0
長野県	3	16	6	3	1	4	浜松市	0	1	1	5	2	0
岐阜県	1	6	3	10	3	3	名古屋市	3	17	7	5	9	7
静岡県	3	6	4	4	3	6	京都市	4	6	3	0	0	0
愛知県	3	28	11	10	8	1	大阪市	26	28	14	0	2	8
三重県	4	14	10	0	4	5	堺市	1	4	0	0	2	1
滋賀県	1	6	1	0	0	0	神戸市	2	9	1	0	2	0
京都府	3	8	4	0	1	0	岡山市	2	1	0	0	1	1
大阪府	5	33	16	1	6	5	広島市	2	1	2	1	2	0
兵庫県	4	14	10	0	2	3	北九州市	0	3	8	0	1	0
奈良県	2	3	4	0	0	0	福岡市	2	7	2	3	7	5
和歌山県	4	5	5	0	0	0	熊本市	3	1	5	0	2	2
鳥取県	2	3	1	0	0	0	横須賀市	0	1	2	0	0	0
島根県	3	3	4	0	0	0	金沢市	1	3	0	0	0	0
岡山県	6	2	1	0	1	3	明石市	0	2	0	0	0	0
広島県	3	6	3	1	0	1	世田谷区	1	5	2	0	1	0
山口県	3	7	1	3	2	0	江戸川区	1	9	2	0	1	1
徳島県	0	3	3	0	2	0	荒川区	0	1	0	0	0	0
香川県	0	3	5	2	0	1	港区	0	0	0	0	0	0
							合計	304	664	311	88	177	152

(19) 乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（令和3年度）

(単位：人、％)

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
北海道	7	7	3	42.9%	4	57.1%	0
青森県	11	11	7	63.6%	3	27.3%	1
岩手県	13	13	4	30.8%	9	69.2%	0
宮城県	6	6	4	66.7%	0	0.0%	2
秋田県	4	4	3	75.0%	0	0.0%	1
山形県	11	11	4	36.4%	7	63.6%	0
福島県	0	0	0	—	0	—	0
茨城県	11	11	6	54.5%	5	45.5%	0
栃木県	21	21	12	57.1%	8	38.1%	1
群馬県	14	14	10	71.4%	4	28.6%	0
埼玉県	54	54	19	35.2%	32	59.3%	3
千葉県	21	21	6	28.6%	13	61.9%	2
東京都	104	104	39	37.5%	54	51.9%	11
神奈川県	18	18	12	66.7%	5	27.8%	1
新潟県	6	6	4	66.7%	2	33.3%	0
富山県	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
石川県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0
福井県	6	6	0	0.0%	6	100.0%	0
山梨県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
長野県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
岐阜県	11	11	3	27.3%	7	63.6%	1
静岡県	11	11	8	72.7%	3	27.3%	0
愛知県	23	23	8	34.8%	9	39.1%	6
三重県	13	13	9	69.2%	3	23.1%	1
滋賀県	6	6	2	33.3%	4	66.7%	0
京都府	4	4	0	0.0%	3	75.0%	1
大阪府	40	40	7	17.5%	29	72.5%	4
兵庫県	24	24	8	33.3%	14	58.3%	2
奈良県	9	9	1	11.1%	7	77.8%	1
和歌山県	10	10	3	30.0%	7	70.0%	0
鳥取県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
島根県	5	5	1	20.0%	4	80.0%	0
岡山県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0
広島県	6	6	0	0.0%	5	83.3%	1
山口県	8	8	0	0.0%	7	87.5%	1
徳島県	4	4	0	0.0%	2	50.0%	2
香川県	3	3	3	100.0%	0	0.0%	0

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		その他へ
			児童数	割合	児童数	割合	
愛媛県	6	6	2	33.3%	4	66.7%	0
高知県	10	10	5	50.0%	5	50.0%	0
福岡県	15	15	4	26.7%	10	66.7%	1
佐賀県	0	0	0	—	0	—	0
長崎県	5	5	0	0.0%	4	80.0%	1
熊本県	7	7	3	42.9%	3	42.9%	1
大分県	12	12	8	66.7%	4	33.3%	0
宮崎県	11	11	1	9.1%	10	90.9%	0
鹿児島県	10	10	2	20.0%	7	70.0%	1
沖縄県	8	8	6	75.0%	1	12.5%	1
札幌市	16	16	9	56.3%	6	37.5%	1
仙台市	7	7	2	28.6%	3	42.9%	2
さいたま市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	0
千葉市	3	3	0	0.0%	2	66.7%	1
横浜市	15	15	1	6.7%	13	86.7%	1
川崎市	14	14	8	57.1%	3	21.4%	3
相模原市	6	6	5	83.3%	1	16.7%	0
新潟市	2	2	1	0.0%	1	0.0%	0
静岡市	1	1	0	0.0%	1	100.0%	0
浜松市	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
名古屋市	18	18	7	38.9%	11	61.1%	0
京都市	6	6	2	33.3%	2	33.3%	2
大阪市	44	44	8	18.2%	29	65.9%	7
堺市	4	4	2	50.0%	1	25.0%	1
神戸市	8	8	1	12.5%	5	62.5%	2
岡山市	5	5	2	40.0%	2	40.0%	1
広島市	12	12	2	16.7%	10	83.3%	0
北九州市	6	6	1	16.7%	4	66.7%	1
福岡市	4	4	0	0.0%	4	100.0%	0
熊本市	7	7	2	28.6%	4	57.1%	1
横須賀市	4	4	2	50.0%	2	50.0%	0
金沢市	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
明石市	1	1	0	0.0%	1	100.0%	0
世田谷区	3	3	1	33.3%	1	33.3%	1
江戸川区	10	10	5	50.0%	4	40.0%	1
荒川区	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
港区	0	0	0	—	0	—	0
合計	807	807	297	36.8%	438	54.3%	72

※家庭福祉課調べ

(20) 措置児童の保護者の状況

(単位：人)

区分	乳児院	児童養護施設	里親
両親又は一人親	2,959 (97.9%)	25,223 (93.3%)	4,222 (78.4%)
両親ともいない	53 (1.8%)	1,384 (5.1%)	919 (17.1%)
両親とも不明	8 (0.3%)	359 (1.3%)	222 (4.1%)
不詳	3 (0.1%)	60 (0.2%)	19 (0.4%)
総 数	3,023 (100.0%)	27,026 (100.0%)	5,382 (100.0%)

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(21) 家族との交流状況

(単位：人)

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		電話・メール ・手紙	面会	一時帰宅		
里親	5,382 100.0%	227 4.2%	925 17.2%	359 6.7%	3,782 70.3%	89 1.7%
児童養護施設	27,026 100.0%	2,438 9.0%	7,772 28.8%	9,126 33.8%	5,391 19.9%	2,299 8.5%
児童心理 治療施設	1,367 100.0%	76 5.6%	449 32.8%	538 39.4%	218 15.9%	86 6.3%
児童自立 支援施設	1,448 100.0%	93 6.4%	452 31.2%	493 34.0%	199 13.7%	211 14.6%
乳児院	3,023 100.0%	102 3.4%	1,672 55.3%	425 14.1%	651 21.5%	173 5.7%
ファミリーホーム	1,513 100.0%	128 8.5%	435 28.8%	258 17.1%	559 36.9%	133 8.8%
自立援助ホーム	616 100.0%	143 23.2%	72 11.7%	56 9.1%	292 47.4%	53 8.6%

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(22) 家族との交流の頻度 ((21) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		里親	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
【電話・メール・ 手紙】	総数	227 100.0%	2,438 100.0%	76 100.0%	93 100.0%	102 100.0%	128 100.0%	143 100.0%
	月1回以上	37 16.3%	487 20.0%	14 18.4%	31 33.3%	30 29.4%	18 14.1%	55 38.5%
	年2回～11回	118 52.0%	1,431 58.7%	46 60.5%	48 51.6%	58 56.9%	68 53.1%	69 48.3%
	年1回ぐらい	71 31.3%	501 20.5%	16 21.1%	11 11.8%	13 12.7%	42 32.8%	18 12.6%
	不詳	1 0.4%	19 0.8%	- -	3 3.2%	1 1.0%	- -	1 0.7%
【面会】	総数	925 100.0%	7,772 100.0%	449 100.0%	452 100.0%	1,672 100.0%	435 100.0%	72 100.0%
	月1回以上	175 18.9%	1,833 23.6%	101 22.5%	178 39.4%	960 57.4%	92 21.1%	19 26.4%
	年2回～11回	559 60.4%	5,000 64.3%	298 66.4%	247 54.6%	608 36.4%	265 60.9%	41 56.9%
	年1回ぐらい	189 20.4%	930 12.0%	49 10.9%	27 6.0%	97 5.8%	78 17.9%	11 15.3%
	不詳	2 0.2%	9 0.1%	1 0.2%	- -	7 0.4%	- -	1 1.4%
【一時帰宅】	総数	359 100.0%	9,126 100.0%	538 100.0%	493 100.0%	425 100.0%	258 100.0%	56 100.0%
	月1回以上	159 44.3%	2,769 30.3%	224 41.6%	175 35.5%	346 81.4%	110 42.6%	18 32.1%
	年2回～11回	178 49.6%	5,949 65.2%	296 55.0%	300 60.9%	77 18.1%	129 50.0%	34 60.7%
	年1回ぐらい	18 5.0%	395 4.3%	18 3.3%	18 3.7%	2 0.5%	19 7.4%	4 7.1%
	不詳	4 1.1%	13 0.1%	- -	- -	- -	- -	- -

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(23) 定員規模別児童福祉施設数（令和4年10月1日現在）

（単位：か所）

種別 認可定員	乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	146	100.0%	606	100.0%	53	100.0%	58	100.0%	197	100.0%
20人以下	73	50.0%	10	1.7%	5	9.4%	2	3.4%	161	81.7%
21 ～ 30	34	23.3%	96	15.8%	18	34.0%	10	17.2%	26	13.2%
31 ～ 40	25	17.1%	132	21.8%	16	30.2%	5	8.6%	5	2.5%
41 ～ 50	6	4.1%	163	26.9%	12	22.6%	14	24.1%	4	2.0%
51 ～ 60	3	2.1%	99	16.3%	2	3.8%	10	17.2%	1	0.5%
61 ～ 70	4	2.7%	43	7.1%	－	－	5	8.6%	－	－
71 ～ 80	1	0.7%	29	4.8%	－	－	1	1.7%	－	－
81 ～ 90	－	－	13	2.1%	－	－	3	5.2%	－	－
91 ～ 100	－	－	9	1.5%	－	－	1	1.7%	－	－
101 ～ 110	－	－	5	0.8%	－	－	0	0%	－	－
111 ～ 120	－	－	2	0.3%	－	－	3	5.2%	－	－
121 ～ 150	－	－	5	0.8%	－	－	4	6.9%	－	－
151人以上	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※家庭福祉課調べ

※母子生活支援施設の定員については世帯数

(24) 里親申込の動機

総 数	児童福祉への 理解から	子どもを 育てたいから	養子を得 たいため	その他	不 詳
4,216	1,759	1,299	453	617	88
100.0%	41.7%	30.8%	10.7%	14.6%	2.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(25) 登録期間

総 数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上
4,216	1,845	1,224	611	531
100.0%	43.8%	29.0%	14.5%	12.6%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(26) 委託児童数

総 数	1人	2人	3人	4人	不詳
4,216	3,200	785	166	42	23
100.0%	75.9%	18.6%	3.9%	1.0%	0.5%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(27) 里親の年齢

	総 数	里親の年齢						いない	不 詳
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳		
里 父	4,216	11	203	964	1,140	1,345	10	528	15
	100.0%	0.3%	4.8%	22.9%	27.0%	31.9%	0.2%	12.5%	0.4%
里 母	4,216	28	251	1,207	1,374	1,251	10	82	13
	100.0%	0.7%	6.0%	28.6%	32.6%	29.7%	0.2%	1.9%	0.3%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(28) 里親の仕事の種類

		社会福祉事業従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の就業者	就業していない	不詳(仕事の種類)	いない	不詳
里父	4,216	178	447	110	675	223	339	178	120	235	287	463	393	25	528	15
	100.0%	4.2%	10.6%	2.6%	16.0%	5.3%	8.0%	4.2%	2.8%	5.6%	6.8%	11.0%	9.3%	0.6%	12.5%	0.4%
里母	4,216	297	280	75	256	39	257	107	67	37	274	538	1,872	22	82	13
	100.0%	7.0%	6.6%	1.8%	6.1%	0.9%	6.1%	2.5%	1.6%	0.9%	6.5%	12.8%	44.4%	0.5%	1.9%	0.3%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(29) 年間所得

総数	平均所得金額
里親家庭	594.4万円
一般家庭	551.6万円

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在） ※一般家庭は「平成30年国民生活基礎調査」

(30) 住宅所有状況

総数	自家		借家		その他	不明	不詳
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅			
4,216	3,034	389	254	438	52	1	48
100.0%	72.0%	9.2%	6.0%	10.4%	1.2%	0.0%	1.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(3 1) 就業状況（令和4年3月1日現在） ※家庭福祉課調べ

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況		
4, 997 (100%)	夫婦世帯 4, 294 (85. 9%)	共働き	2, 354	47. 1%
		一方が働いている	1, 660	33. 2%
		どちらも働いていない	280	5. 6%
	ひとり親世帯 703 (14. 1%)	働いている	490	9. 8%
		働いていない	213	4. 3%

(3 2) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（令和3年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	40	167	472
児童養護施設	155	743	1891
里親	557	1529	3, 241
その他	39	165	387
合計	791	2, 604	5, 991

※レスパイト・ケアを利用した里親
世帯数・・・817世帯

※家庭福祉課調べ

(33) 里親養育支援児童福祉司の配置状況について（令和4年4月1日現在）（家庭福祉課調べ）

北海道	9
青森県	6
岩手県	3
宮城県	5
秋田県	4
山形県	2
福島県	4
茨城県	5
栃木県	2
群馬県	3
埼玉県	8
千葉県	14
東京都	20
神奈川県	15
新潟県	7
富山県	2
石川県	2
福井県	2
山梨県	1
長野県	8
岐阜県	5
静岡県	7
愛知県	16
三重県	1

滋賀県	4
京都府	5
大阪府	21
兵庫県	5
奈良県	1
和歌山県	3
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	4
山口県	6
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	2
高知県	2
福岡県	10
佐賀県	2
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	2
鹿児島県	3
沖縄県	2
合計	243

- ※1 中野区及び奈良市は令和4年4月1日児童相談所開所。
 ※2 各都道府県には指定都市、児童相談所設置市の人数含む。

4. 里親等委託の推進

○里親等委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる。
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親等委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が23.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、福岡市では里親等への委託率が59.3%を占め、また、福岡市では過去10年間で27.9%から59.3%(+31.4%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

○里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等



里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

○里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）



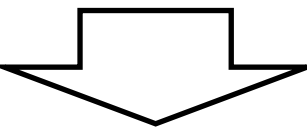
昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施



平成14年10月 里親制度改正

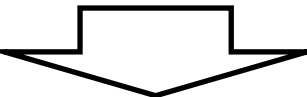
- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施



- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）



- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%を目標



平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）



平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
- ・一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）



平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
 - ※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスティング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、「フォスティング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）



令和4年児童福祉法改正

- ・児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。（令和6年4月1日施行）

○里親登録（認定）の要件

基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）。
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。こどもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

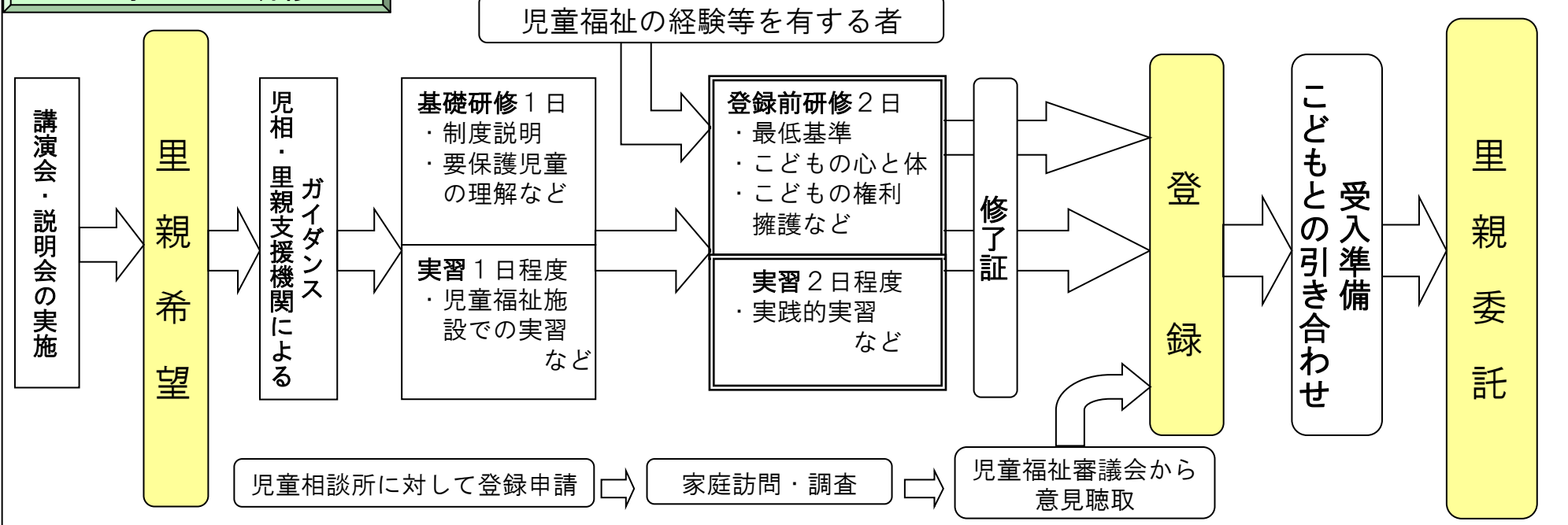
里親名簿への登録

親族里親の認定

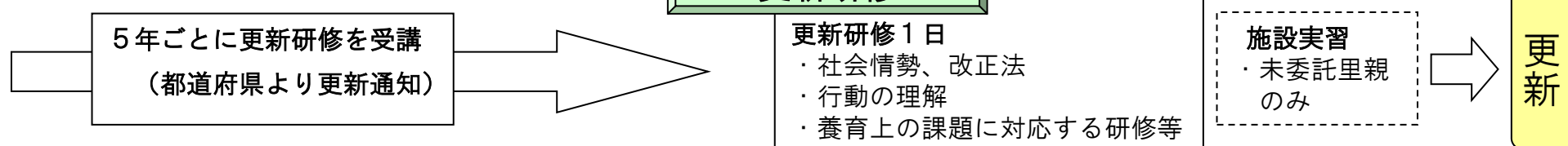
5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと

○養育里親の里親研修と登録の流れ

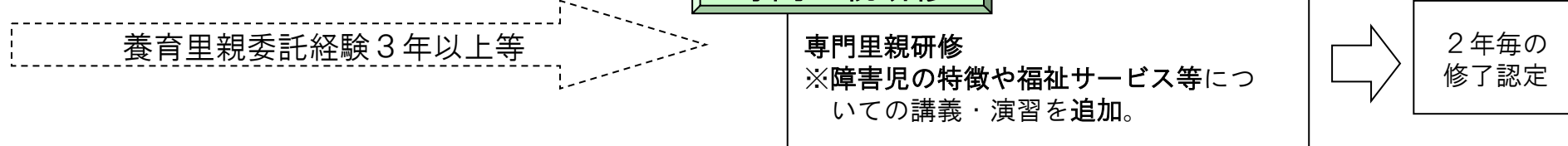
登録までの研修



更新研修



専門里親研修



○里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NP0等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1 日 ＋ 実習 1 日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要するこどもの理解について（ex保護を要するこどもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 登録前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける	2 日 ＋ 実習 2 日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③こどもの心（こどもの発達と委託後の適応） ④こどもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後 5 年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1 日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1 日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex こどもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex こどもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

○里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成２３年度末の１３．５％から、令和３年度末には２３．５％に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成２３年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成２４年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成２５年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成２６年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成２７年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成２８年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成２９年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成３０年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和２年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和３年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

※ 「里親等」は、平成２１年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で５～６人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和３年度末で４４６か所、委託児童１，７１８人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

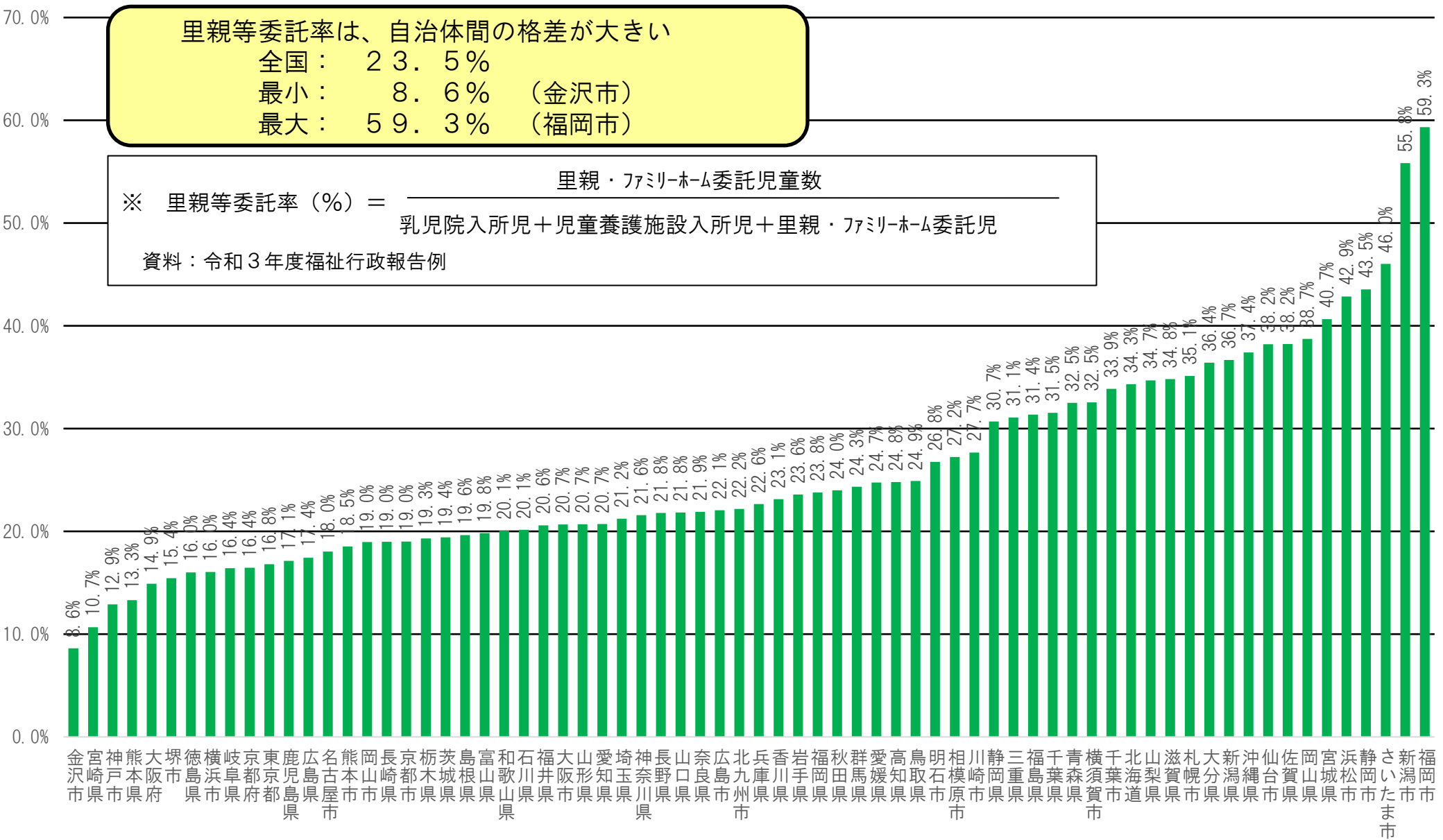
里親等委託率

〇都道府県市別の里親等委託率の差

70都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国： 23.5%
最小： 8.6%（金沢市）
最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
資料：令和3年度福祉行政報告例



○都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1)/(7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	②		③	④	⑤	⑥	
	①	②	(1)/(7)	③	④	⑤	⑥	(1)+③+⑤
北海道	622人	34.6%	(9)	52人	2.9%	1,122人	62.5%	1,796人
青森県	104人	32.5%	(10)	18人	5.6%	198人	61.9%	320人
岩手県	75人	23.6%	(22)	24人	7.5%	219人	68.9%	318人
宮城県	181人	39.5%	(2)	40人	8.7%	237人	51.7%	458人
秋田県	48人	24.0%	(21)	18人	9.0%	134人	67.0%	200人
山形県	54人	20.7%	(28)	17人	6.5%	190人	72.8%	261人
福島県	117人	31.4%	(12)	9人	2.4%	247人	66.2%	373人
茨城県	138人	19.4%	(35)	61人	8.6%	512人	72.0%	711人
栃木県	118人	19.3%	(36)	67人	11.0%	426人	69.7%	611人
群馬県	111人	24.4%	(20)	30人	6.6%	314人	69.0%	455人
埼玉県	445人	25.1%	(16)	182人	10.3%	1,147人	64.7%	1,774人
千葉県	413人	31.9%	(11)	84人	6.5%	799人	61.7%	1,296人
東京都	618人	16.8%	(42)	294人	8.0%	2,766人	75.2%	3,678人
神奈川県	425人	22.0%	(24)	159人	8.2%	1,348人	69.8%	1,932人
新潟県	144人	43.6%	(1)	26人	7.9%	160人	48.5%	330人
富山県	22人	19.8%	(31)	8人	7.2%	81人	73.0%	111人
石川県	39人	15.1%	(46)	22人	8.5%	197人	76.4%	258人
福井県	42人	20.6%	(29)	21人	10.3%	141人	69.1%	204人
山梨県	94人	34.7%	(8)	22人	8.1%	155人	57.2%	271人
長野県	115人	21.8%	(27)	28人	5.3%	385人	72.9%	528人
岐阜県	84人	16.4%	(43)	30人	5.9%	398人	77.7%	512人
静岡県	228人	35.6%	(6)	51人	8.0%	362人	56.5%	641人
愛知県	353人	19.6%	(34)	100人	5.5%	1,350人	74.9%	1,803人
三重県	152人	31.1%	(13)	32人	6.5%	305人	62.4%	489人

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	(1)/(7)	数(人)	率	数(人)	率	
	①	②		③	④	⑤	⑥	
	①	②	(1)/(7)	③	④	⑤	⑥	(1)+③+⑤
滋賀県	94人	34.8%	(7)	29人	10.7%	147人	54.4%	270人
京都府	126人	17.9%	(39)	58人	8.2%	520人	73.9%	704人
大阪府	471人	17.3%	(40)	243人	8.9%	2,015人	73.8%	2,729人
兵庫県	302人	19.8%	(32)	123人	8.0%	1,103人	72.2%	1,528人
奈良県	69人	21.9%	(25)	16人	5.1%	230人	73.0%	315人
和歌山県	64人	20.1%	(30)	29人	9.1%	226人	70.8%	319人
鳥取県	58人	24.9%	(17)	29人	12.4%	146人	62.7%	233人
島根県	32人	19.6%	(33)	22人	13.5%	109人	66.9%	163人
岡山県	119人	28.7%	(15)	12人	2.9%	284人	68.4%	415人
広島県	131人	19.2%	(37)	26人	3.8%	525人	77.0%	682人
山口県	98人	21.8%	(26)	19人	4.2%	332人	73.9%	449人
徳島県	36人	16.0%	(44)	17人	7.6%	172人	76.4%	225人
香川県	43人	23.1%	(23)	18人	9.7%	125人	67.2%	186人
愛媛県	118人	24.7%	(19)	28人	5.9%	331人	69.4%	477人
高知県	91人	24.8%	(18)	21人	5.7%	255人	69.5%	367人
福岡県	435人	30.7%	(14)	104人	7.3%	877人	61.9%	1,416人
佐賀県	78人	38.2%	(3)	13人	6.4%	113人	55.4%	204人
長崎県	81人	19.0%	(38)	19人	4.4%	327人	76.6%	427人
熊本県	100人	15.6%	(45)	45人	7.0%	497人	77.4%	642人
大分県	162人	36.4%	(5)	10人	2.2%	273人	61.3%	445人
宮崎県	46人	10.7%	(47)	26人	6.0%	359人	83.3%	431人
鹿児島県	124人	17.1%	(41)	40人	5.5%	560人	77.3%	724人
沖縄県	178人	37.4%	(4)	9人	1.9%	289人	60.7%	476人
全国	7,798人	23.5%		2,351人	7.1%	23,008人	69.4%	33,157人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。
(注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

年齢階層別の里親等委託率①(令和3年度末(実績))

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。

自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	75人	49人	65.3%	136人	65人	47.8%	873人	258人	29.6%	1,084人	372人	34.3%
青森県	27人	10人	37.0%	41人	21人	51.2%	252人	73人	29.0%	320人	104人	32.5%
岩手県	23人	7人	30.4%	51人	11人	21.6%	244人	57人	23.4%	318人	75人	23.6%
宮城県	20人	5人	25.0%	23人	12人	52.2%	203人	83人	40.9%	246人	100人	40.7%
秋田県	15人	3人	20.0%	29人	13人	44.8%	156人	32人	20.5%	200人	48人	24.0%
山形県	20人	4人	20.0%	51人	16人	31.4%	190人	34人	17.9%	261人	54人	20.7%
福島県	22人	13人	59.1%	63人	40人	63.5%	288人	64人	22.2%	373人	117人	31.4%
茨城県	74人	6人	8.1%	109人	38人	34.9%	528人	94人	17.8%	711人	138人	19.4%
栃木県	74人	14人	18.9%	91人	22人	24.2%	446人	82人	18.4%	611人	118人	19.3%
群馬県	44人	13人	29.5%	85人	37人	43.5%	326人	61人	18.7%	455人	111人	24.4%
埼玉県	162人	34人	21.0%	282人	77人	27.3%	1,054人	207人	19.6%	1,498人	318人	21.2%
千葉県	85人	35人	41.2%	192人	93人	48.4%	827人	220人	26.6%	1,104人	348人	31.5%
東京都	328人	57人	17.4%	566人	125人	22.1%	2,784人	436人	15.7%	3,678人	618人	16.8%
神奈川県	76人	9人	11.8%	117人	48人	41.0%	442人	80人	18.1%	635人	137人	21.6%
新潟県	25人	9人	36.0%	34人	14人	41.2%	151人	54人	35.8%	210人	77人	36.7%
富山県	11人	2人	18.2%	12人	2人	16.7%	88人	18人	20.5%	111人	22人	19.8%
石川県	12人	1人	8.3%	15人	2人	13.3%	115人	26人	22.6%	142人	29人	20.4%
福井県	19人	0人	0.0%	18人	6人	33.3%	167人	36人	21.6%	204人	42人	20.6%
山梨県	23人	9人	39.1%	47人	26人	55.3%	201人	59人	29.4%	271人	94人	34.7%
長野県	45人	14人	31.1%	78人	31人	39.7%	405人	70人	17.3%	528人	115人	21.8%
岐阜県	51人	21人	41.2%	89人	19人	21.3%	372人	44人	11.8%	512人	84人	16.4%
静岡県	45人	15人	33.3%	69人	29人	42.0%	277人	76人	27.4%	391人	120人	30.7%
愛知県	87人	25人	28.7%	196人	57人	29.1%	755人	133人	17.6%	1,038人	215人	20.7%
三重県	38人	10人	26.3%	89人	33人	37.1%	362人	109人	30.1%	489人	152人	31.1%
滋賀県	28人	5人	17.9%	25人	13人	52.0%	217人	76人	35.0%	270人	94人	34.8%
京都府	28人	4人	14.3%	42人	10人	23.8%	234人	36人	15.4%	304人	50人	16.4%
大阪府	125人	25人	20.0%	246人	55人	22.4%	992人	123人	12.4%	1,363人	203人	14.9%
兵庫県	62人	8人	12.9%	160人	36人	22.5%	754人	177人	23.5%	976人	221人	22.6%
奈良県	18人	3人	16.7%	46人	8人	17.4%	251人	58人	23.1%	315人	69人	21.9%
和歌山県	22人	1人	4.5%	66人	18人	27.3%	231人	45人	19.5%	319人	64人	20.1%
鳥取県	17人	1人	5.9%	38人	4人	10.5%	178人	53人	29.8%	233人	58人	24.9%
島根県	21人	1人	4.8%	27人	7人	25.9%	115人	24人	20.9%	163人	32人	19.6%
岡山県	19人	8人	42.1%	25人	14人	56.0%	160人	57人	35.6%	204人	79人	38.7%
広島県	29人	4人	13.8%	52人	8人	15.4%	338人	61人	18.0%	419人	73人	17.4%
山口県	29人	4人	13.8%	45人	10人	22.2%	375人	84人	22.4%	449人	98人	21.8%
徳島県	18人	6人	33.3%	39人	11人	28.2%	168人	19人	11.3%	225人	36人	16.0%
香川県	23人	7人	30.4%	29人	11人	37.9%	134人	25人	18.7%	186人	43人	23.1%

年齢階層別の里親等委託率②(令和3年度末(実績))

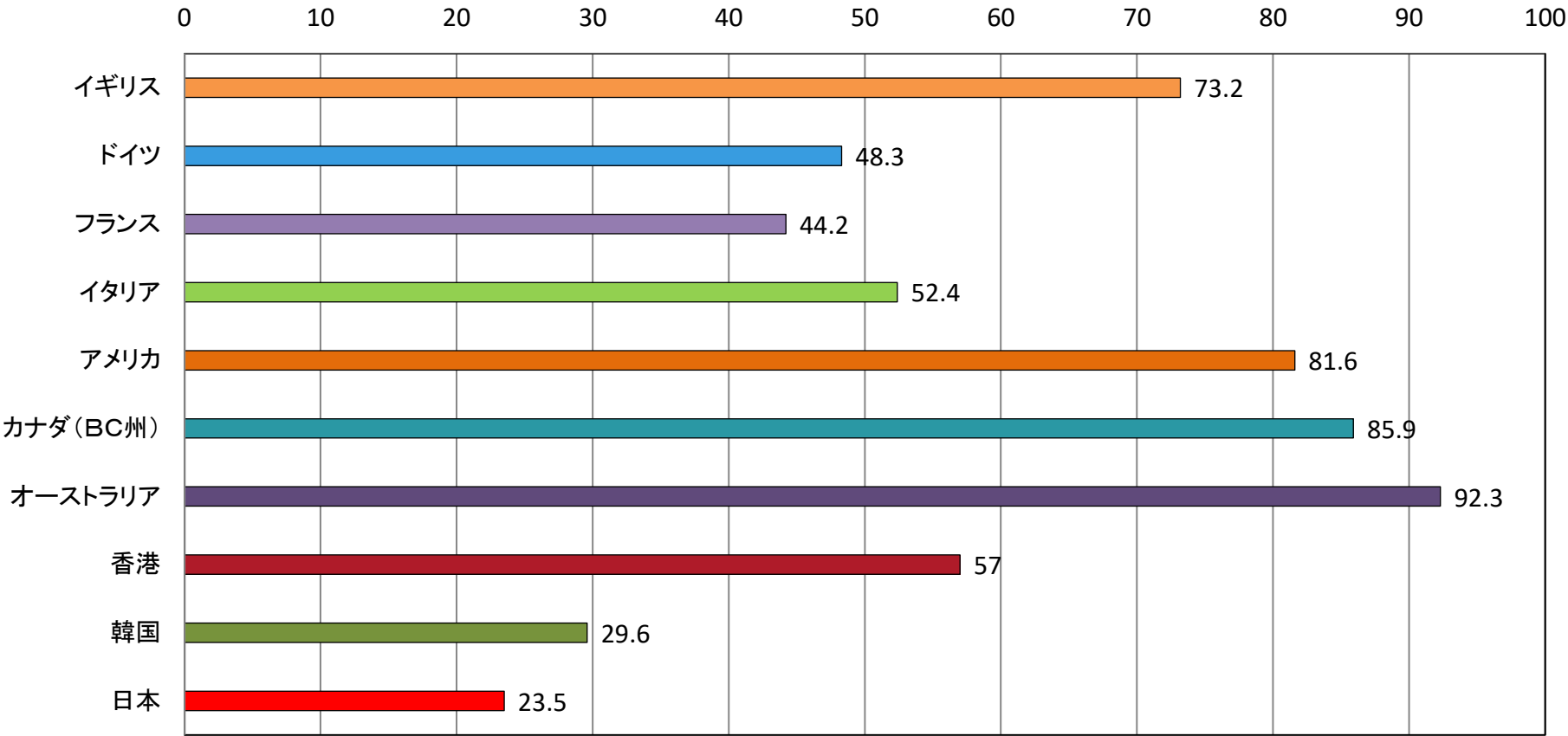
自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
愛媛県	35人	13人	37.1%	65人	15人	23.1%	377人	90人	23.9%	477人	118人	24.7%
高知県	25人	6人	24.0%	65人	26人	40.0%	277人	59人	21.3%	367人	91人	24.8%
福岡県	65人	10人	15.4%	133人	27人	20.3%	517人	133人	25.7%	715人	170人	23.8%
佐賀県	19人	6人	31.6%	33人	24人	72.7%	152人	48人	31.6%	204人	78人	38.2%
長崎県	29人	8人	27.6%	67人	8人	11.9%	331人	65人	19.6%	427人	81人	19.0%
熊本県	30人	3人	10.0%	57人	9人	15.8%	296人	40人	13.5%	383人	52人	13.6%
大分県	26人	13人	50.0%	73人	41人	56.2%	346人	108人	31.2%	445人	162人	36.4%
宮崎県	33人	3人	9.1%	78人	11人	14.1%	320人	32人	10.0%	431人	46人	10.7%
鹿児島県	58人	7人	12.1%	118人	12人	10.2%	548人	105人	19.2%	724人	124人	17.1%
沖縄県	34人	21人	61.8%	77人	46人	59.7%	365人	111人	30.4%	476人	178人	37.4%
札幌市	57人	31人	54.4%	122人	51人	41.8%	533人	168人	31.5%	712人	250人	35.1%
仙台市	20人	4人	20.0%	35人	15人	42.9%	157人	62人	39.5%	212人	81人	38.2%
さいたま市	31人	3人	9.7%	48人	27人	56.3%	197人	97人	49.2%	276人	127人	46.0%
千葉市	19人	7人	36.8%	27人	13人	48.1%	146人	45人	30.8%	192人	65人	33.9%
横浜市	63人	16人	25.4%	117人	19人	16.2%	487人	72人	14.8%	667人	107人	16.0%
川崎市	35人	13人	37.1%	53人	21人	39.6%	230人	54人	23.5%	318人	88人	27.7%
相模原市	18人	5人	27.8%	42人	20人	47.6%	131人	27人	20.6%	191人	52人	27.2%
新潟市	15人	11人	73.3%	16人	8人	50.0%	89人	48人	53.9%	120人	67人	55.8%
静岡市	11人	4人	36.4%	17人	7人	41.2%	96人	43人	44.8%	124人	54人	43.5%
浜松市	20人	17人	85.0%	18人	9人	50.0%	88人	28人	31.8%	126人	54人	42.9%
名古屋市	78人	27人	34.6%	130人	27人	20.8%	557人	84人	15.1%	765人	138人	18.0%
京都市	20人	2人	10.0%	64人	19人	29.7%	316人	55人	17.4%	400人	76人	19.0%
大阪市	119人	11人	9.2%	202人	48人	23.8%	773人	167人	21.6%	1,094人	226人	20.7%
堺市	24人	12人	50.0%	55人	10人	18.2%	193人	20人	10.4%	272人	42人	15.4%
神戸市	51人	5人	9.8%	43人	11人	25.6%	387人	46人	11.9%	481人	62人	12.9%
岡山市	14人	4人	28.6%	34人	7人	20.6%	163人	29人	17.8%	211人	40人	19.0%
広島市	15人	5人	33.3%	48人	10人	20.8%	200人	43人	21.5%	263人	58人	22.1%
北九州市	21人	2人	9.5%	68人	16人	23.5%	317人	72人	22.7%	406人	90人	22.2%
福岡市	18人	13人	72.2%	31人	29人	93.5%	246人	133人	54.1%	295人	175人	59.3%
熊本市	24人	4人	16.7%	29人	8人	27.6%	206人	36人	17.5%	259人	48人	18.5%
横須賀市	3人	0人	0.0%	21人	9人	42.9%	97人	32人	33.0%	121人	41人	33.9%
金沢市	10人	0人	0.0%	19人	3人	15.8%	87人	7人	8.0%	116人	10人	8.6%
明石市	4人	1人	25.0%	13人	2人	15.4%	54人	16人	29.6%	71人	19人	26.8%
合計	2,884人	729人	25.3%	5,341人	1,650人	30.9%	24,932人	5,419人	21.7%	33,157人	7,798人	23.5%
(参考) 令和2年度末	3,246人	810人	25.0%	5,394人	1,583人	29.3%	25,170人	5,314人	21.1%	33,810人	7,707人	22.8%

(出典) 令和3年度末：福祉行政報告例（令和4年3月末現在） 令和2年度末 福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

○諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」（令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業）
※ 日本の里親等委託率は、令和3年度末（2022年3月末）
※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ（BC州）、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合
※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

Ⅴ. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

Ⅵ. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅶ. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）
個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）
先駆的な取組を行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、補助メニューの拡充等を図るとともに、
 - ii 集中取組期間における補助率の嵩上げ（1／2⇒2／3）を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。

里親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 令和5年度の里親委託加速化プランを集計した結果、75自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）中、41自治体を財政支援の対象として採択した。
 - 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、
 - ①75%以上の自治体が1自治体増加し**19自治体**（19自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**22自治体**（22自治体）となっている。
- （※）（）内は令和4年度採択自治体数

採択可否	自治体名		令和元年度末 （実績）	令和2年度末 （実績）	令和3年度末（実績）			里親委託率 令和2年度と 3年度比較	令和4年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
			里親等委託率	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
●	1	北海道	71.8%	52.3%	75人	49人	65.3%	13.1%	73人	54人	74.0%	72人	61人	84.7%
	2	青森県	23.3%	20.0%	27人	10人	37.0%	17.0%	27人	9人	33.3%	26人	10人	38.5%
●	3	岩手県	15.4%	24.1%	23人	7人	30.4%	6.3%	27人	11人	40.7%	44人	21人	47.7%
●	4	宮城県	0.0%	22.2%	20人	5人	25.0%	2.8%	26人	9人	34.6%	26人	10人	38.5%
●	5	秋田県	15.8%	17.6%	15人	3人	20.0%	2.4%	19人	9人	47.4%	19人	11人	57.9%
●	6	山形県	35.3%	9.5%	21人	5人	23.8%	14.3%	22人	10人	45.5%	21人	16人	76.2%
●	7	福島県	69.2%	67.6%	22人	13人	59.1%	-8.6%	37人	27人	73.0%	38人	29人	76.3%
●	8	茨城県	16.2%	9.2%	74人	6人	8.1%	-1.1%	62人	26人	41.9%	60人	44人	73.3%
●	9	栃木県	18.4%	16.7%	74人	14人	18.9%	2.3%	82人	31人	37.8%	81人	43人	53.1%
	10	群馬県	29.7%	37.7%	44人	13人	29.5%	-8.2%	76人	22人	28.9%	77人	26人	33.8%
	11	埼玉県	18.4%	16.5%	193人	37人	19.2%	2.7%	203人	59人	29.1%	199人	72人	36.2%
	12	千葉県	33.0%	41.7%	85人	35人	41.2%	-0.6%	115人	57人	49.6%	114人	65人	57.0%
	13	東京都	15.1%	17.6%	329人	57人	17.3%	-0.3%	-	-	-	490人	69人	14.1%
●	14	神奈川県	12.4%	25.6%	76人	9人	11.8%	-13.8%	107人	32人	29.9%	106人	37人	34.9%
	15	新潟県	27.6%	33.3%	25人	9人	36.0%	2.7%	22人	7人	31.8%	22人	9人	40.9%
●	16	富山県	0.0%	36.4%	11人	2人	18.2%	-18.2%	13人	4人	30.8%	13人	6人	46.2%
	17	石川県	22.7%	8.3%	20人	1人	5.0%	-3.3%	19人	6人	31.6%	18人	8人	44.4%
	18	福井県	10.0%	4.3%	23人	1人	4.3%	0.0%	10人	2人	20.0%	12人	4人	33.3%
●	19	山梨県	50.0%	51.6%	23人	9人	39.1%	-12.5%	45人	29人	64.4%	46人	35人	76.1%
●	20	長野県	30.4%	41.7%	45人	14人	31.1%	-10.6%	56人	20人	35.7%	59人	45人	76.3%
●	21	岐阜県	38.5%	32.6%	51人	21人	41.2%	8.6%	55人	32人	58.2%	54人	41人	75.9%
	22	静岡県	35.4%	32.1%	46人	16人	34.8%	2.7%	42人	16人	38.1%	40人	18人	45.0%
	23	愛知県	27.4%	25.5%	84人	24人	28.6%	3.0%	156人	-	-	158人	45人	28.5%
	24	三重県	28.3%	22.0%	38人	10人	26.3%	4.4%	64人	29人	45.3%	64人	31人	48.4%
	25	滋賀県	45.5%	14.3%	23人	5人	21.7%	7.5%	23人	10人	43.7%	23人	12人	52.5%
	26	京都府	13.6%	20.0%	28人	4人	14.3%	-5.7%	30人	5人	16.7%	30人	7人	23.3%
	27	大阪府	22.7%	20.1%	125人	25人	20.0%	-0.1%	165人	-	-	165人	-	47.0%
	28	兵庫県	18.4%	18.0%	62人	8人	12.9%	-5.1%	104人	30人	28.8%	104人	39人	37.5%
	29	奈良県	17.9%	10.3%	18人	3人	16.7%	6.3%	34人	7人	20.6%	33人	9人	27.3%
●	30	和歌山県	10.7%	5.0%	22人	1人	4.5%	-0.5%	36人	8人	22.2%	35人	12人	34.3%
●	31	鳥取県	4.5%	0.0%	17人	1人	5.9%	5.9%	38人	3人	7.9%	36人	5人	13.9%
	32	島根県	32.0%	21.7%	21人	1人	4.8%	-17.0%	22人	4人	18.2%	25人	9人	36.0%
●	33	岡山県	35.0%	26.7%	33人	12人	36.4%	9.7%	73人	44人	60.3%	70人	53人	75.7%
	34	広島県	12.6%	27.1%	44人	9人	20.5%	-6.7%	43人	9人	20.9%	41人	27人	65.9%
●	35	山口県	6.5%	16.1%	30人	5人	16.7%	0.5%	30人	7人	23.3%	29人	10人	34.5%
	36	徳島県	37.5%	36.4%	18人	6人	33.3%	-3.0%	29人	13人	44.8%	28人	18人	64.3%
	37	香川県	26.1%	40.0%	23人	7人	30.4%	-9.6%	26人	11人	42.3%	25人	13人	52.0%
●	38	愛媛県	11.6%	30.6%	35人	13人	37.1%	6.6%	50人	19人	38.0%	50人	24人	48.0%

採択 の 可否	自治体名		令和元年度末 （実績）	令和2年度末 （実績）	令和3年度末（実績）			里親委託率 令和2年度と 3年度比較	令和4年度末（見込み）			令和6年度末（見込）		
			里親等委託率	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
●	39	高知県	3.6%	10.0%	25人	6人	24.0%	14.0%	41人	13人	31.7%	51人	21人	41.2%
●	40	福岡県	15.1%	13.9%	65人	10人	15.4%	1.5%	66人	26人	39.4%	63人	33人	52.4%
●	41	佐賀県	51.4%	42.3%	14人	6人	42.9%	0.5%	28人	18人	64.3%	28人	21人	75.0%
	42	長崎県	32.1%	15.4%	30人	9人	30.0%	14.6%	29人	14人	48.3%	29人	18人	62.1%
●	43	熊本県	0.0%	9.5%	30人	3人	10.0%	0.5%	29人	7人	24.1%	28人	13人	46.4%
●	44	大分県	54.3%	46.4%	26人	13人	50.0%	3.6%	33人	22人	66.7%	33人	25人	75.8%
●	45	宮崎県	2.6%	6.3%	33人	3人	9.1%	2.8%	35人	10人	28.6%	34人	13人	38.2%
	46	鹿児島県	23.5%	14.3%	59人	8人	13.6%	-0.7%	58人	18人	31.0%	58人	23人	39.7%
	47	沖縄県	60.5%	69.0%	34人	21人	61.8%	-7.3%	47人	27人	57.4%	47人	27人	57.4%
●	48	札幌市	38.3%	50.9%	57人	31人	54.4%	3.5%	57人	35人	61.4%	58人	44人	75.9%
	49	仙台市	17.4%	32.0%	20人	4人	20.0%	-12.0%	35人	11人	31.4%	36人	14人	38.9%
	50	さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	51	千葉市	30.8%	31.6%	19人	7人	36.8%	5.3%	19人	7人	36.8%	18人	10人	55.6%
	52	横浜市	20.9%	27.3%	63人	16人	25.4%	-1.9%	124人	36人	29.0%	130人	43人	33.1%
●	53	川崎市	23.7%	38.9%	35人	13人	37.1%	-1.7%	49人	31人	63.3%	51人	38人	74.5%
●	54	相模原市	30.8%	33.3%	18人	5人	27.8%	-5.6%	26人	13人	50.0%	24人	18人	75.0%
●	55	新潟市	68.8%	68.8%	18人	11人	61.1%	-7.6%	12人	8人	66.7%	12人	9人	75.0%
	56	静岡市	56.3%	50.0%	11人	4人	36.4%	-13.6%	16人	8人	50.0%	15人	8人	53.3%
●	57	浜松市	63.2%	78.6%	20人	17人	85.0%	6.4%	16人	13人	81.3%	18人	15人	83.3%
●	58	名古屋市	17.2%	29.9%	77人	23人	29.9%	0.0%	98人	35人	35.7%	100人	45人	45.0%
●	59	京都市	21.1%	29.0%	20人	2人	10.0%	-19.0%	36人	19人	52.6%	35人	26人	75.0%
●	60	大阪市	5.0%	8.3%	119人	11人	9.2%	0.9%	188人	19人	10.1%	188人	48人	25.5%
	61	堺市	33.3%	28.0%	23人	11人	47.8%	19.8%	52人	0人	0.0%	42人	15人	35.7%
●	62	神戸市	14.9%	16.4%	33人	4人	12.1%	-4.3%	50人	12人	24.0%	51人	19人	37.3%
●	63	岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	64	広島市	16.7%	29.2%	15人	5人	33.3%	4.2%	25人	3人	12.0%	25人	5人	20.0%
	65	北九州市	22.7%	18.8%	21人	2人	9.5%	-9.2%	29人	7人	24.1%	44人	17人	38.6%
●	66	福岡市	66.7%	71.4%	18人	13人	72.2%	0.8%	37人	25人	67.6%	35人	27人	77.1%
●	67	熊本市	18.5%	8.0%	26人	2人	7.7%	-0.3%	26人	11人	42.3%	26人	15人	57.7%
	68	横須賀市	11.1%	0.0%	3人	0人	0.0%	0.0%	12人	1人	8.3%	14人	1人	7.1%
	69	金沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
●	70	明石市	33.3%	66.7%	4人	1人	25.0%	-41.7%	7人	4人	57.1%	7人	6人	85.7%
●	71	奈良市	-	-	-	-	-	-	8人	1人	12.5%	8人	6人	75.0%
●	72	世田谷区	-	33.3%	12人	1人	8.3%	-25.0%	22人	13人	59.1%	26人	20人	76.9%
●	73	江戸川区	12.5%	4.0%	18人	2人	11.1%	7.1%	30人	7人	23.3%	30人	12人	40.0%
	74	荒川区	-	9.1%	7人	0人	0.0%	-9.1%	13人	2人	15.4%	15人	3人	20.0%
●	75	港区	-	25.0%	2人	0人	0.0%	-25.0%	7人	3人	42.9%	8人	6人	75.0%
	76	豊島区	-	-	-	-	-	-	9人	1人	11.1%	10人	3人	30.0%

※さいたま市は埼玉県に、岡山市は岡山県に、金沢市は石川県に含む。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（新規）>

（1）フォスタリング機関（総合型）への包括的なメニュー創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

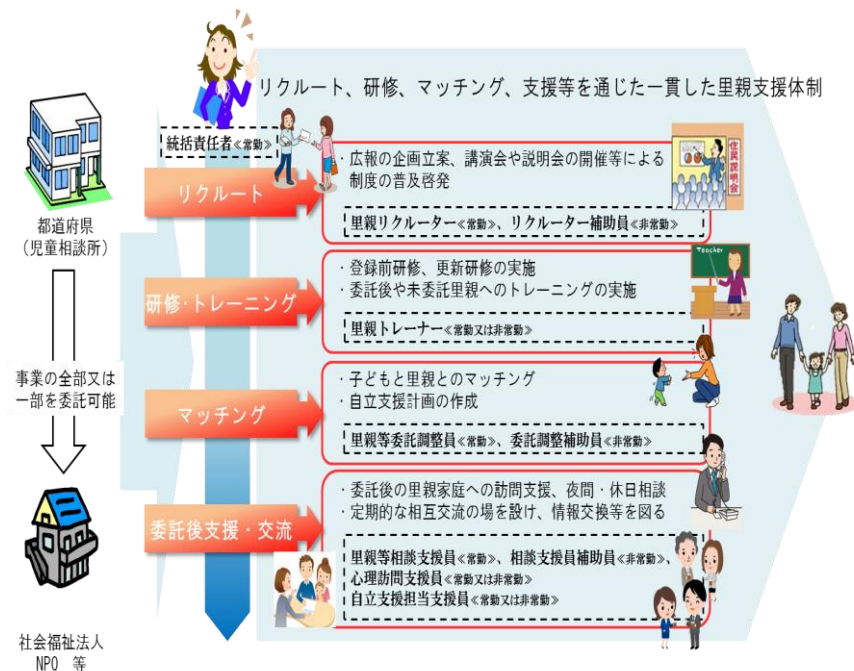
→ 都道府県等が実施する場合：1 か所当たり 31,801千円
委託して実施する場合：1 か所当たり 28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型）を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1 か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算・・・・・・・・・・1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業・・・・・・・・・・1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算・・・・・・・・・・1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数	
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		20人以上40人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満・・・・・・・・・・1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算・・・・・・・・1か所当たり	5,688千円加算	80人以上・・・・・・・・・・1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数		心理訪問支援員配置加算（常勤）・・1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）・・1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援・・・・・・・・・・1日当たり	4,860円
35件以上・・・・・・・・・・1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援	
④里親研修・トレーニング等事業		受入準備経費・・・・・・・・・・1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）・・1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）・・1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業	
里親トレーナー配置加算（非常勤）1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ	
研修受講促進費・・・・・・・・・・1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合・・・・・・・・1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業・・・・・・・・・・1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ	
新規里親委託件数		支援回数240回以上の場合・・・・・・・・1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業・・・・・・・・1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満・・・・・・・・・・1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業・・1か所当たり	2,200千円
45件以上・・・・・・・・・・1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業・・・・・・・・1自治体当たり	10,000千円
		⑪里親養育包括支援促進事業	
		都道府県等が実施する場合・・・・・・・・1か所当たり	31,801千円<<新規>>
		委託して実施する場合・・・・・・・・・・1か所当たり	28,551千円<<新規>>
		開設準備経費・・・・・・・・・・1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を嵩上げ（1/2⇒2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

概要

- 家庭で適切な養育を受けられないこども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）

<支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの
ファシリテーターと里親との様子】



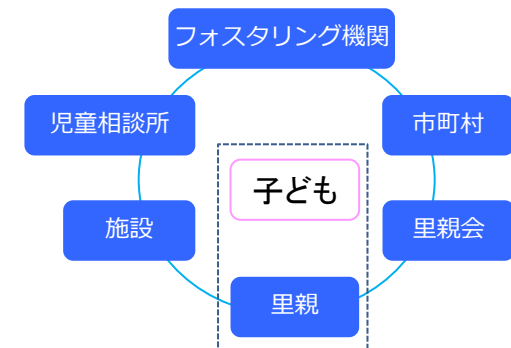
【ショッピングモールでの
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



都道府県別フオスタリング事業の実施状況（令和3年度）

「里親養育包括支援事業」（フオスタリング事業）による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。
（令和2年度：73自治体（73自治体中）、275か所（延べ） → 令和3年度（実績）：74自治体（74自治体中）、308か所（＋33）（延べ））

自治体名	か所数		実施機関詳細									
	公営	民間委託	実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進事業	④里親訪問等支援事業	⑤里親等委託児童自立支援事業	⑥共働き家庭里親委託促進事業	⑦障害児里親等委託促進モデル事業	⑧里親等委託推進提案型事業	
北海道	9か所	8か所	1か所	自治体	北海道中央児童相談所	○	○	○	○			
					北海道旭川児童相談所	○	○	○	○			
					北海道帯広児童相談所	○	○	○	○			
					北海道釧路児童相談所	○	○	○	○			
					北海道函館児童相談所	○	○	○	○			
					北海道北見児童相談所	○	○	○	○			
					北海道岩見沢児童相談所	○	○	○	○			
					北海道室蘭児童相談所	○	○	○	○			
					民間 一般社団法人 北海道里親会連合会	○						
					民間 中央児童相談所		○	○				
青森県	11か所	6か所	5か所	自治体	弘前児童相談所	○	○	○				
					八戸児童相談所		○	○				
					五所川原児童相談所		○	○				
					七戸児童相談所		○	○				
					むつ児童相談所		○	○				
				民間	社会福祉法人 緑型母園	○	○	○	○			
					社会福祉法人 ひまわり乳児院		○	○	○			
					社会福祉法人 弘前乳児院	○	○	○	○			
					青森県里親連合会	○				○		
					社会福祉法人 原陽財団母子愛育会		○					
岩手県	4か所	4か所	－	自治体	岩手県（本庁）		○					
					岩手県福祉総合相談センター	○						
					岩手県一関児童相談所	○	○					
					岩手県宮古児童相談所	○	○	○				
宮城県	5か所	3か所	2か所	自治体	中央児童相談所		○					
					北部児童相談所		○					
				民間	東部児童相談所		○	○				
					みやぎ里親支援センターけやき 恵陽財団母子愛育会	○ ○	○ ○	○ ○				
秋田県	9か所	4か所	5か所	自治体	各児童相談所（3箇所）及び主管課			○				
					秋田赤十字乳児院	○	○	○				
				民間	滝澤学園					○		
					盛岡児童保健院	○	○	○				
					聖園天使園 横南夢児園	○ ○	○ ○	○ ○				
山形県	3か所	1か所	2か所	自治体	山形県	○	○	○				
				民間	社会福祉法人 憲河工学園	○		○				
					社会福祉法人 恵陽財団済生会支部山形県済生会	○	○					
福島県	4か所	4か所	－	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○			
					県中央児童相談所	○	○	○	○			
					会津児童相談所	○	○	○	○			
					浜児童相談所	○	○	○	○			
					中央児童相談所		○	○	○			
茨城県	9か所	5か所	4か所	自治体	中央児童相談所			○	○			
					日立児童相談所			○	○			
					藤田児童相談所			○	○			
					土浦児童相談所			○	○			
					茨西市児童相談所			○	○			
				民間	社会福祉法人 同仁会 児童家庭支援センターあいびー	○						
					社会福祉法人 同仁会 つくば音楽塾 社会福祉法人 茨城県連心園 社会福祉法人 豊田会	○ ○ ○	○ ○ ○					
栃木県	6か所	3か所	3か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○			
					県南児童相談所	○	○	○	○			
					県北児童相談所	○		○	○			
				民間	栃木フオスタリングセンター （一般社団法人 とちぎ家庭養育推進協議会） 一般財団法人 栃木県県連連合会	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○				
					社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会							
群馬県	8か所	4か所	4か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○			
					中央児童相談所北部支所	○	○	○	○			
					西部児童相談所	○	○	○	○			
					東部児童相談所	○	○	○	○			
					社会福祉法人 三井福祉会	○						
				民間	群馬県里親の会					○		
					群馬県児童養護施設連絡協議会 社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会	○ ○	○ ○					

自治体名	か所数			実施機関名	実施機関詳細								
	公営	民間委託			①普及促進・ リクルート事 業	②里親研修・ トレーニング 事業	③里親委託推 進等事業	④里親訪問等 支援事業	⑤里親等委託 児童自立支援 事業	⑥共働き家庭 里親委託促進 事業	⑦障害児里親 等委託促進モ デル事業	⑧里親等委託 推進提案型事 業	
埼玉県	9か所	7か所	2か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○				
					南児児童相談所	○	○	○	○				
					川越児童相談所	○	○	○	○				
					所沢児童相談所	○	○	○	○				
					熊谷児童相談所	○	○	○	○				
					越谷児童相談所	○	○	○	○				
					草加児童相談所	○	○	○	○				
				民間	特定非営利活動法人 キーアセット	○	○	○	○				
千葉県	4か所	－	4か所	一般社団法人 埼玉県里親会		○							
				特定非営利活動法人 子ども家庭サポートセンターちば	○	○	○	○					
				特定非営利活動法人 ちばこどもおうえんだん	○								
				千葉県里親会					○				
東京都	6か所	－	6か所	社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会		○							
				特定非営利活動法人 キーアセット	○	○	○	○	○				
				一般社団法人 東京公認心理師協会	○	○	○	○	○				
				社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院	○	○	○	○	○				
				社会福祉法人 二葉保育園二葉学園	○	○	○	○	○				
				養育家庭の会		○							
				特定非営利活動法人 バディチーム					○				
神奈川県	14か所	7か所	7か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○					
					平塚児童相談所	○	○	○					
					鎌倉三浦地域児童相談所	○	○	○					
					小田原児童相談所	○	○	○					
					厚木児童相談所	○	○	○					
					大和綾瀬地域児童相談所	○	○	○					
					子ども自立生活支援センター	○	○	○					
				民間	里親センター	○	○						
家庭養育支援センター（6箇所）													
新潟県	6か所	4か所	2か所	自治体	新潟県	○							
					中央児童相談所		○			○			
				民間	長岡児童相談所					○			
					上越児童相談所					○			
					社会福祉法人 恵陽財団母子愛育会								
富山県	1か所	－	1か所	民間	社会福祉法人 新潟カリス会								
石川県	3か所	2か所	1か所	自治体	日本赤十字社富山県支部	○	○	○	○				
					中央児童相談所	○	○			○			
				民間	七尾児童相談所	○	○			○			
					社会福祉法人 松寿園	○	○						
福井県	3か所	2か所	1か所	自治体	総合福祉相談所	○	○	○	○				
					敦賀児童相談所	○	○	○	○				
				民間	福井県家庭養育推進ネットワーク	○	○						
山梨県	1か所	－	1か所	民間	社会福祉法人 子育て・発達の里	○	○	○	○				
				中央児童相談所	○	○							
長野県	7か所	5か所	2か所	自治体	松本児童相談所	○	○	○					
					飯田児童相談所	○	○						
					諏訪児童相談所	○	○						
					佐久児童相談所	○	○						
					うさだみなみ乳児院	○				○			
				民間	松本赤十字乳児院	○	○			○			
					子ども家庭課	○		○					
岐阜県	11か所	6か所	5か所	自治体	中央子ども相談センター	○							
					西濃子ども相談センター	○							
					中濃子ども相談センター	○							
					東濃子ども相談センター	○							
					飛騨子ども相談センター	○							
					社会福祉法人 日本児童育成会	○	○	○	○				
					社会福祉法人 樹心会	○			○	○			
				民間	社会福祉法人 桜友会	○			○	○			
社会福祉法人 カトリック名古屋教区福音会	○			○	○								
社会福祉法人 瑞穂慈光会	○			○	○								
静岡県	8か所	5か所	3か所	自治体	賀茂児童相談所	○	○	○	○				
					東郡児童相談所	○	○	○	○				
					富士児童相談所	○	○	○	○				
					中央児童相談所	○	○	○	○				
					静岡児童相談所	○	○	○	○				
				民間	恵明学園児童家庭支援センタースマイル	○	○			○			
					協信会児童家庭支援センターパラソル	○	○			○			

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要・スキーム

（1）里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助額】 55,202千円

【補助率】 定額（10/10相当）

※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

里親への委託前養育等支援事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

里親にこどもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 補助率

国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

4. 補助基準額

(1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,200円

(2) 研修受講支援

1件当たり日額 3,490円

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

概要

【令和5年度予算】 2. 1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

これまで里親制度等や特別養子縁組制度等について、社会全体の認知向上を図ってきたところであるが、今後については、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する者（養親希望者）を増やすことを主眼に置いた広報啓発を実施する。

特に、特設サイトにて潜在的な担い手の関心のステージに応じて、里親や養親になることを具体的に検討し、里親登録や養親希望を後押しするような適切な情報提供を行うなど、特設サイトを主軸に戦略的に担い手の関心のステージごとに適したコンテンツの提供を行うほか、その他適切な広報媒体を補完的に活用した広報を展開する。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

令和5年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につながるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを開設する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする公告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

- ・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
- ・動画広告（YouTube、TVer等）
- ・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）

等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

⑥ その他効果的な広報啓発活動

全国里親会、不妊に悩む女性を支援する産科医療機関、予期せぬ妊娠などの問題に関わるNPO団体等と連携した広報啓発 等

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表）
4. デジタルポスター・リーフレット

＜特設サイト＞ URL : <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>



広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!スポンサードコンテンツ、朝日新聞デジタル、Youtube
広告を活用して特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にてモデル富永愛さん出演のCM（30秒）を放映。

<イメージ>



- エリア：全国放送・関東ローカル
- 放送時期：2022年10月～11月初旬
- 秒数：30秒
- 回数：20本
 - ・全国放送19本（プライム帯含む）
 - ・関東ローカル1本

<広告放映番組>

- ・相棒 ・トラベルナース
- ・林修SP
- ・ボーイフレンド降臨

他

広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約457万部）朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

<掲載内容>

- ・ 里親の種類
- ・ 里親になるまでの流れ
- ・ 特設サイトへの案内
- ・ シンポジウムについて

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2022年10月1日付
- 部数：約457万部

厚生労働省
10月は里親月間です

あたたかい家庭を
必要としている子どもたちがいます

広げよう「里親」の輪

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。
日本には約4万2千人います。
そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、
さまざまなサポートを
受けながら養育するのが「里親制度」です。

定員 500名 参加 無料

里親になりたい
お近くの児童相談所にお問い合わせください。
児童相談所「相談専用ダイヤル」
0120-189783
「インターネット」
全国児童相談所一覧

里親制度について知りたい
里親制度について知りたい方はQRコードで
特設サイトへアクセス
→里親制度の疑問に答えます
朝日新聞デジタルサイト
広げよう「里親」の輪
https://globe.asahi.com/globe/extra/saotoyanow/
index.html

オンライン・シンポジウムを開催
里親制度について、専門家が話を聞きます。
10月22日(土) 14:00~16:30
司会 高永 愛さん(代表)
林 浩康さん(日本女子大学教授) 他
https://globe.asahi.com/
question/17500914
参加費 無料
10月21日(金) 23:59まで

全国里親会 日本ファミリーホーム協議会

広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

札幌市 大阪府 島根県 秋田県 東京都 板橋区 荒川区 静岡県 岡山県 熊本県 等

<内容（例）>

- 地元スポーツチームとのタイアップ
- オリジナル動画制作
- 絵本制作
- 地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子



広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、**里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、オンライン参加のシンポジウムを開催。**



SPECIAL 2022年度シンポジウム第三部採録

「教えて先輩里親さん！がんばりすぎない里親とは」座談会【2022年度シンポジウム第三部採録】

[READ MORE](#)



SPECIAL 2022年度シンポジウム第二部採録

「さまざまな里親のかたち 短期里親で一步踏み出す」座談会【2022年度シンポジウム第二部採録】

[READ MORE](#)



SPECIAL 2022年度シンポジウム第一部採録

「聞かせて 里親、子ども それぞれの思い」座談会【2022年度シンポジウム第一部採録】

[READ MORE](#)

○第3部「教えて先輩里親さん！
がんばりすぎない里親とは」

○第2部「さまざまな里親のかたち
短期里親で一步踏み出す」

○第1部「聞かせて
里親、子ども それぞれの思い」

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>



**あたたかい家庭を
必要としている子どもたちがいます**

広げよう「里親」の輪

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。
日本には約4万2千人います。

そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、
さまざまなサポートを
受けながら養育するのが「里親制度」です。

里親制度について知りたい
里親制度について知りたい方はQRコードで特設サイトへアクセス！
～里親制度の疑問に答えます～

特設ウェブサイト **広げよう「里親」の輪**
http://globe.asahi.com/globeextra/satoyasinao/index.html

里親になりたい お近くの児童福祉所にお問い合わせください

児童福祉所
【相談専用ダイヤル】 0120-189-783

【インターネット】 全国児童福祉所一覧

全国児童会 日本ファミリーホーム協議会

<リーフレット>



あなたにできること、きっとある。
もっと 知りたい、里親のこ

子どもを育てる人になるまでのステップ

里親に必要な費用が支給されます

子どもを育てるための必要経費（食費、被服費、医療費）が支給されます。詳しくは特設ウェブサイト。

特設ウェブサイト 0120-189-783

「里親」STORY

大勢の大人が大部分の子どもを育てる。そんな社会になればいい。 **1**

「里」にならなくてもいい。でも子どものために何か。 **2**

母性ひななくてもいいです **3**

里親になるには、まず自分自身を育てる必要があります。里親になるには、まず自分自身を育てる必要があります。里親になるには、まず自分自身を育てる必要があります。

特設ウェブサイト **広げよう「里親」の輪**
http://globe.asahi.com/globeextra/satoyasinao/index.html

<表面・裏面（制度概要）>

- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・Q & A

<中面（インタビュー記事）>

- ・富永愛さん
- ・養育里親当時者
- ・俳優 佐藤浩市さん（週末里親）

5. 特別養子縁組等の推進

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：20歳以上

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子・養女」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立

実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）

配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、15歳に達していない者
子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男・長女」と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
4 7 4	5 1 3	5 4 2	4 9 5	6 1 6	6 2 4	7 1 1	6 9 3	6 8 3	5 8 0

<参照条文>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）（特別養子縁組関係抜粋）

- （特別養子縁組の成立）
第百十七條の二 家庭裁判所は、次条から第百十七條の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。
- 2 （略）
- （養親の夫婦共同縁組）
第百十七條の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。
- 2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。
- （養親となる者の年齢）
第百十七條の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。
- （養子となる者の年齢）
第百十七條の五 第百十七條の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。
- 2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第百十七條の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。
- 3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。
- （父母の同意）
第百十七條の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
- （子の利益のための特別の必要性）
第百十七條の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。
- （監護の状況）
第百十七條の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。
- 2 前項の期間は、第百十七條の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。
- （実方との親族関係の終了）
第百十七條の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第百十七條の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
（これまで）第二種社会福祉事業の届出



（新法） 許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）

四 児童の父母等の同意

〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 （厚生労働大臣が定める）指針

二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査

三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

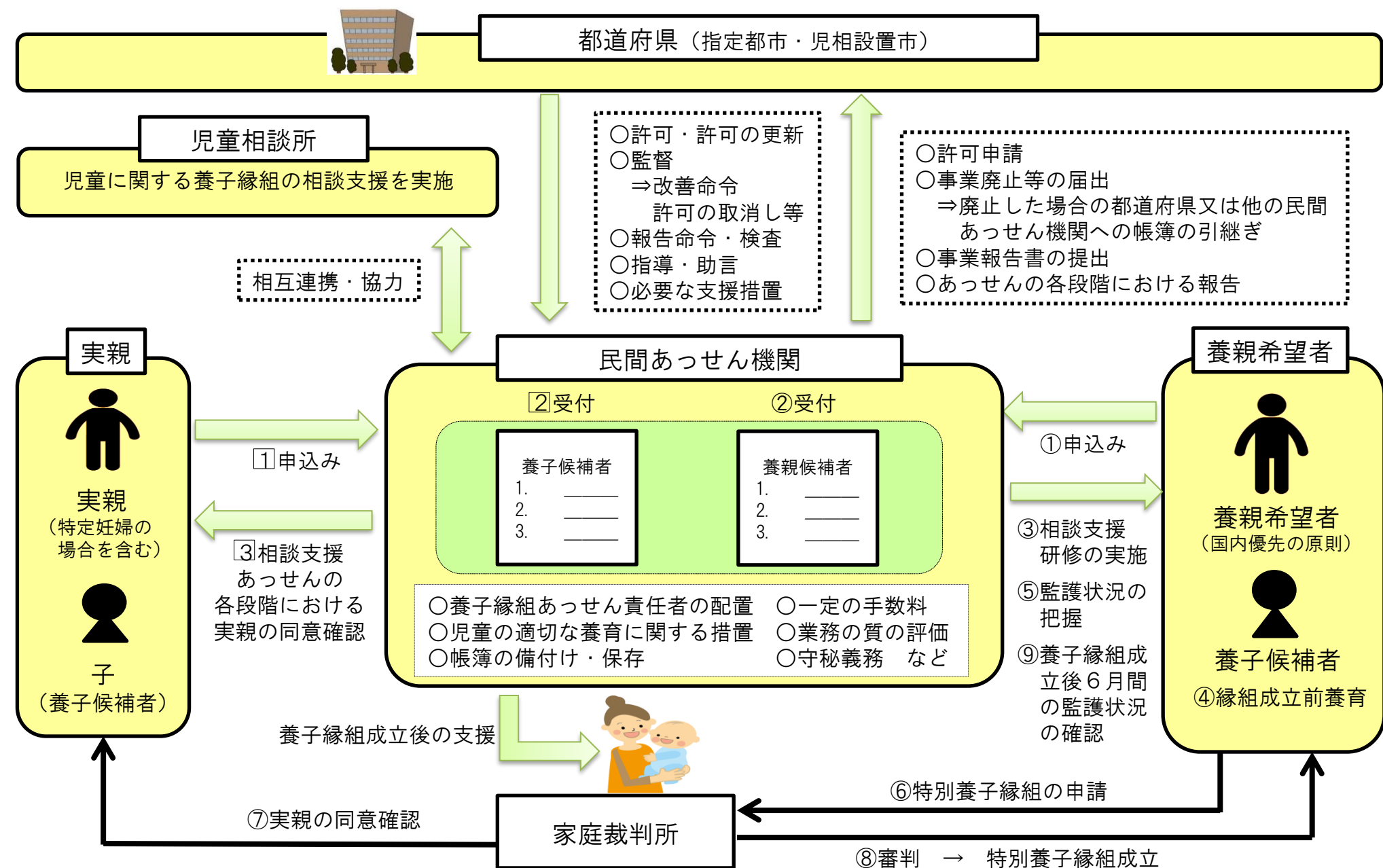
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



養子縁組あっせん事業者一覧(令和5年4月1日現在)

家庭福祉課調べ

(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に定める許可を受けたもの)

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 N P O B a b y ぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 イーリスウィメンズクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル つむぎ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18	大阪市	一般社団法人 まもりごと
19	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
20	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
21	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
22	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
23	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
24	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ

民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）
（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件）

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大（第1）
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減（第2）

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が**実質的な親子関係**を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、**必要性が明白な場合**に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢（**新民法第817条の5第1項前段・第2項**）

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ① 15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、② やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢（**新民法第817条の5第1項後段**）

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意（**新民法第817条の5第3項**）

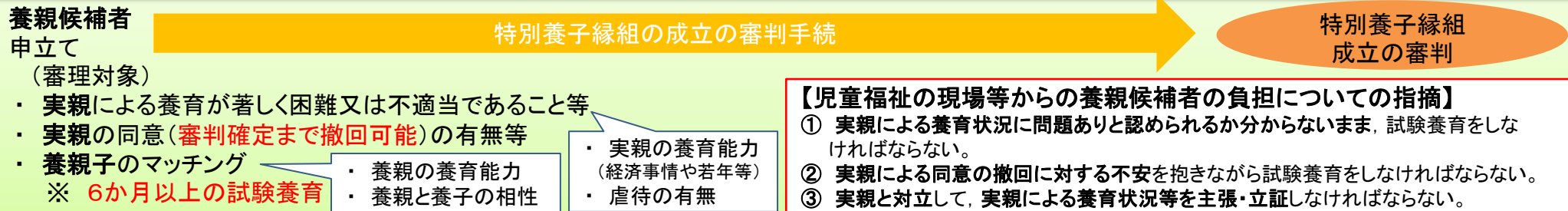
養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

（15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。）

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（**新家事事事件手続法第164条・第164条の2関係**）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

（ア） 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）

（イ） 養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（**新家事事事件手続法第164条の2第5項関係**）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（**新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3**）

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

（審理対象）

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ **手続長期化の防止**

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

（審理対象）・ 養親子のマッチング ※ **6か月以上の試験養育**

試験養育がうまくいかない場合には**却下**

1 事業内容等

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

民間養子縁組あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 ・・・・受講者1人当たり 55千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業 ・・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用の補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- | | | | | |
|-----|------------------------|---------|----------|---|
| i | 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む） | 1 か所当たり | 10,836千円 | 児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築 |
| ii | 障害児等の支援 | 1 か所当たり | 3,139千円 | 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築 |
| iii | 心理療法担当職員の配置による相談支援 | 1 か所当たり | 6,125千円 | 心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築 |

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- | | | | |
|-----|---|-------------------|----------------|
| i | 高齢児等への支援体制構築モデル事業 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 か所当たり | 3,354千円 |
| | 社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築 | | |
| ii | 資質向上モデル事業 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 か所当たり | 1,954千円 |
| | 養子縁組民間あっせん機関同士や児相との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る | | |
| iii | 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業【拡充】 | 1 か所当たり | 6,126千円 |
| | 養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築 | | |
| | また、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう、加算を創設 | | |
| | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 か所当たり | 2,235千円 |

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1人（世帯）当たり 400千円

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する

2 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1. 事業内容

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

①養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第18条に掲げる厚生労働大臣が認める研修として、養子縁組あっせん責任者研修を実施。

②養子縁組あっせん機関等職員研修

民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市町村の職員等、養子縁組のあっせん業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施。

2. 実施主体

民間団体（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

※ 別途、参加者より参加費用を徴収（あっせん機関に対しては、特別養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該参加費用を補助）

参 考

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（抜粋）＞

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

第三十六条

2 養子縁組あっせん責任者は、第八条第一号から第七号までに該当しない者であって養子縁組あっせん事業に関する熱意及び能力を有し、かつ、社会福祉士その他の厚生労働省令で定める資格又は経験を有するものでなければならない。

＜「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」附帯決議（抜粋）＞

五 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、各種の研修等の充実を図るとともに必要な人材育成の在り方について検討を行うこと。

令和5年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

概要

【令和5年度予算】 2. 1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

これまで里親制度等や特別養子縁組制度等について、社会全体の認知向上を図ってきたところであるが、今後については、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する者（養親希望者）を増やすことを主眼に置いた広報啓発を実施する。

特に、特設サイトにて潜在的な担い手の関心のステージに応じて、里親や養親になることを具体的に検討し、里親登録や養親希望を後押しするような適切な情報提供を行うなど、特設サイトを主軸に戦略的に担い手の関心のステージごとに適したコンテンツの提供を行うほか、その他適切な広報媒体を補完的に活用した広報を展開する。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

令和5年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につながるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを開設する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする公告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

- ・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
- ・動画広告（YouTube、TVer等）
- ・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）

等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

⑥ その他効果的な広報啓発活動

全国里親会、不妊に悩む女性を支援する産科医療機関、予期せぬ妊娠などの問題に関わるNPO団体等と連携した広報啓発 等

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した**特設サイトを開設**。

<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

1. 特別養子縁組とは
2. 制度紹介コンテンツ
3. インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）
4. 各種相談窓口の紹介

<特設サイトトップページ>

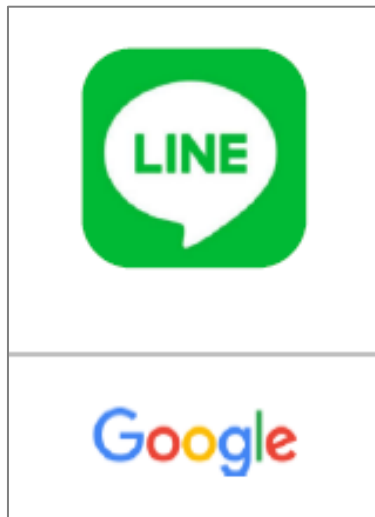


<広報啓発動画>



広報内容

LINE広告、Google広告、朝日新聞デジタル、Youtube広告を活用して特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

動画共有サイトYouTubeにおいて、**養親、養子へのインタビューの様子を撮影した動画広告**を配信。（特設サイトへの誘導も実施）

<https://www.youtube.com/watch?v=ycwf1zvMnaM&t=1s>



【養親】

瀬奈 じゅん さん、千田 真司 さん



【養親】

久保田 智子 さん



【養親子】

養子：ふくだももこ さん

養親：福田 晶子 さん

広報内容

特別養子縁組の当事者、有識者、民間あっせん団体職員等が登壇するシンポジウムを開催。

○第1部 新しい家族のカタチ 当事者対談

(登壇者)

- ・瀬奈 じゅんさん・千田 真司さん
(養親/俳優、元宝塚歌劇団トップスター・ダンサー)
- ・福永 清貴さん (養親/国士舘大学法学部教授)

○第2部 不妊治療と特別養子縁組 子どもの幸せを第一に考えて

(登壇者)

- ・池田麻里奈さん (不妊ピアカウンセラー)
- ・橋田じゅんさん (一般社団法人 ベアホープ 理事)

○第3部 子どもたちのルーツ探しへの 寄り添い方

(登壇者)

- ・宮津 航一さん (養子/こうのとりのゆりかごに預けられた当事者)
- ・みそぎさん (養子/「Origin」代表)
- ・石川 美絵子 (あっせん団体/日本国際社会事業団常務理事)

開催

2/4

(土)

14:00 ~ 17:00

参加費無料

👉「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ

特別養子縁組制度

オンライン シンポジウム


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



昨年度のシンポジウムの様子

広報内容

シンポジウムの告知も兼ねた新聞広告を実施。**全国紙（発行部数約457万部）朝刊の全面広告を掲載**。特別養子縁組制度シンポジウムQRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へとつなげる。

<掲載内容>

- ・当事者の取材を元に作成したキャッチコピー
- ・シンポジウムの案内

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- 掲載時期：2023年01月29日付
- 部数：約457万部



広報内容

特別養子縁組制度の周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に養親を募る立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

札幌市 大阪府 島根県 秋田県 東京都 板橋区 荒川区 静岡県 岡山県 熊本県 等

<内容（例）>

- 地元スポーツチームとのタイアップ
- オリジナル動画制作
- 絵本制作
- 地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子



広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により、生みの親のもとでは暮らせない子どもも、自分の子どもとして迎え入れる制度です。法的な親子関係を結ぶため、子どもが生産にむき安定した家庭を得ることができます。

「やっと会えたね」で始まる家族のふたり

育てる愛を託る身元も、すいこも!

大切なのは、社会で育てていくというメッセージ!

特別養子縁組で子どもを迎え入れた人、迎え入れた人の声が聞けます
特別養子縁組制度についてもっと知りたい「特別養子縁組」特別サイト
<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshienigumi/index.html>

全国児童相談所一覧 養子縁組施設あつせん事業一覧 特別養子縁組制度に賛同する事業者一覧 0120-189-783

<リーフレット>

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により、生みの親のもとでは暮らせない子どもも、自分の子どもとして迎え入れる制度です。法的な親子関係を結ぶため、子どもが生産にむき安定した家庭を得ることができます。

「やっと会えたね」で始まる家族のふたり

育てる愛を託る身元も、すいこも!

大切なのは、社会で育てていくというメッセージ!

特別養子縁組制度についてもっと知りたい「特別養子縁組」特別サイト
特別養子縁組制度に賛同する事業者一覧 児童相談所専用ダイヤル 0120-189-783

特別養子縁組制度 養子縁組制度とは、さまざまな事情により、生みの親のもとでは暮らせない子どもも、自分の子どもとして迎え入れる制度です。法的な親子関係を結ぶため、子どもが生産にむき安定した家庭を得ることができます。

普通養子縁組・里親制度との違い

項目	特別養子縁組	普通養子縁組	里親制度
目的	養子縁組	養子縁組	養子縁組
子どもの年齢	原則として15歳未満	原則として15歳未満	原則として15歳未満
子どもの性別	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額
養子の性別	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額
養子の年齢	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額
養子の性別	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額
養子の年齢	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額	原則として25歳以上の全額

特別養子縁組の相談窓口

特別養子縁組制度についてもっと知りたい「特別養子縁組」特別サイト
<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshienigumi/index.html>

0120-189-783

<表面・裏面（制度概要）>

- ・特別養子縁組制度と里親の違い
- ・民間あつせん機関掲載

6. 児童養護施設等の運営

措置費とは

児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けたなど保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」）等を都道府県等が児童福祉施設等に入所の措置を行い、これらに係る費用（施設職員の人件費、児童の養育に係る費用等）のこと。

児童福祉法 措置費関連条文

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五の三 （略）

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 （略）

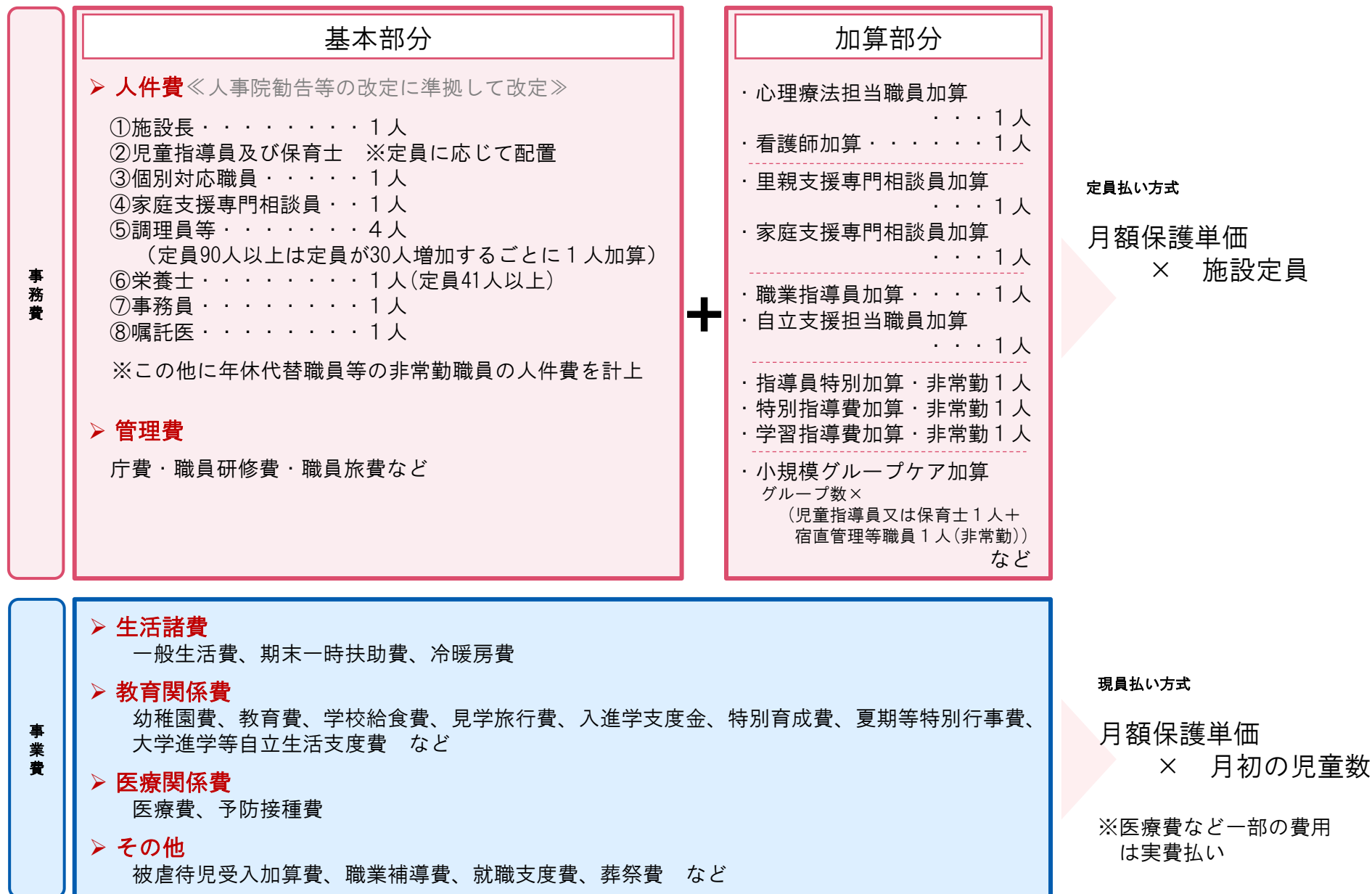
第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

○2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

児童入所施設措置費の概要

措置費の構造（児童養護施設の場合）



児童入所施設措置費の概要

措置費の費用負担割合の構成

公費負担

国庫負担 1/2

・ 令和5年度予算額（国費ベース） 1, 392億円

・ 措置児童1人当たり年間コスト（公費ベース）

児童養護施設・・・約550万円
乳児院・・・約1040万円
ファミリーホーム・・・約310万円
里親・・・約210万円

地方負担 1/2

保護者負担 （応能負担）

A階層（生活保護受給世帯等）
・・・ 0円

B階層（市町村民税非課税世帯）
・・・ 2,200円

C階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のない世帯
・・・ 4,500円

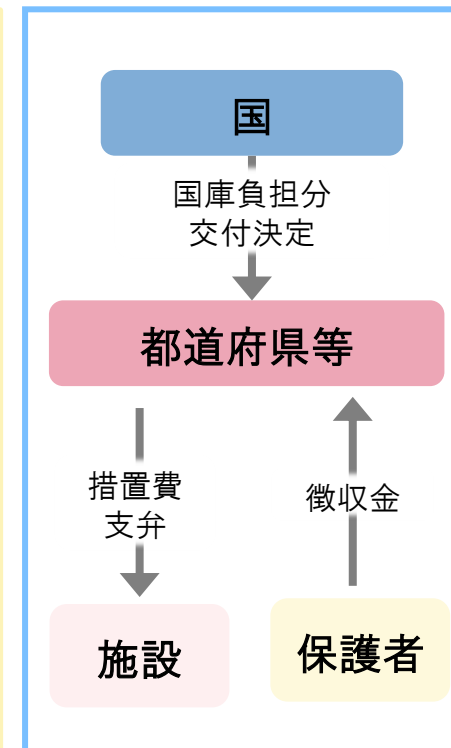
D階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のある世帯
・・・ 6,600円～
支弁額全額

※上記は国庫負担金の精算基準であり、
実際の階層区分は各都道府県が条例で
定めているため、都道府県ごとに区分
の仕方が異なる。

※毎年7月に世帯構成や所得（課税状況）
を確認し、階層区分の見直しを行う。

※令和元年6月以前は、市町村民税では
なく、所得税で階層区分を設定。

措置費の執行の流れ



児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和4年度) (令和5年度予算) 対前年度増減額
135,982百万円 → 139,242百万円 (+3,259百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
予算額	131,657	135,480 【135,273】	135,564	135,982 【137,397】	139,242

※ 【 】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2

国1／2、都道府県1／4、市及び福祉事務所設置町村1／4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

- 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、平成27年度予算において、児童養護施設等の職員配置の改善(5. 5:1→4:1等)に必要な経費を計上。

① 児童養護施設

人員配置

基 本 部 分		加 算 部 分
・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託)	+ 【児童指導員、保育士】 ・0・1歳児 1. 6:1 (1. 5:1、1. 4:1、1. 3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1 (3. 5:1、3:1) ・少年(就学～) 5. 5:1 (5:1、4. 5:1、4:1) ※ () 内は加算にて対応。	+ ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・看護師加算 1人 ・自立支援担当職員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直 管理等職員(非常勤) 1人) 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 6:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学生以上： 5. 5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 小学生以上： 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

基 本 部 分		加 算 部 分
・施設長1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・定員20人以下加算 1人 ・栄養士 1人 ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算） ・事務員 1人 ・管理宿直専門員（非常勤、1人） ・医師1人（嘱託）	+ 【児童指導員、保育士、看護師】 ・0・1歳児 1.6:1（1.5:1、1.4:1、1.3:1） ・2歳児 2:1 ・年少児（3歳～） 4:1（3.5:1、3:1） ※（）内は加算にて対応。	+ ・里親支援専門相談員加算 1人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・定員35人以下指導員特別加算（非常勤 1人） ・小規模グループケア加算 グループ数×（常勤1人＋宿直管理等職員（非常勤）1人） 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 $\frac{4.5}{10} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{10}{10} : 1$	児童指導員・保育士 $\frac{3}{7} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{7}{7} : 1$

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 $\frac{4.5}{10} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{10}{10} : 1$	児童指導員・保育士 $\frac{3}{7} : 1$ 心理療法担当職員 $\frac{7}{7} : 1$

母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 $\frac{20}{20}$ 世帯未満 1人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人 少年指導員 $\frac{10}{10}$ 世帯未満 1人 $\frac{10}{10}$ 世帯以上 2人 $\frac{20}{20}$ 世帯以上 3人 $\frac{30}{30}$ 世帯以上 4人

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

（１）分園型小規模グループケア

～平成30年度	
定 員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人员配置（4：1）→	常勤1.5人
小規模グループケア加算 →	常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～	
定 員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人员配置（4：1）→	常勤1.5人
小規模グループケア加算 →	常勤1人、非常勤1人加配
<u>小規模かつ地域分散化加算 ⇒ 常勤1人加配</u>	

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 ➤小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

（２）地域小規模児童養護施設

～平成30年度	
定 員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置 →	常勤2人、非常勤2人



令和元年度～	
定 員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置 →	常勤2人、非常勤2人
<u>小規模かつ地域分散化加算 ⇒ 常勤1人加配</u>	

Ⅱ 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度
定 員 6～8人*
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



令和元年度～
定 員： <u>4人</u> 《新設》
配置基準： <u>概ね4：4（＝1：1）</u>
人員配置 → 常勤3、非常勤2人
※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策② 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実
➤ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度
定 員：4～6人
配置基準：概ね4：4（＝1：1）
※定員4人（0・1歳児）の場合
基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～
定 員：4人
配置基準：概ね <u>4：5（＝0.8：1）</u>
人員配置 → 常勤5人、非常勤1人
※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実
➤ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

児童養護施設の小規模化への職員配置の強化について

	① 施設内小規模グループケア	② 分園型小規模グループケア	③ 地域小規模児童養護施設
定員	6人 (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1) (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1)
配置職員 (基本)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	・児童指導員、保育士 (常勤、2人) ・その他職員 (常勤又は非常勤、1人)
加算職員	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人)	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人) <u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))	<u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))
職員配置基準 (加算あり)	(児童6人の場合) 概ね 6 : 3	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>

※1 都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、令和3年度より、②分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の定員の下限を4人まで引き下げた。

※2 定員4人の場合は最大1名加配、定員5名の場合は最大2名加配

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
→ 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
→ 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令



- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
→ 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
(a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
(b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ

+6%等の処遇改善



- ⑤ +3%→+2%等→**+1%**=**合計+6%等の処遇改善**を実施する。

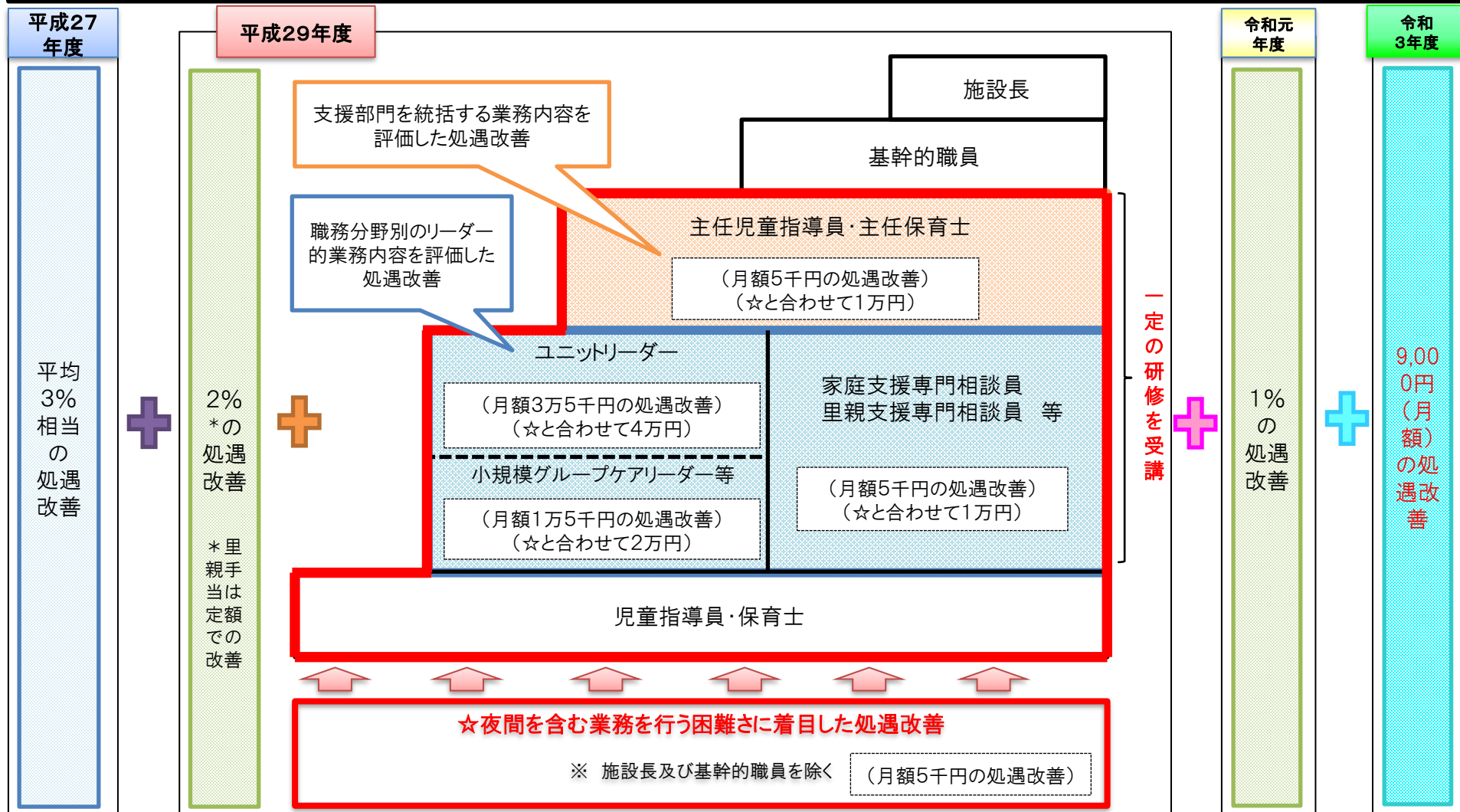
+9,000円(月額)の処遇改善



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応が必要な中、勤務している児童養護施設等の職員を対象に**月額9,000円の処遇改善**を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

- 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容の評価した処遇改善を実施。令和元年度予算においてさらに1%の処遇改善を行う。令和3年度補正予算及び令和4年度予算において、さらに9,000円(月額)の処遇改善を行う。



社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
令和4年度予算：1,360億円の内数（児童入所施設措置費等国庫負担金）

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

（※）本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

（参考）「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

（※）施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】（処遇改善部分）

・ 月額10,900円（※1）× 延べ人数（各月の常勤換算従事者数の合計（※2））

（※1）9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

（※2）常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出（その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出）

【算出式2】（国家公務員給与改定対応部分）※令和3年人事院勧告（期末手当▲0.15月（年収換算▲0.9%））に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2（令和4年4月から9月までの6か月分）

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む。）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

（※）都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助（令和3年度補正予算）

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

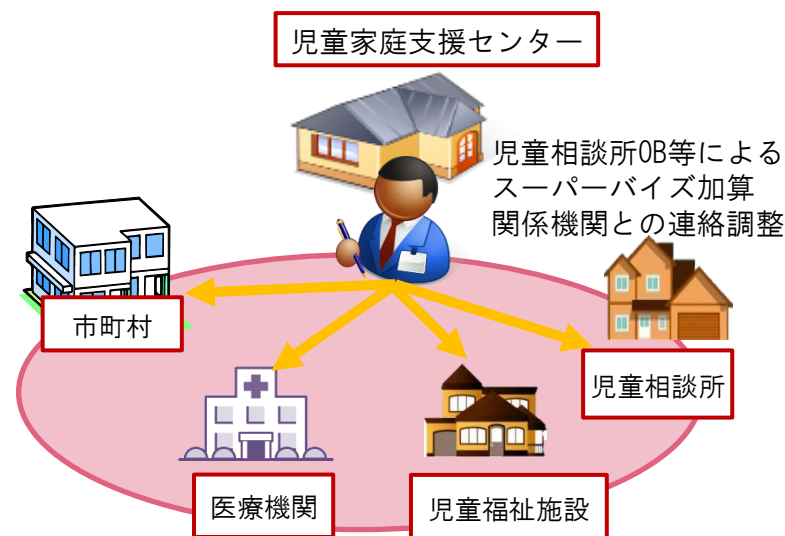
1 事業の目的

児童家庭支援センターは、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行っている。さらに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うこととされていることから、児童家庭支援センターに経験豊富な児童相談所OB等を配置し、円滑な関係機関連携を進める。

2 事業の概要・スキーム

○児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算 【拡充】

令和4年度予算において、児童相談所の指導委託だけでなく市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も補助対象としていることを踏まえ、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を支援する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】	常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,722千円	※対応件数に応じて事業費等も補助
	非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,833千円	
	法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
	児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

【拡充】

基 幹 的 職 員 研 修 事 業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 >
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成する体制を整備する必要がある。このため、施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

4. 補助単価

1 都道府県市当たり 490,000円

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,053,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,587,000円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1. 事業内容

児童養護施設等（ファミリーホームを含む。以下同じ。）において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

・児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,155千円
・夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,155千円
・児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
・児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,192千円

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

1 児童養護施設等の環境改善事業

【事業内容】

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

(3) 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

(4) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

(3) 以外 1 か所当たり800万円

※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円

※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算

(3) 1 か所当たり300万円

【補助率】 国：1／2（2／3（※））

（都道府県等：1／2（1／3）又は都道府県：1／4（1／6）、市町村1／4（1／6））

（※）令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1／2→2／3）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

2 地域子育て支援拠点の環境改善事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

【実施主体】

指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助基準額】

1 か所あたり800万円

【補助率】

国1／2（指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）

国1／2（都道府県1／4、市町村1／4）

3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

【事業内容】

- ・ 児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 か所あたり800万円

【補助率】

国1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

概要

【目的】

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援することにより、人材確保に関する取組を強化する。

【内容】

- ・ 養成校等の学生向けに行う広報啓発に活用するコンテンツの作成
- ・ SNSも含めたインターネット広告等による児童養護施設等の職場の魅力発信（養成校等への情報提供を含む）
- ・ 併せて、施設従事者同士のピアサポート（悩み等を抱える者の相談支援）を実施 等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

＜広報啓発＞

- ・ インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験の情報提供＞

- ・ 養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・ 仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施



7. 施設の小規模かつ地域分散化、 高機能化及び多機能化・機能転換の推進

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスティング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

○小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数＊		敷地内		敷地外	
		大・中・小舎	小規模グループケア			地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型	
児 童 養 護 施 設	29,353人 [100%]	13,226人 [45.1%]	8,809人 [30.0%]	2,230人 [7.6%]	1,665人 [5.7%]	3,423人 [11.7%]
乳 児 院	3,828人 [100%]	2,126人 [55.5%]	1,470人 [38.4%]	175人 [4.6%]	57人 [1.5%]	—

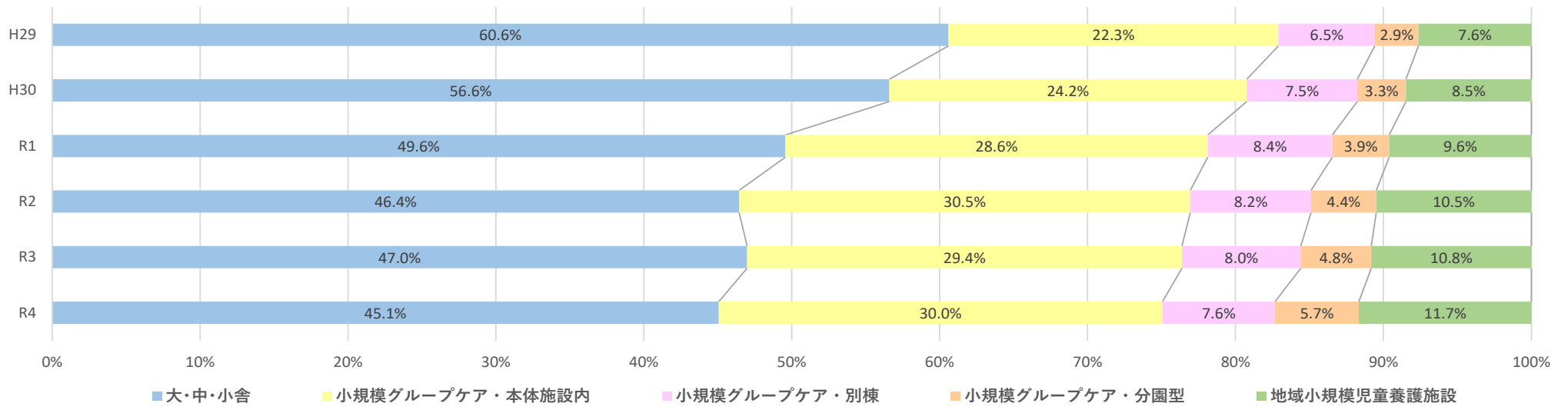
（参考）形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数		敷地内		敷地外	
		大・中・小舎	小規模グループケア			地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型	
児 童 養 護 施 設	23,175人 [100%]	8,865人 [38.2%]	7,773人 [33.5%]	1,959人 [8.5%]	1,481人 [6.4%]	3,097人 [13.4%]
乳 児 院	2,386人 [100%]	1,148人 [48.1%]	1,037人 [43.5%]	157人 [6.6%]	44人 [1.8%]	—

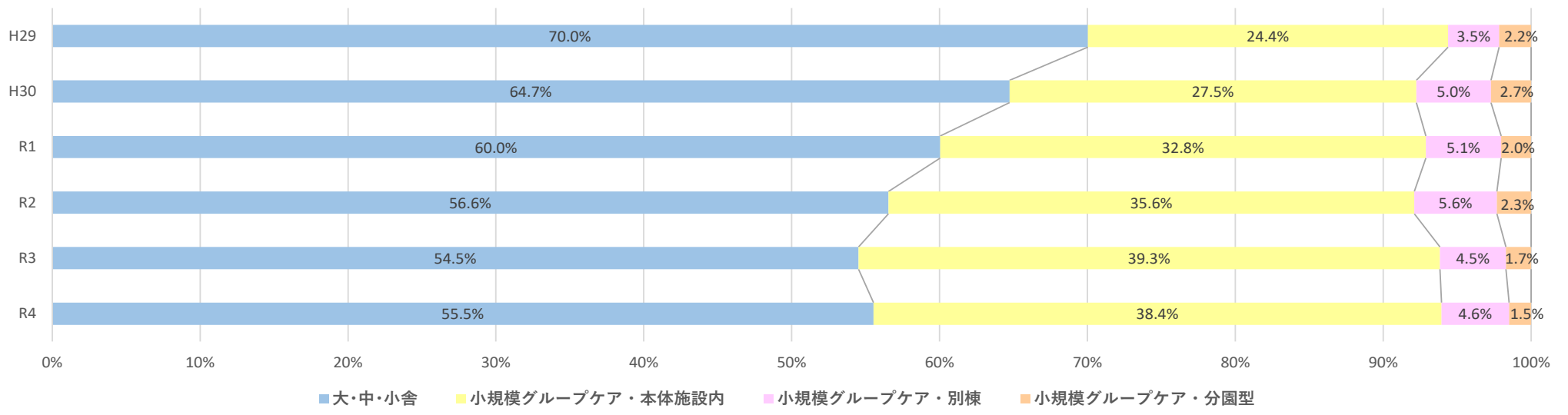
※令和４年１０月１日現在（家庭福祉課調べ）（施設数：児童養護施設か所、乳児院か所）

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）の推移

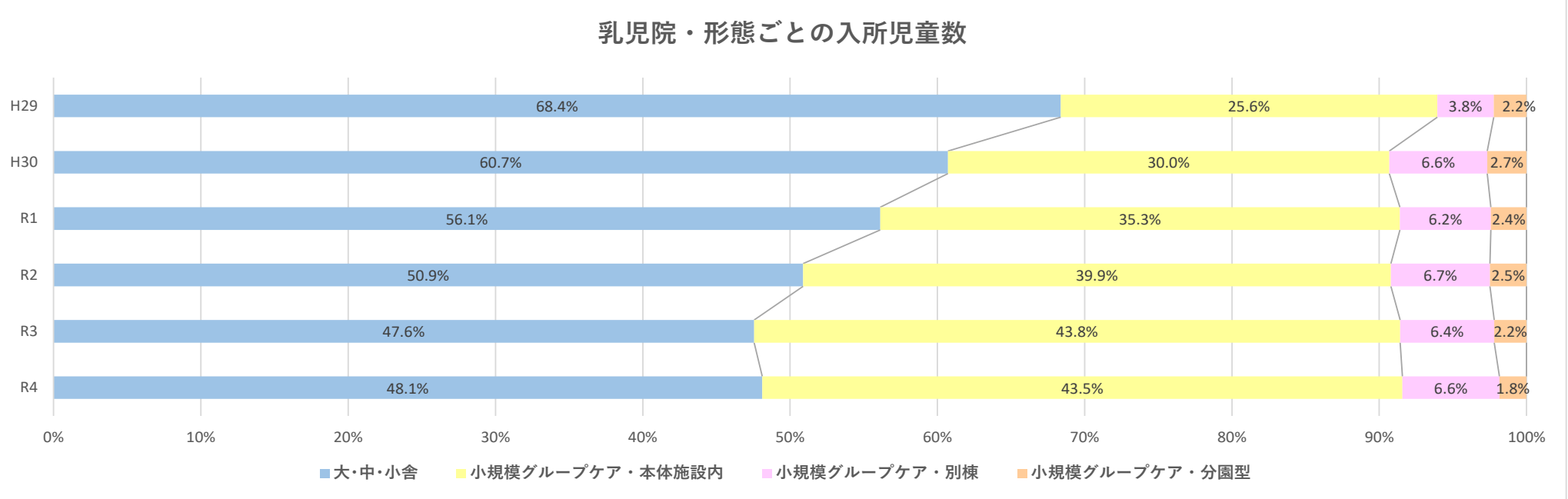
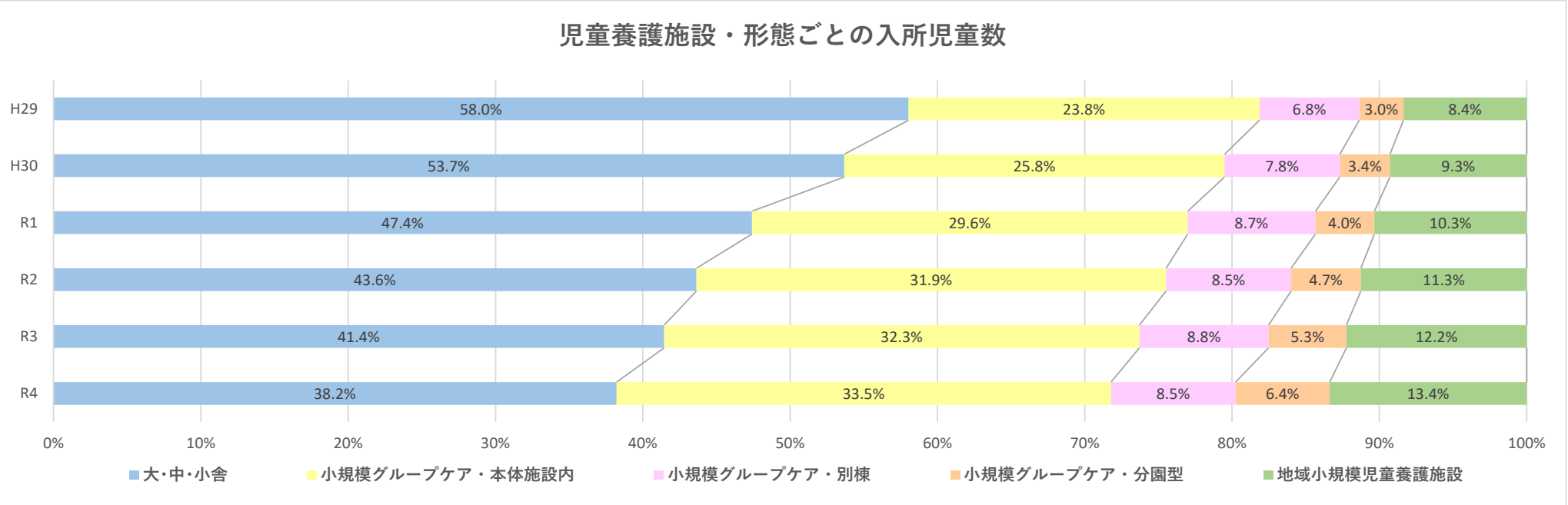
児童養護施設・形態ごとの定員数



乳児院・形態ごとの定員数



○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの入所児童数）の推移



○地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施か所数の推移

①地域小規模児童養護施設の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	244	354	264	391	278	423	293	456	309	494	311	527	321	581
1か所実施	152	152	158	158	158	158	168	168	169	169	154	154	149	149
2か所実施	80	160	92	184	105	210	101	202	109	218	116	232	119	238
3か所以上実施	12	42	14	49	15	55	24	86	31	107	41	141	53	194

②小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	446	1,141	456	1,352	468	1461	479	1583	481	1706	494	1803	512	1904
1か所実施	123	123	110	110	106	106	100	100	88	88	88	88	85	85
2か所実施	176	352	156	312	143	286	124	248	109	218	97	194	100	200
3か所実施	36	108	35	105	38	114	39	117	43	129	46	138	50	150
4か所実施	39	156	45	180	55	220	68	272	73	292	76	304	80	320
5か所実施	30	150	46	230	50	250	66	330	72	360	82	410	83	415
6か所以上実施	42	252	64	415	76	485	82	516	96	619	105	669	114	734

③小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	76	166	85	210	86	202	99	265	103	285	109	322	111	323
1か所実施	23	23	22	22	19	19	21	21	22	22	21	21	22	22
2か所実施	34	68	33	66	38	76	35	70	37	74	33	66	34	68
3か所実施	9	27	15	45	16	48	21	63	19	57	24	72	22	66
4か所実施	4	16	4	16	7	28	7	28	9	36	12	48	15	60
5か所実施	4	20	5	25	5	25	7	35	5	25	6	30	6	30
6か所以上実施	2	12	6	36	7	42	8	48	11	71	13	85	12	77

（資料）家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2 事業の概要・スキーム

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法と一緒にしながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業【新規】

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

④産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

3 実施主体等

【実施主体】

- ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

①育児指導機能強化事業

4,947千円

②医療機関等連携強化事業

i 連絡調整を担う職員

1,928千円

ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合

ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,131千円

イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,083千円

ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,302千円

③障害児等受入体制等強化事業

1か所当たり最大5,970千円（※）対象児童数に応じて設定

④産前・産後母子支援事業

i 支援コーディネーターの配置等

1か所当たり 7,223千円

ii 看護師の配置等

1か所当たり 5,165千円

補助職員を配置する場合

1か所当たり 1,161千円加算

iii 改修費・備品費等

1か所当たり 8,000千円

iv 賃借料

1か所当たり 10,000千円

v 一般生活費

1人当たり日額 1,692円

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ（医療機関で実施する場合）



産前・産後母子支援事業の実施状況（令和4年度）

「産前・産後母子支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

（令和3年度（実績）：15自治体（73自治体中） → 令和4年度（交付決定）：16自治体（78自治体中））

自治体名	実施施設		（１）支援コーディネーターの配置等による支援	（２）看護師の配置等による支援	（４）特定妊婦等に対する生活支援
	種別 ※ 産科医療機関、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設など	名称			
埼玉県	産科医療機関	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック	○		
千葉県	乳児院	社会福祉法人共育の広場 コミュニティ長柄	○	○	
神奈川県	乳児院	ドルカスベビーホーム		○	
	乳児院	聖園ベビーホーム		○	
長野県	乳児院	うえだみなみ乳児院	○		
岐阜県	乳児院	乳幼児ホームまりあ	○	○	
	乳児院	麦の穂乳幼児ホームかがやき	○		
大阪府	乳児院	大阪乳児院	○	○	○
兵庫県	乳児院	姫路乳児院ビューパホール	○	○	
広島県	婦人保護施設	社会福祉法人広島慈愛会	○		
山口県	産科医療機関	医療法人社団諄友会 田中病院	○		
高知県	乳児院	高知聖園ベビーホーム	○		
福岡県	母子生活支援施設	産前産後母子支援ステーションママリズム	○	○	○
	乳児院	福岡にんしん110番 Link	○	○	○
熊本県	産科医療機関	福田病院	○		
大分県	母子生活支援施設	永生会母子ホーム		○	
大阪市	母子生活支援施設	社会福祉法人大念仏寺社会事業団	○	○	○
福岡市	母子生活支援施設	こももティエ	○	○	○
熊本市	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会	○	○	○
合計	16自治体、19か所で実施		16	12	6

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度交付決定ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、**先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。**

あわせて、本年6月に成立した改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されるところ、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
 - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
- 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

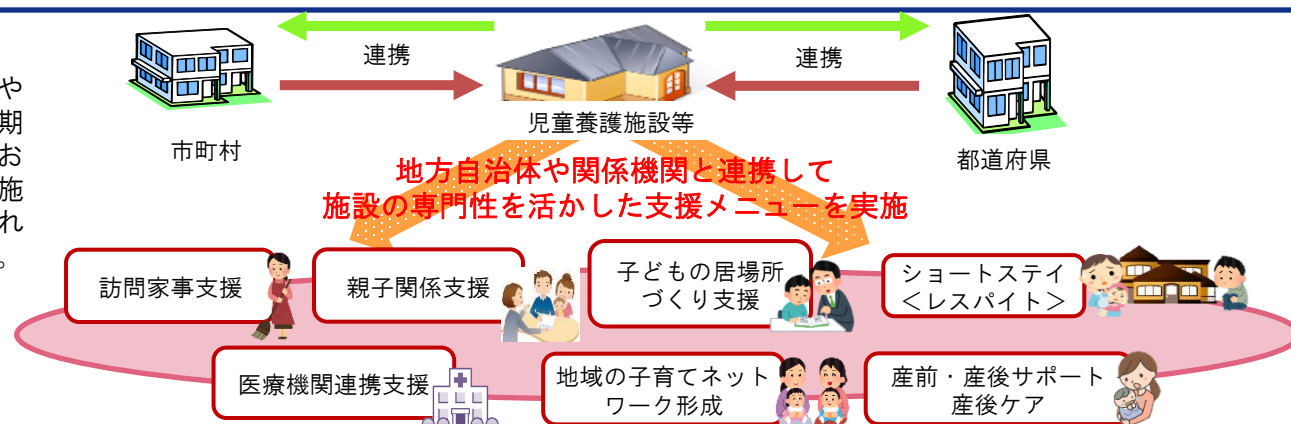
2 事業の概要・スキーム

○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設等

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 等



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 国：10/10（※）

（※）本事業が次年度以降も継続される場合、事業実施2年目の自治体は、補助率の通減を行う予定。

児童養護施設等民有地マッチング事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進する。

①土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市、
児童相談所設置市、市及び福祉
事務所設置町村

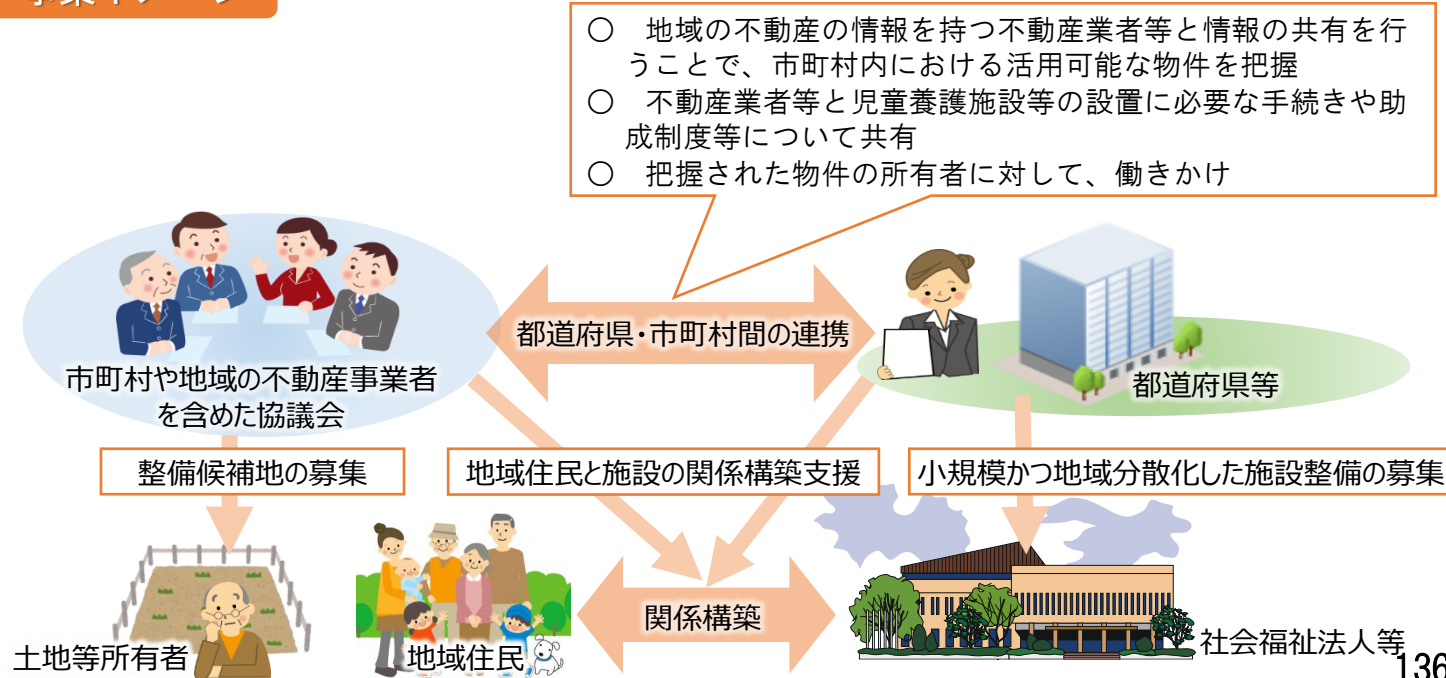
3. 補助基準額

- ① 1自治体当たり：6,000千円
- ② 1自治体当たり：4,600千円
- ③ 1自治体当たり：4,500千円

4. 補助率

国：1／2、
都道府県、指定都市、中核市、
児童相談所設置市、市及び福祉
事務所設置町村：1／2

事業イメージ



8. 自立支援の推進

○ 1 8 歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H23：182人（11.8%）→H24：263人（16.2%）→H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）
→H27：275人（15.1%）→H28：278人（15.2%）→H29：292人（17.3%）→H30：324人（18.9%）
→R 元：333人（19.0%）→R 2：356人（20.3%）→R 3：357人（20.0%）→R 4：384人（21.6%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

（5）在所期間の延長

- ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）
特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
- イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。
具体的には、
① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの
などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

○進学、就職の状況

高校等・大学等への進学率は前年度より伸びているものの、大学等への進学率については、全高卒者と比較し低い状況である。

①中学校卒業後の進路（令和3年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和4年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,105人	2,017人	95.8%	41人	1.9%	12人	0.6%	35人	1.7%
(参考) 全中卒者 1,101千人	1,088千人	98.8%	4千人	0.4%	2千人	0.1%	7千人	0.7%

②高等学校等卒業後の進路（令和3年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和4年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,780人	402人	22.6%	284人	16.0%	958人	53.8%	136人	7.6%
うち在籍児	384人	116人	6.5%	81人	4.6%	129人	7.2%	58人	3.3%
うち退所児	1,396人	286人	16.1%	203人	11.4%	829人	46.6%	78人	4.4%
(参考) 全高卒者	1,087千人	610千人	56.1%	228千人	21.0%	170千人	15.6%	80千人	7.3%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
133人	135人	116人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和4年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度５月１日現在の進路）

			平成２９年度 （Ｈ３０．５．１）		平成３０年度 （Ｒ元．５．１）		令和元年度 （Ｒ２．５．１）		令和２年度 （Ｒ３．５．１）		令和３年度 （Ｒ４．５．１）	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			2,342人	100.0%	2,306人	100.0%	2,231人	100.0%	2,164人	100.0%	2,105人	100.0%
	進学	高校等	2,204人	94.1%	2,175人	94.3%	2,117人	94.9%	2,065人	95.4%	2,017人	95.8%
		専修学校等	40人	1.7%	43人	1.9%	33人	1.5%	40人	1.8%	41人	1.9%
	就職		56人	2.4%	43人	1.9%	50人	2.2%	26人	1.2%	12人	0.6%
	その他		42人	1.8%	45人	2.0%	31人	1.4%	33人	1.5%	35人	1.7%
	里親委託児（単位：人）			344人	100.0%	343人	100.0%	390人	100.0%	343人	100.0%	322人
	進学	高校等	314人	91.3%	333人	97.1%	379人	97.2%	325人	94.8%	313人	97.2%
		専修学校等	13人	3.8%	3人	0.9%	7人	1.8%	11人	3.2%	3人	0.9%
	就職		10人	2.9%	2人	0.6%	2人	0.5%	2人	0.6%	0人	0.0%
	その他		7人	2.0%	5人	1.5%	2人	0.5%	5人	1.5%	6人	1.9%
	（参考）全中卒者（単位：千人）			1,152千人	100.0%	1,131千人	100.0%	1,108千人	100.0%	1,073千人	100.0%	1,101千人
	進学	高校等	1,138千人	98.8%	1,118千人	98.8%	1,095千人	98.8%	1,061千人	98.9%	1,088千人	98.8%
		専修学校等	2千人	0.2%	2千人	0.2%	3千人	0.3%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
	就職		3千人	0.3%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	2千人	0.1%
	その他		7千人	0.6%	7千人	0.7%	7千人	0.7%	7千人	0.6%	7千人	0.7%

（※）家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。
（※）「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校
（※）「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成２９年度 (H３０．５．１)		平成３０年度 (R元．５．１)		令和元年度 (R２．５．１)		令和２年度 (R３．５．１)		令和３年度 (R４．５．１)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）			1,715人	100.0%	1,752人	100.0%	1,752人	100.0%	1,784人	100.0%	1,780人	100.0%
	進学	大学等	276人	16.1%	245人	14.0%	311人	17.8%	364人	20.4%	402人	22.6%
		専修学校等	253人	14.8%	251人	14.3%	268人	15.3%	286人	16.0%	284人	16.0%
	就職		1,072人	62.5%	1,102人	62.9%	1,031人	58.8%	989人	55.4%	958人	53.8%
	その他		114人	6.6%	154人	8.8%	142人	8.1%	145人	8.1%	136人	7.6%
里親委託児（単位：人）			350人	100.0%	375人	100.0%	390人	100.0%	362人	100.0%	388人	100.0%
	進学	大学等	99人	28.3%	102人	27.2%	118人	30.3%	110人	30.4%	150人	38.7%
		専修学校等	61人	17.4%	81人	21.6%	110人	28.2%	81人	22.4%	85人	21.9%
	就職		149人	42.6%	169人	45.1%	130人	33.3%	133人	36.7%	114人	29.4%
	その他		41人	11.7%	23人	6.1%	32人	8.2%	38人	10.5%	39人	10.1%
（参考）全高卒者（単位：千人）			1,136千人	100.0%	1,134千人	100.0%	1,126千人	100.0%	1,104千人	100.0%	1,087千人	100.0%
	進学	大学等	592千人	52.1%	589千人	51.9%	594千人	52.7%	598千人	54.2%	610千人	56.1%
		専修学校等	246千人	21.7%	246千人	21.7%	243千人	21.5%	242千人	21.9%	228千人	21.0%
	就職		203千人	17.9%	203千人	17.9%	206千人	18.3%	183千人	16.6%	170千人	15.6%
	その他		95千人	8.4%	96千人	8.5%	83千人	7.4%	81千人	7.3%	80千人	7.3%

(※) 家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）（全高卒者：学校基本調査）
(※) 「大学等」：大学、短期大学、高等専門学校第4学年
(※) 「専修学校等」：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。
- 令和元年度には、高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費を増額した。
- 令和2年度には、教育費の対象に特別支援学校高等部に通う自立援助ホームの児童を追加するとともに、入進学支度金等の増額を行った。
- 令和4年度には、見学旅行費の対象に自立援助ホームの児童を追加した。

		支弁される額（令和5年度）	
幼稚園費		実費	
入進学支度費		小学校1年生： 64,300円（年額/1人）	中学校1年生： 81,000円（年額/1人）
教育費	学用品費等	小学校： 2,210円（月額/1人）	中学校： 4,380円（月額/1人）
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費（中学生を対象）	
	部活動費	実費	
特別育成費		公立高校： 23,330円（月額/1人） 私立高校： 34,540円（月額/1人） 通学費： 実費 高等学校第1学年の入学時特別加算： 86,300円（年額/1人） 資格取得等のための特別加算（高校3年生）： 57,620円（年額/1人） 補習費（学習塾費等）： 20,000円（高校3年生は+5,000円）（月額/1人） 補習費特別保護単価（個別学習支援）： 25,000円（月額/1人）	
学校給食費		実費（小学生及び中学生を対象）	
見学旅行費		小学校6年生： 22,690円（年額/1人） 中学校3年生： 60,910円（年額/1人） 高等学校3年生： 111,290円（年額/1人）	
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円（1人1回） 特別基準（親の経済的援助が見込めない場合の加算）： 198,540円	合計281,300円

1. 事業内容

大学等に就学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じて22歳の年度末まで引き続き入居して継続した支援を行うため、20歳到達後から22歳の年度末までの間において行われる児童自立生活援助に要する費用について補助を行う。

- （1）高等学校の生徒や大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること
- （2）満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者
- （3）満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた者
- （4）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所又は里親・小規模住居型児童養育事業への委託の措置を解除された者その他都道府県知事が必要と認めた者

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額

①生活費支援	1人当たり月額	11,410円			
②特別育成費	基本額	1人当たり月額	24,420円	資格取得等特別加算	1人当たり 57,610円
③児童用採暖費	1人当たり月額	338円			
④就職支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり 198,530円
⑤大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり	82,760円	特別基準分	1人当たり 198,530円
⑥補習費	1人当たり月額	20,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円

4. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の居住費や生活費等の支援に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

【社会的養護自立支援事業】

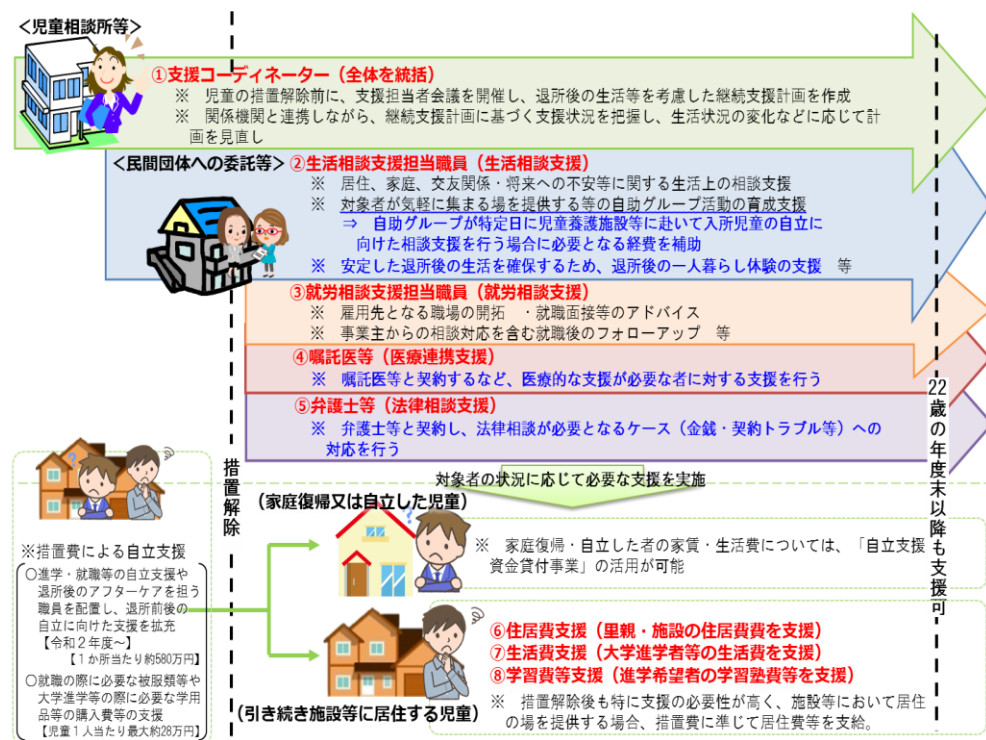
○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



都道府県別社会的養護自立支援事業の実施状況（令和4年度）

「社会的養護自立支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

（令和3年度（実績）：68自治体（74自治体中） → 令和4年度（交付申請）：74自治体（78自治体中））

		支援コーディネーター	居住費支援	生活費支援	学習費支援	自立後生活体験支援	生活相談支援	医療連携支援	法律相談支援	就労相談支援
北海道	○	○	○	○	○	○	○			○
青森県	○	○	○	○	○		○			
岩手県	○	○	○	○	○		○			
宮城県	○	○	○	○		○	○		○	○
秋田県										
山形県	○		○	○	○					
福島県	○	○	○	○			○			
茨城県	○	○	○	○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○	○		○			○
群馬県	○	○	○	○	○		○			○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○			○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○			
東京都	○		○	○	○	○	○			○
神奈川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○
新潟県	○		○	○						
富山県	○		○	○	○					
石川県	○		○	○			○			
福井県	○	○	○	○						
山梨県	○	○					○			
長野県										
岐阜県	○		○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	○	○	○	○	○	○				○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○			○
三重県	○		○	○						
滋賀県	○	○	○	○	○		○			
京都府	○	○	○	○			○			○
大阪府	○	○	○	○			○			○
兵庫県	○	○	○	○	○					
奈良県	○		○	○			○			
和歌山県	○		○	○	○		○			
鳥取県	○		○	○	○		○			○
岡山県	○		○	○			○			
広島県	○		○	○			○			
山口県	○		○	○	○					
徳島県	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	○	○	○	○	○	○	○			○
愛媛県	○		○	○	○					
高知県	○	○	○	○		○	○			

		支援コーディネーター	居住費支援	生活費支援	学習費支援	自立後生活体験支援	生活相談支援	医療連携支援	法律相談支援	就労相談支援
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		
佐賀県	○	○					○			○
長崎県	○		○	○	○					
熊本県	○	○	○	○	○		○	○		○
大分県	○	○		○			○			
宮崎県	○	○	○	○			○			
鹿児島県	○		○	○	○					
沖縄県	○	○	○	○			○			○
札幌市	○	○	○	○	○	○	○			○
仙台市	○	○	○	○	○		○		○	○
さいたま市	○		○	○	○		○			○
千葉市	○		○	○						
横浜市	○	○	○	○	○		○			○
川崎市	○	○	○	○		○	○			○
相模原市	○	○	○	○	○		○			○
新潟市	○	○	○	○	○					
静岡市	○	○	○	○			○			
浜松市	○						○			
名古屋市	○		○	○	○					
京都市	○	○	○	○	○		○			
大阪市	○	○	○	○	○	○	○			○
堺市	○	○		○			○			○
神戸市	○		○	○	○		○			
岡山市	○	○					○			
広島市	○		○	○		○	○		○	
北九州市	○		○	○	○		○		○	
福岡市	○	○	○	○	○					
熊本市	○		○	○	○	○				
横須賀市	○	○		○	○					
金沢市	○						○	○		
明石市	○		○	○			○			
奈良市	○	○	○	○	○		○			
世田谷区	○		○	○	○	○				
江戸川区	○	○	○	○	○					
荒川区										
港区	○		○	○	○	○				
中野区										
板橋区	○		○	○	○					
豊島区	○		○	○						
実施自治体数	74	43	65	68	41	18	52	4	6	24

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度交付申請ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1 か所当たり	6,176千円	+	2,066千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能				
・ 居住費支援	1 人当たり月額	397千円	（児童養護施設） 等	
・ 生活費支援	1 人当たり月額	51,430円	（就学・就労をしていない者）、11,410円（就学している者） 等	
・ 生活相談支援	1 か所当たり	12,144千円	（常勤2名以上配置）	
・ 就労相談支援	1 チーム当たり	5,739千円	※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算	
・ 学習費等支援 （特別育成費）	基本額	1 人当たり月額	24,420円	補習費 1 人当たり月額 20,000円
	資格取得等特別加算	1 人当たり	57,610円	補習費特別分 1 人当たり月額 25,000円
・ 医療連携支援	1 か所当たり	7,842千円	※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算	
・ 退所後生活体験支援	1 人当たり	53,700円		
・ 法律相談支援	1 か所当たり	3,000千円		

② 身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
・ 入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

身元保証人確保対策事業について

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：里親又は児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤児童相談所一時保護所（児童）：所長保証人

2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]、入院 [2,400円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 運営主体

都道府県、市及び福祉事務所設置町村
全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

5. 補助率

国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和4年度第二次補正予算：40百万円

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、
貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、
貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

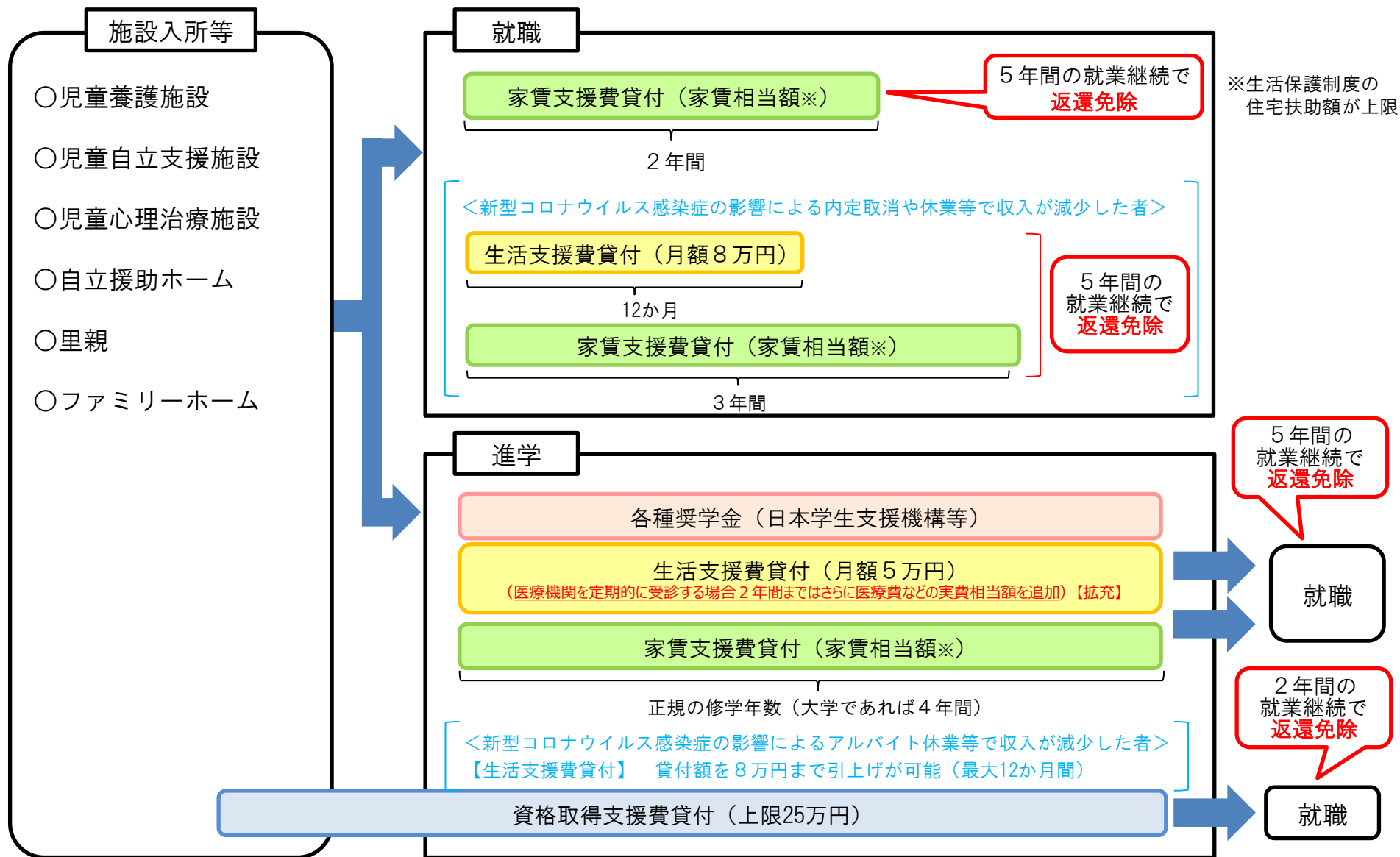
3 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



ひきこもり等児童福祉対策事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

①ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりのこどもの家庭等を訪問し、当該こどもとのふれあいを通じて、こどもの福祉の向上を図る。また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

②ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等のこどもを一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

③ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2）

4. 補助単価

①ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 （ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合）	1 都道府県市当たり	386,880円
メンタルフレンド活動費	訪問1日当たり	3,720円
事業実施前研修会費	定額	165,000円
活動検討会	1回当たり	30,180円
②ひきこもり等児童宿泊等指導事業		
宿泊指導	児童1人当たり日額	3,700円
通所指導	児童1人当たり日額	1,790円
③ひきこもり等児童福祉教育連絡会議	1回当たり	12,500円

概要

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。

（内容）

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- iii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

○ 全国交流会（令和4年2月11日～13日開催）

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2021



社会的養護等を
経験した方※の
全国交流会を
開催します

※ここでは「社会的養護等を
経験した方」として、下記いずれか
で生活した経験をお持ちの方々
を想定しています。

乳児院、児童養護施設、児童家庭
福祉センター、ファミリーホーム、
自立援助ホーム、子どもシェルター、
児童心理治療施設（旧・情緒障害児
短期治療施設）、児童自立支援施設、
母子生活支援施設、一時保護所

対 象

全プログラムに参加可能な方

①原則として20～40歳以下の社会的養護経験者で
当事者団体等の紹介のある方

②1・2日目の交流会および3日目全体会のみに参加可能な方

②現在社会的養護のもとにいる、または経験した20歳未満の方、
社会的養護関係者、地方自治体職員等、社会的養護等を対象
とする支援団体の関係者の方

2022年2月11日(祝・金)～13日(日)

◆オンラインにて開催◆

定 員 ①の方 40名
②の方 200名

○ 社会的養護経験者向け情報ウェブサイトの開設

<https://irisconnect.jp/>

Iris 社会的養護経験者向け情報ウェブサイト

Home Consult Voice System Wisdom
ホーム 相談先さがし 声をさがす 制度をさがす アイリス知恵袋

Iris

社会的養護を経験した人々やかわる人々の知りたいを集めて届けるサイトです。

キーワード 声 アフターケア

Iris (アイリス) とは

相談先をさがす
支援団体や
当事者グループなど

声をさがす
社会的養護を経験した人や
関わる人々の声など

制度をさがす
国や自治体の情報や困った時に
使える公的支援制度を紹介

アイリス知恵袋
おすすめの本や
お役立ち情報の紹介

9. 支援の必要性の高いこども・家庭・妊産婦への 支援体制の強化（安心こども基金）

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

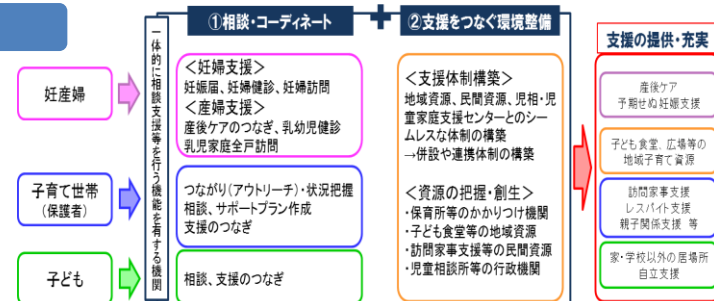
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



（子どもの居場所支援）

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、こども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

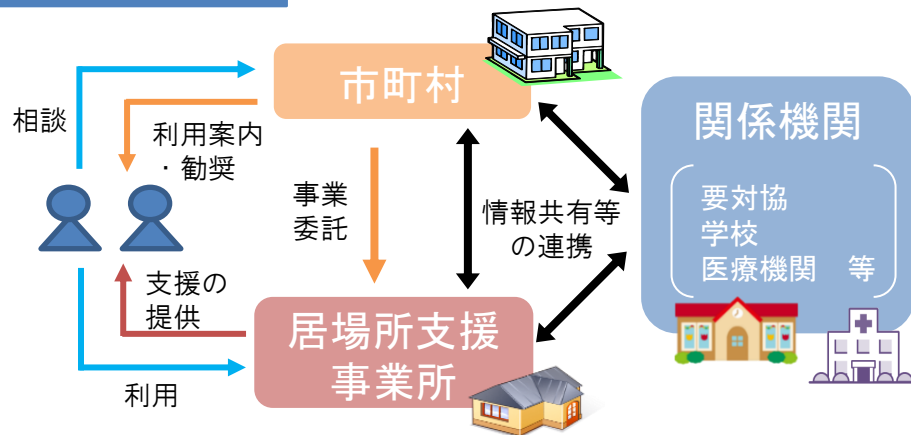
【補助割合】

国2／3、市町村1／12、事業者1／4

【補助基準額】

1か所当たり 18,992千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

【補助割合】

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

認定NPO法人 Learning for Allによる子どもの居場所支援

取組の概要

● 安心・安全な居場所の提供を通じた学齢期のこどもへの支援

- 安心安全な居場所を提供し、こどもの発達段階やニーズに応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、毎日の食事の提供等、多様な支援を実施するとともに、孤立した保護者への相談・伴走支援を実施。
- こども・家庭の状況をアセスメントし、こども一人ひとりの支援計画を作成しており、虐待の早期発見・予防や専門的ケアを実施。
- 学校や行政など多くの機関と連携し、居場所支援につなぐとともに、その他の必要な現場に繋ぎ、切れ目のない支援を届けている。

支援対象者

- 課題を抱えたこども
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつこども 等

利用者負担

- 利用者負担無し



小学生向けの
児童施設の様子



中高生向けの
フリースペースの様子



専門職による
面談の様子

認定NPO法人 Kidsdoorによる子どもの居場所支援

取組の概要

● 高校生世代への支援

- 課題を抱えた高校生（浪人生を含む）を対象に学習支援のみならず、進路や生活に関する悩みの相談、食事の提供まで、幅広く支援を実施。
- 社会体験や文化的資源にふれるイベント・ワークショップの開催等も実施。

● 小中学生への支援

- 課題を抱えた小中学生を対象に、学習支援を提供するとともに、家庭の事情で満足に食事がとれない子どもに対しては、食事の提供支援を通じて、安心して、落ち着いて勉強が出来る環境を提供。

支援対象者

- 課題を抱えたこども
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつこども 等

利用者負担

- 利用者負担無し

支援の様子



高校生を対象とした
居場所型学習支援の様子



居場所に通うこどもの
課外活動の様子



中学生を対象とした
居場所型学習支援の様子

特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】

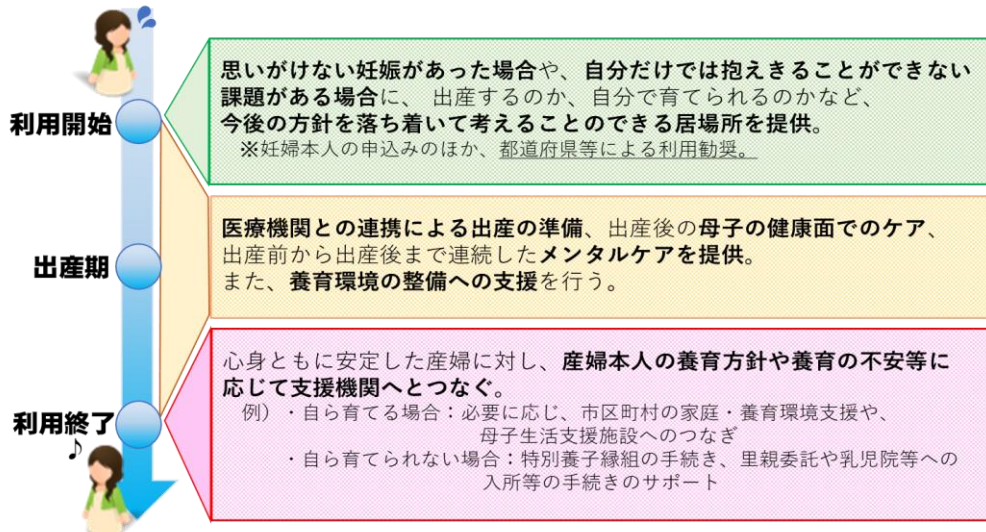
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 9,378千円 × 定員（世帯数）
<改修費> 1世帯当たり 9,378千円

（支援のイメージ）



特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

基本分単価	1か所当たり	32,753千円
開設準備費加算	1か所当たり	4,000千円（上限額）
賃借料加算	1か所当たり	3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援

1自治体当たり 5,085千円

（参考）支援の様子



取組の概要

- **社会や家族と繋がりのない孤立した若年妊婦への居場所支援**
 - ・ 社会や家族と繋がりが持つことができず孤立した若年妊婦のSOSを受け止める受け皿が圧倒的に不足している中、通いだけではなく、宿泊も可能な居場所を運営し、妊娠・出産やその後の生活について、落ち着いて考えることが出来るよう寄り添い型の相談支援や生活の支援を実施。
 - ・ また、医療機関等への同行支援や、関係機関への繋ぎなどの支援を実施。
 - ・ その他、相談窓口でつながった妊婦の中で、食料・その他衣食住を支える生活支援が必要な方への物品の支援を実施。

利用者負担

- ・ 利用者負担無し

取組実績

- ・ 宿泊（2部屋）による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：14名（うち新生児4名、幼児1名、パートナー1名含む）
 - 宿泊延日数：578日
 - 主な支援内容：生活支援、医療機関・行政窓口への同行支援、妊娠中・産後の身体と心のケア
- ・ 通所による支援（令和3年度）
 - 利用延人数：89名
 - 主な支援内容：妊娠・出産・育児他、学習・就労等の相談支援、レスパイト支援、乳房ケア・骨盤ケア、お宮参り/お食い初めの実施、発育発達チェック等

支援の様子



居場所（リビング）の様子



宿泊利用の居室スペース



デイ利用
お宮参り&100日祝い

取組の概要

- **妊娠、出産、子育て、生活、自立まで切れ目のない総合的な支援を実施**
 - ・ 24時間365日の専用相談窓口を設置し、妊娠・出産等に関する悩みについて、相談者に寄り添い一緒に考える取組を実施。
 - ・ 医療機関等への同行支援を行うとともに、住まいのない妊産婦等に対しては、安心安全な居場所を提供し、入院の準備を含めて日常生活のサポートを実施。
 - ・ 出産後は、母子の将来の生活設計を一緒に考え、住まいや保育所探しの支援や、乳幼児健診等への同行支援を実施。必要に応じて母子生活支援施設への入所へつなぐ。また、地域企業と協働し、受講希望者には「就労教育訓練プログラム」を、無料で受講できる。

利用者負担

- ・ 利用者負担原則無し（食費等の実費負担あり）

取組実績

- ・ 相談件数（令和3年度） 相談件数430件（延べ対応件数3,608件）
- ・ 宿泊以外の支援（訪問支援等）
 - 支援実人数：10名（利用延べ日数：100日）
 - 主な支援内容：訪問相談、医療機関同行、物品提供、他機関紹介
- ・ 宿泊による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：9名
 - 利用延日数：444日
 - 主な支援内容：生活支援、産後ケア、養育相談、カウンセリング etc.

支援の様子（ベビーモデルを使った沐浴指導）



社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2／3、都道府県等1／12、事業者1／4

【補助基準額】

1か所当たり 18,992千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

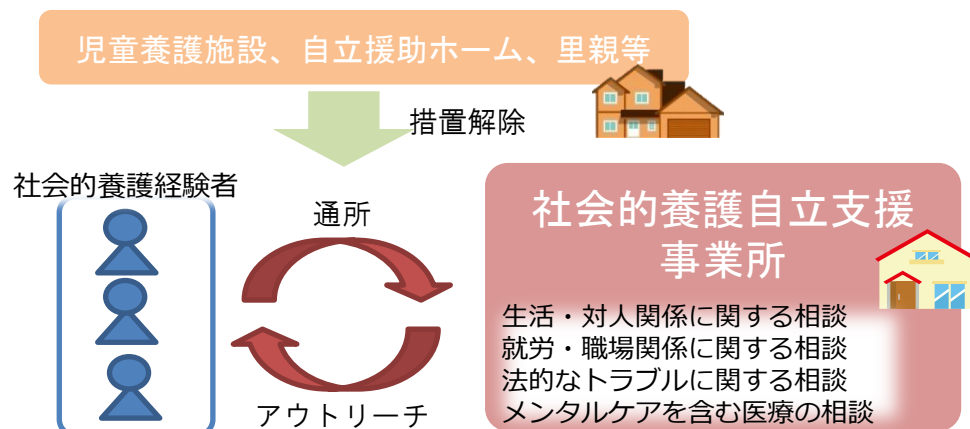
【補助割合】

国1／2、都道府県等1／2

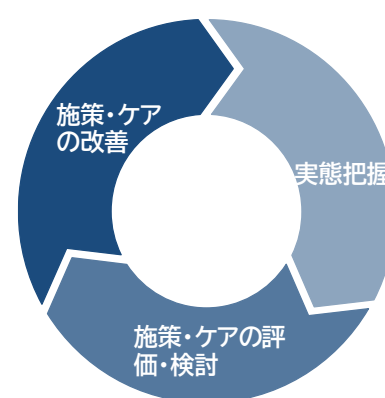
【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

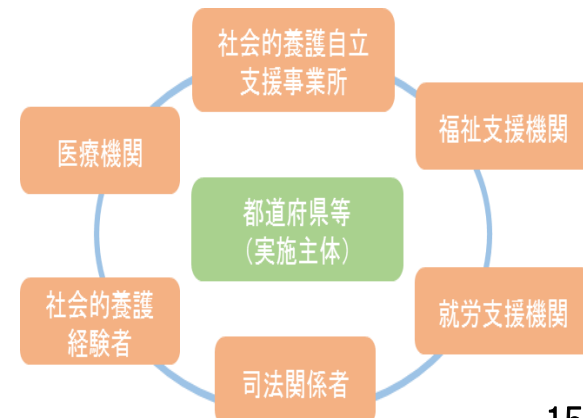
《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》

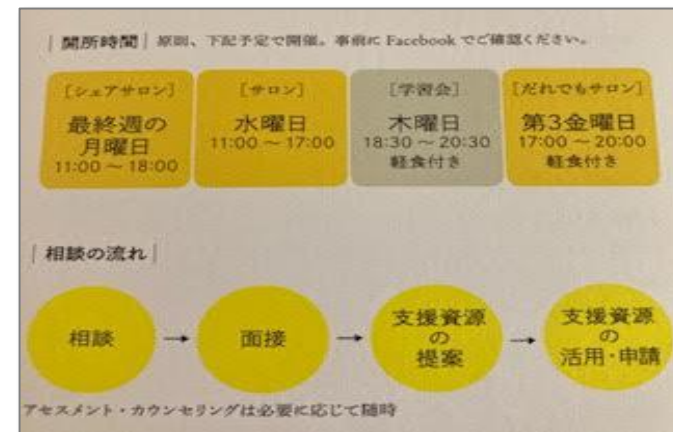


社会的養育経験者の自立支援の取組事例

アフターケア相談所ゆずりは（東京都）

取組の概要

- 運営母体 社会福祉法人子供の家 2011年4月開所
2013年より退所児童等アフターケア事業を受託
- 生活支援 生活保護申請の同行 支援措置手続きの同行 不動産屋への同行
通院同行（主に精神科 産婦人科）アパート契約、更新手続き、
入院・手術の手続き同行 弁護士の紹介、同行（債務整理、給与未払いなど）
シェルター入所の手続き、保証人のサポート（アパート、アルバイト等雇用契約時、
入院時など）
- 就学支援 高卒認定資格取得学習会の開催 各種奨学金の事務手続き
- 就労支援 ゆずりは工房でのジャム作り 就労移行、ハローワーク等への同行
- MYTRRペアレンツプログラムの開催（年に1度開催され8年目の開催を迎えた）



ゆずりはの居場所支援と伴走支援の流れ

取組の効果

- 児童期に受けた虐待や支配のトラウマによって、困難を抱える人の実情を知ること、
アフターケア重要性が明らかとなり、さらなる制度や支援の充実を図ることにもつながる。
- こどもの貧困や女性の貧困など、困難な状況でありながら社会で可視化しづらい状況に
あるひとの声を届けてもらえることで、必要な支援の見直しや制度の改善にもつながる
- 困難な状況にあった人が、安心できる生活を送れることで、自殺防止や犯罪防止、虐
待防止にもつながる。

支援の様子



ゆずりは工房

（一般就労が困難なひとたちとジャムを製造し販売しています）

取組実績

アフターケア相談所ゆずりは 2020 年度相談件数

1 相談者数（実数） 合計 678 人

支援関係者	222 人（児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、 婦人保護施設、産婦人科・精神科医、助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所他）		
施設退所者	252 人	（都内施設出身 167 人	地方施設出身 85 人）
里親家庭	42 人	（里子 22 人 里親 20 人）	
その他	162 人		

2 退所者種目別相談件数（延べ数） 合計 45555 件

	生活相談	就学・就労支援	居場所支援	支援機関からの相談
件数	36789	2978	1022	4766

10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価等

○こどもの権利擁護

①こどもの権利擁護の推進

- ・ こどもの権利擁護は、こどもの基本的人権を護ること。こどもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②こどもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、こどもの気持ちを受け入れつつ、こどもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元こどもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（令和年度の届出・通告受理件数は387件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は131件）
※令和2年度の届出・通告受理件数は372件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は121件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、こどもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④こどもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、こどものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

社会的養護におけるこどもの権利擁護に関する既存の取組

◆被措置児童等虐待の防止

- 被措置児童等虐待の防止については、平成20年の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の定義、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置、措置の公表等施設内虐待の防止のための規定を新設。
- 同法の施行（平成21年4月）に併せ、被措置児童等虐待の予防や対応等について記載した「被措置児童等対応ガイドライン」を作成し、自治体向けに周知した。
- 現在までの各年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数及び都道府県等が虐待と認めた件数は下記。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3
届出・通告受理件数	176件	193件	214件	288件	220件	233件	254件	277件	246件	290件	372件	387件
都道府県等が虐待と認めた件数	39件	46件	71件	87件	62件	83件	87件	99件	95件	94件	121件	131件

【厚労省家庭福祉課調べ】

◆第三者委員の設置

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、被措置児童や保護者等からの苦情の受付窓口の設置等の措置を講ずることが規定されており、平成17年からはその解決に当たり当該施設職員以外の者を関与させなければならないことを義務付けており、都道府県知事等による児童福祉施設に対する監査項目の一つとなっている。
- 平成24年から平成26年にかけて、社会的養護関係施設種類別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）を作成し、厚生労働省ホームページ上に掲載。これらには、第三者委員の設置も含めた苦情解決の具体的な体制づくりについて記載。

◆子どもの権利ノート

- 各自治体や施設ごとに作成している冊子であり、児童福祉施設等に入所している児童に対し、施設内での子どもの権利が守られること等について、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明するもの。自治体の担当窓口や第三者委員の連絡先等が掲載されている。
- 平成7年に大阪府が作成したことを契機に全国に広がった。現状、自治体等の自発的な取り組みであるが、厚労省においても各施設種別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）に権利ノートを活用すべき旨記載したり、全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議等で取組みを紹介するなどしている。
- なお、児童相談所設置自治体において、措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知に関し、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が72（97.3%）あった（令和3年度、家庭福祉課調べ）。

◆その他

- 一時保護中の児童については、平成30年に「一時保護ガイドライン」、令和元年に「一時保護中のこどもの権利擁護について」を発出し、権利ノートに準ずる冊子の配付や第三者委員の設置、第三者機関等、子どもの権利を保障する仕組みの整備について通知している。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成２９年度～令和３年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	こども本人	こども本人以外の被措置児童	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	児童家庭支援センター	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	（匿名を含む）不明	合計
平成２９年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	0 [0.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
平成３０年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	0 [0.0]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	0 [0.0]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和２年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	14 [3.6]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	28 [7.2]	10 [2.6]	389 [100.0]
令和３年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	2 [0.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	47 [12.0]	9 [2.3]	393 [100.0]

※１件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 ２９年度：２７７件 ３０年度：２４６件 元年度：２９０件 ２年度：３７２件 ３年度：３８７件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	事実確認を行った事例			小 計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合 計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかった	虐待の事実 の判断に至 らなかった				
平成２９年度	99 [32. 9]	154 [51. 2]	34 [11. 3]	287 [95. 3]	5 [1. 7]	9 [3. 0]	301 [100. 0]
平成３０年度	95 [33. 3]	155 [54. 4]	30 [10. 5]	280 [98. 2]	2 [0. 7]	3 [1. 1]	285 [100. 0]
令和元年度	94 [30. 6]	180 [58. 6]	30 [9. 8]	304 [99. 0]	1 [0. 3]	2 [0. 7]	307 [100. 0]
令和２年度	121 [31. 3]	217 [56. 2]	41 [10. 6]	379 [98. 2]	1 [0. 3]	6 [1. 6]	386 [100. 0]
令和３年度	131 [30. 5]	203 [47. 2]	57 [13. 3]	391 [90. 9]	0 [0. 0]	39 [9. 1]	430 [100. 0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、 [] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリ－ 里親・ ホーム	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
平成２９年度	1 [1. 0]	64 [64. 6]	0 [0. 0]	8 [8. 1]	12 [12. 1]	10 [10. 1]	4 [4. 0]	99 [100. 0]
平成３０年度	3 [3. 2]	50 [52. 6]	3 [3. 2]	5 [5. 3]	13 [13. 7]	17 [17. 9]	4 [4. 2]	95 [100. 0]
令和元年度	2 [2. 1]	50 [53. 2]	2 [2. 1]	4 [4. 3]	11 [11. 7]	14 [14. 9]	11 [11. 7]	94 [100. 0]
令和２年度	5 [4. 1]	67 [55. 4]	8 [6. 6]	6 [5. 0]	20 [16. 5]	11 [9. 1]	4 [3. 3]	121 [100. 0]
令和３年度	5 [3. 8]	69 [52. 7]	2 [1. 5]	8 [6. 1]	21 [16. 0]	20 [15. 3]	6 [4. 6]	131 [100. 0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、 [] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成２９年度	56 [56. 6]	3 [3. 0]	17 [17. 2]	23 [23. 2]	99 [100. 0]
平成３０年度	55 [57. 9]	2 [2. 1]	15 [15. 8]	23 [24. 2]	95 [100. 0]
令和元年度	59 [62. 8]	3 [3. 2]	19 [20. 2]	13 [13. 8]	94 [100. 0]
令和２年度	62 [51. 2]	7 [5. 8]	36 [29. 8]	16 [13. 2]	121 [100. 0]
令和３年度	68 [51. 9]	4 [3. 1]	39 [29. 8]	20 [15. 3]	131 [100. 0]

（参考）社会的養護関係施設
数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
H29年度	1 4 0	6 0 5
H30年度	1 4 0	6 0 5
R元年度	1 4 6	6 1 2
R２年度	1 4 5	6 1 2
R３年度	1 4 5	6 1 0

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
H29年度	4 6	5 8
H30年度	5 0	5 8
R元年度	5 1	5 8
R２年度	5 3	5 8
R３年度	5 3	5 8

	委託里親	ファミリ－ ホーム
H29年度	4, 2 4 5	3 4 7
H30年度	4, 3 7 9	3 7 2
R元年度	4, 6 0 9	4 1 7
R２年度	4, 7 5 9	4 2 7
R３年度	4, 8 4 4	4 4 6

※１：福祉行政報告例（各年度末現在（児童自立支援施設除く）

※２：家庭福祉課調べ（各年度１０月１日現在（児童自立支援施設）

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進（自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等）

虐待を受けた被措置児童等

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した者

届出
(相談)

通告

市町村、福祉事務所及び児童相談所（児童委員を経由する場合を含む）並びに都道府県児童福祉審議会

通知

都道府県（担当部署）※

通告

入所児童から虐待を受けた旨の訴えを受けた施設職員等は速やかに自治体に連絡

届出・通告・他の機関からの通知の内容の検討
今後の対応方針について決定

厚労省や自治体
が作成しているガイド
ラインに基づき
適切に対応

児童相談所

被措置児童等の
見守り等必要な
支援

通告者本人や施設
関係者等に対し
通告への対応内容
をフィードバック

一時保護

虐待を受けた児童に対する支援同じ施設等
にいる他の被措置児童等に対する支援

虐待以外の場合
で関わりが必要
な場合

調査結果や児福
審の意見を踏ま
え今後の対応を
決定した場合

被措置児童等虐
待の安全確保が
必要な場合

他の児童に対す
る支援が必要

事実確認・訪問調査等・被措置児童等の状況や事実確認

被措置児童等虐待が疑われる場合

ケース会議（事例対応チーム、専門家チーム等）

被措置児童等虐待が認められる場合

報告徴収・立入調査・改善勧告等の権限の行使

施設運営等に関し改善が必要

施設運営改善のための取組の継続的な指導

虐待なしと判断した
場合も含む

報告

意見

報告

意見

報告

意見

連携

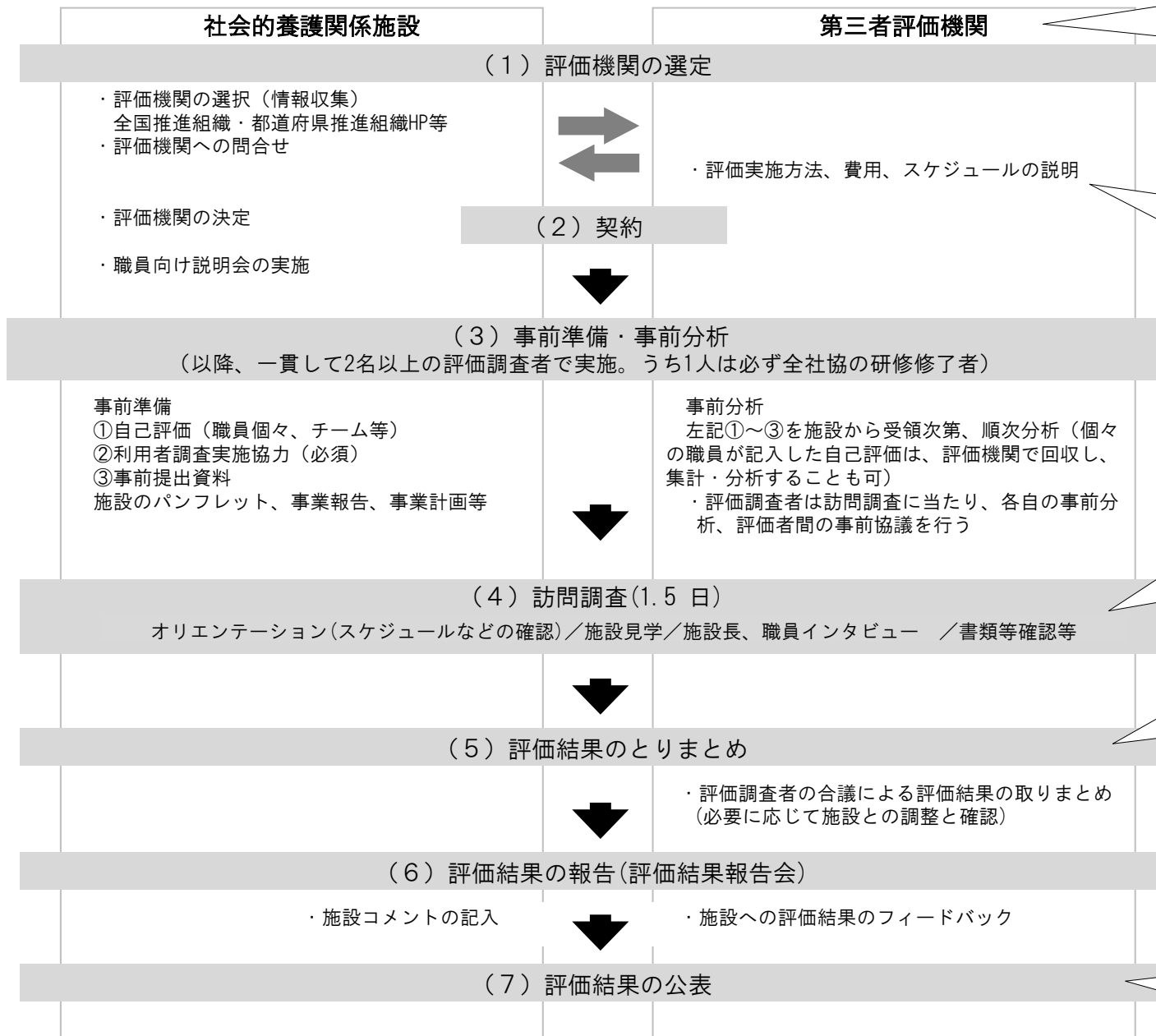
協力

都道府県児童福祉審議会

*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b c の3段階評価で示されるが、a 評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b 評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。
公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

（現行）

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

（改正後）

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

（現行）

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

（現行）

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

（現行）

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

（現行）

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

➤ 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

➤

(改正後)

【児童福祉法関係】

➤ 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

➤ 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

➤

施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

➤ 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。

➤

児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。

➤

児童の生命、身体を安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者（父母）・未成年後見人のない場合 （親権喪失・停止の場合も含む。）	親権者（父母）又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者（父母）あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 （親権行使）	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行	同上	同上
	（児童相談所長による監護措置）	児童相談所長による監護措置	（親権者等の不当な妨げの禁止） 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行	同上	同上
	里親等による監護措置	里親等による監護措置	（親権者等の不当な妨げの禁止） 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行	同上	同上
	（施設長による監護措置）	施設長による監護措置	（親権者等の不当な妨げの禁止） 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

（現行）

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見（身上監護、財産管理など）を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

（改正後）

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
（未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。）
（家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。）

（参考） 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

（現行）

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

（改正後）

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し（※）

（現行）

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

（見直し後）

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。
※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

（1） 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等）	ウ その他（関係者へのア・イの行為等）
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等）	

（2） 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられとされる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられとされる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

（3） その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

（1） 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

（2） 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

（3） 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

（4） 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種、健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

○里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（47②）

○施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（47④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

○養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

12. 令和 4 年改正児童福祉法の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

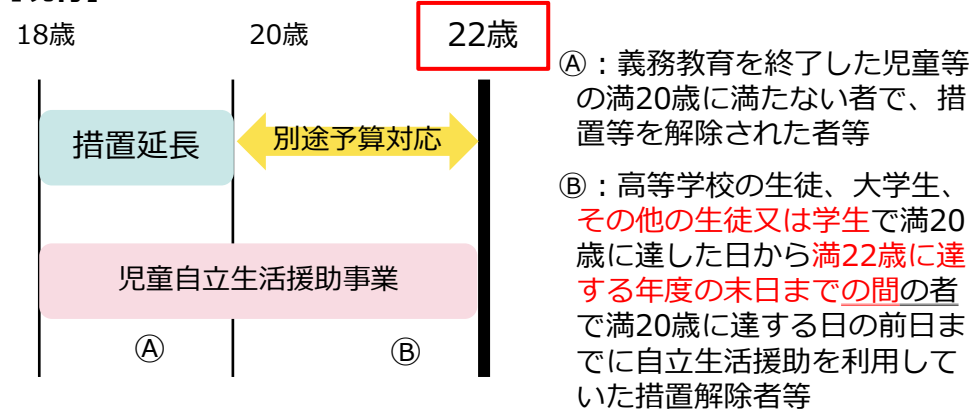
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

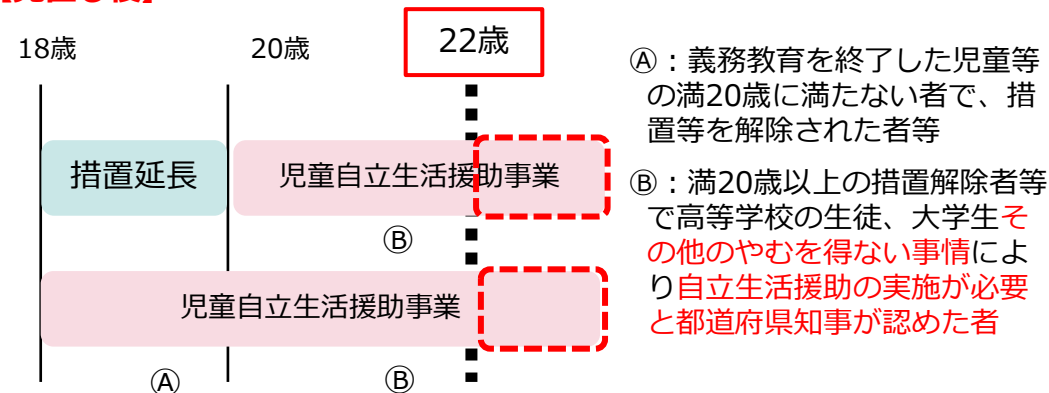
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

(参考) 平成 2 8 年改正児童福祉法の概要等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

＜工程で示された目標年限の例＞

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。
 - ＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞
子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数
- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。
 - 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数
 - ※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出
 - 算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子ども自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

都道府県社会的養育推進計画の策定状況と「見える化」について

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知）により、都道府県等に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめ。（令和2年8月7日公表）
- この上で、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施するため、昨年10月以降、活用可能な予算等についてオンラインでのブロック会議の実施や、各都道府県への個別ヒアリングを行うとともに、3歳未満児の「家庭養育率」（特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率）の算出を行い、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和3年3月31日公表）
 - さらに、令和3年度予算では、各都道府県等の取組を支援するため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」と位置付け、
 - ・ 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）などフォスタリング機関に対する支援の拡充〔令和6年度までの措置〕
 - ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）〔令和6年度までの措置〕や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進などに取り組むこととしている。
- 今後、社会的養育推進計画に基づく各自治体の取組状況をフォローアップするほか、里親等委託推進に向けた更なる取組を支援するために定めた「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針（令和3年2月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく取組の強化を図る。

「見える化」の項目

① 数値目標の水準について（4項目）

- ・ 3歳未満の里親等委託率
- ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
- ・ 学童期以降の里親等委託率
- ・ 特別養子縁組成立件数

② 計算過程について（3項目）

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どものケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）
- （※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」

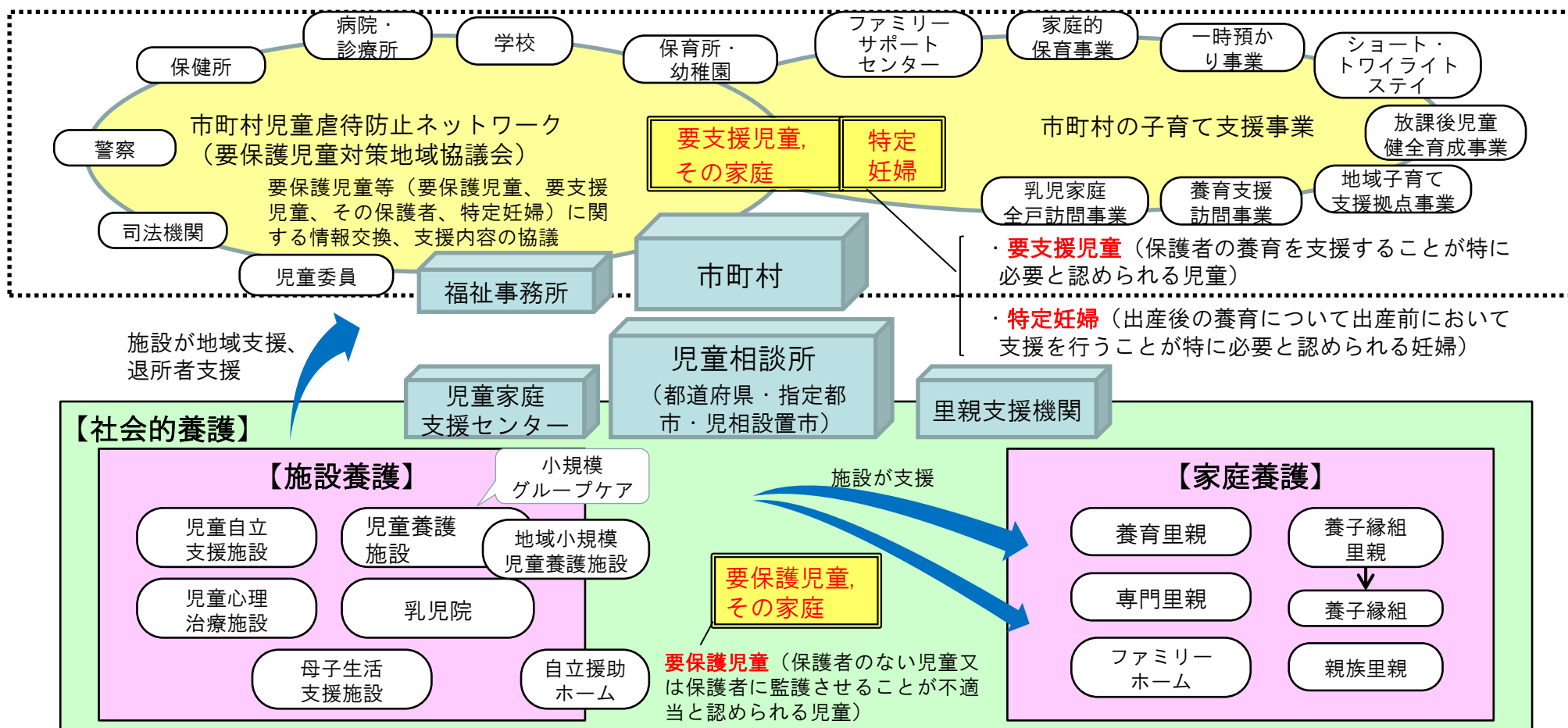
③ 取組内容について（5項目）

- ・ 施設における里親支援の取組
- ・ 里親支援体制の強化
- ・ 里親等委託推進の具体的な取組
- ・ 里親数等の拡充
- ・ 特別養子縁組支援の取組

13. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

○子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することになっている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項		事 業 内 容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額
				国分	地方分	
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526
		社会的養育の充実	474	237	237	474
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,179
		・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善(注4)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
		・ 医療情報化支援基金	735	735	0	—
		地域包括ケアシステムの構築				
		・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
		・ 介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160	—
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・ 保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572
		介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮		644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		88	82	5	80
	年金生活者支援給付金の支給		5,220	5,220	0	5,220
合 計			27,968	18,982	8,986	27,078

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（所要額）

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 （待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1） △1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1） △4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 （地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善（5.5:1→4:1等） ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%～5%） など

量的拡充・質の向上 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議
『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 （別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
○：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5. 5：1→4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施） ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 （小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円）
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の＋5％等） ※職員給与の改善 まずは＋3％→＋5％等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

14. 予算関係

令和 6 年度概算要求の概要 (社会的養護関係)

こども家庭庁支援局 家庭福祉課

【令和 6 年度概算要求】
1, 7 4 2 億円
+ 事項要求

【令和 5 年度予算】
(1, 6 9 1 億円)

【主な要求内容】

- 令和 6 年 4 月に施行される改正児童福祉法を踏まえ、
 - ・ 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」
 - ・ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等の支援のため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」を創設し、取組の強化を図る。
- 里親支援の体制強化に向けて、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施する事業の創設、里親に対する研修受講費用支援の拡充を図る。
- さらに、こども未来戦略方針（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、
 - ・ 社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化のほか、
 - ・ 今後、「こども大綱」の中で具体化する「児童虐待に関する支援策」については、予算編成過程において、施策の拡充を検討する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	208億円	(208億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,416億円 + 事項要求	(1,392億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	80億円	(67億円)

目次

令和6年4月に施行される改正児童福祉法に基づく取り組みの実施

新規	社会的養護自立支援拠点事業	195
新規	妊産婦等生活援助事業	196
新規	里親支援センター等人材育成事業（仮称）	197
拡充	里親への委託前養育等支援事業	198
新規	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	199

施設退所者等の自立支援や家庭的養育の推進

新規	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	201
拡充	養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	202
	（参考資料）令和6年度概算要求における新規・拡充以外の事業	203

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 施策の内容

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

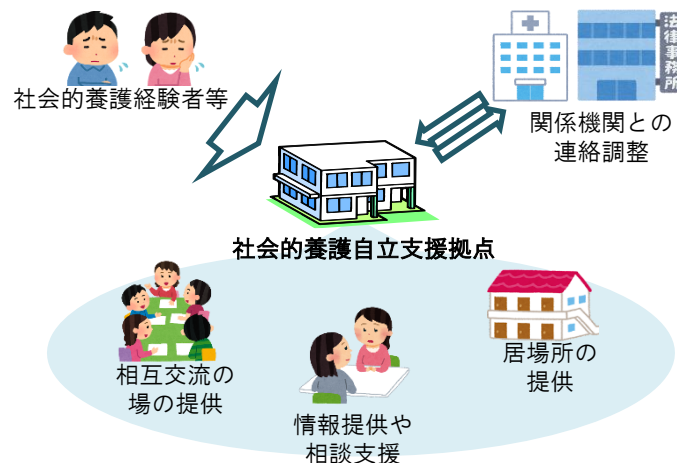
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1) ～ (3) は実施を必須とし、(4) は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3. 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分

1 か所当たり 23,795千円

- ・ 支援コーディネーター 1 人
- ・ 生活相談支援員 1 人
- ・ 就労相談支援員 1 人
- ・ 相互交流費用
- ・ 関係機関連携費用

イ 生活相談支援員配置加算

・ 職員を 2 人配置する場合 1 か所当たり 5,168千円

ウ 生活相談支援の回数に応じた加算

- ・ 支援回数1201回～2400回の場合 1 か所当たり 2,372千円
- ・ 支援回数2401回以上の場合 1 か所当たり 4,744千円

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

エ 就労相談支援の回数に応じた加算

- ・ 支援回数1201回～2400回の場合 1 か所当たり 2,372千円
- ・ 支援回数2401回以上の場合 1 か所当たり 4,744千円

オ 医療連携担当職員配置加算

1 か所当たり 6,955千円

カ 法律相談対応準備加算

1 か所当たり 2,113千円

キ 開設準備経費加算

1 か所当たり 4,000千円

ク 賃借料加算

1 か所当たり 3,000千円

ケ 自立生活支援加算

1 か所当たり 2,594千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(-) ※ () 内は前年度当初予算額

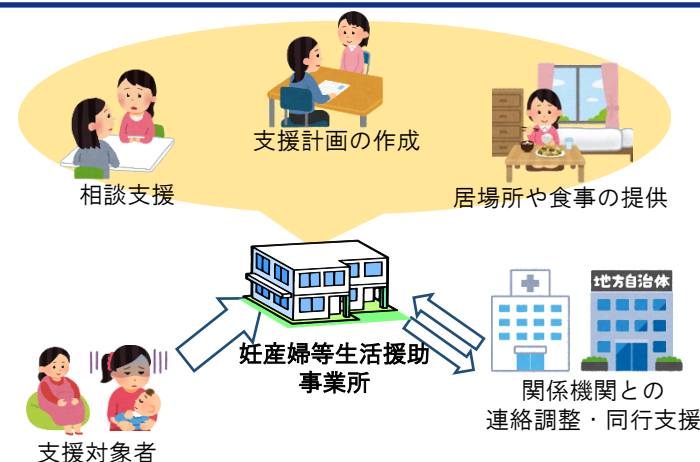
1. 施策の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 施策の内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	29,851千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 看護師、助産師	1 人			・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1 人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,166千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,200千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

＜里親支援センター等人材育成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.74 億円

（－）※（）内は前年度当初予算額

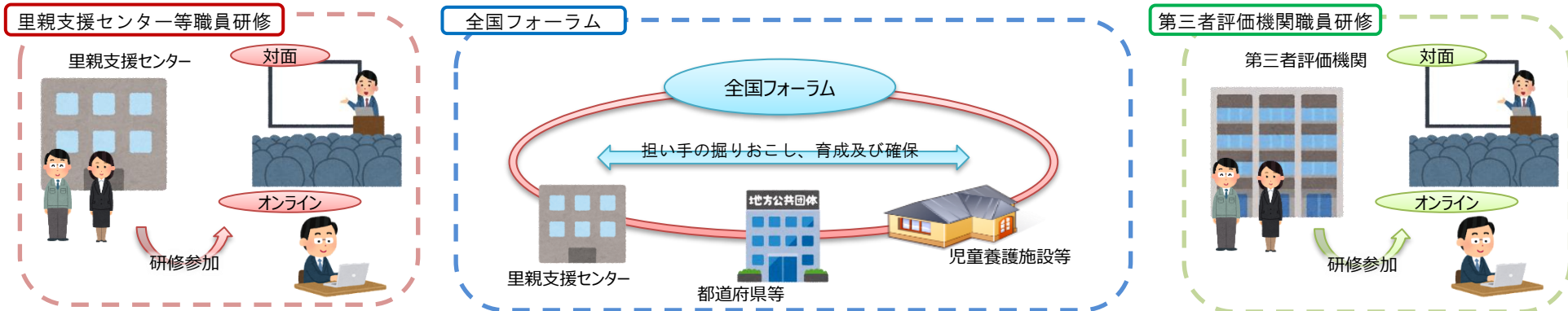
1. 施策の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスティング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスティング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2. 施策の内容

- （1）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- （2）全国フォーラムの開催
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- （3）第三者評価機関職員研修の実施
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助については、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

1. 施策の目的

里親にこどもを委託する場合の移行期等における経済的負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備し、里親委託の推進を図る。

2. 施策の内容

(1) 生活費等支援

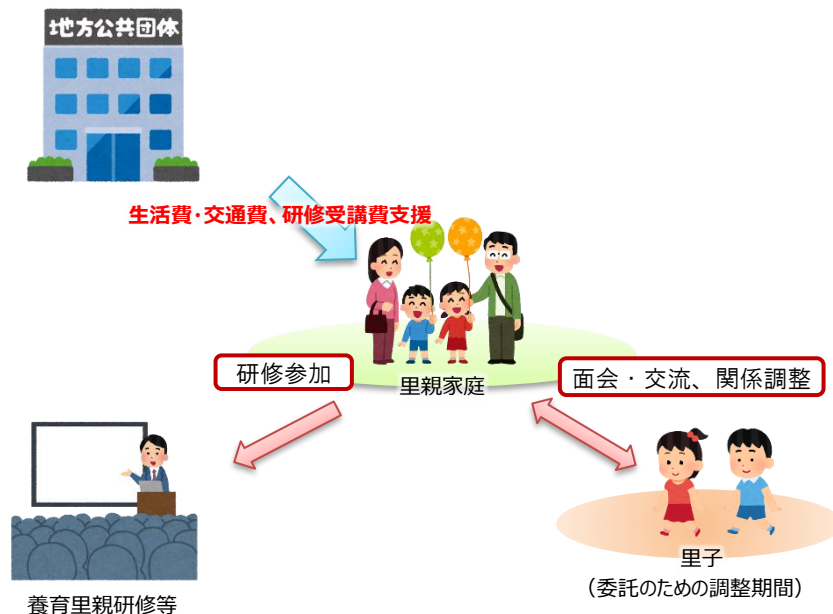
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 生活費等支援

1人当たり日額 5,300円

(2) 研修受講支援

① 研修受講旅費

ア 県内で行われる場合

1件当たり日額 3,490円

イ 県外で行われる場合

1件当たり 50,290円

② テキスト費用

1件当たり 20,000円

③ 考査代

1件当たり 9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(208億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化など、養育環境改善を図るための改修や、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等により、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

2. 施策の内容

(1) 児童養護施設等の環境改善事業 《拡充》

《拡充内容》

- ・ 補助対象に、改正児童福祉法により新設される施設・事業所（里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所）を追加

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

2. ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所で児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所で児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

3. 実施主体等

【実施主体】

(1) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設・事業所が母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所である場合は、
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

(2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

(3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

(1) <3以外> 1か所当たり：800万円

※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円

※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算

<3> 1か所当たり：300万円

(2) 1か所当たり：800万円

(3) 1か所当たり：800万円

【補助率】

(1) 国：1／2（2／3（※））、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2（1／3）

国：1／2（2／3（※））、都道府県：1／4（1／6）、市・福祉事務所設置町村：1／4（1／6））

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1／2→2／3）

(2) 国：1／2、指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4

(3) 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

(－) ※ () 内は前年度当初予算額

(参考) 令和4年度補正予算：0.4億円

1. 施策の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

2. 施策の内容

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限とする）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を上乗せ）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者

【資格取得支援費貸付】

貸付額：資格取得に要する費用の実費（上限25万円）

※ 5年間就業を継続した場合は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業補助金＞

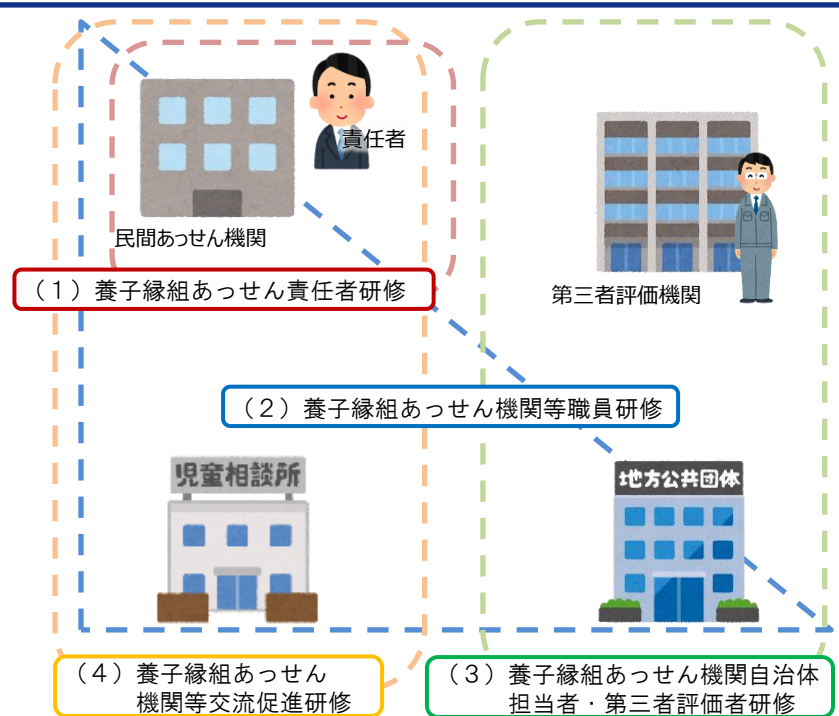
令和6年度概算要求額 0.45 億円（0.21億円）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2. 施策の内容

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

(参考資料) 令和 6 年度概算要求における新規・拡充以外の事業

児童入所施設措置費等国庫負担金

(児童保護費負担金、児童保護医療費負担金)

令和6年度概算要求額 1,416 億円

〔 1,392 億円 〕 ※ 〔 〕内は前年度当初予算額

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度予算	令和4年度予算	令和5年度予算	令和6年度概算要求額
予算額	135,480 【135,273】	135,564	135,982	139,242	141,553

※ 〔 〕内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。
市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

ひきこもり等児童福祉対策事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

〔208 億円の内数〕 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

2. 施策の内容

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

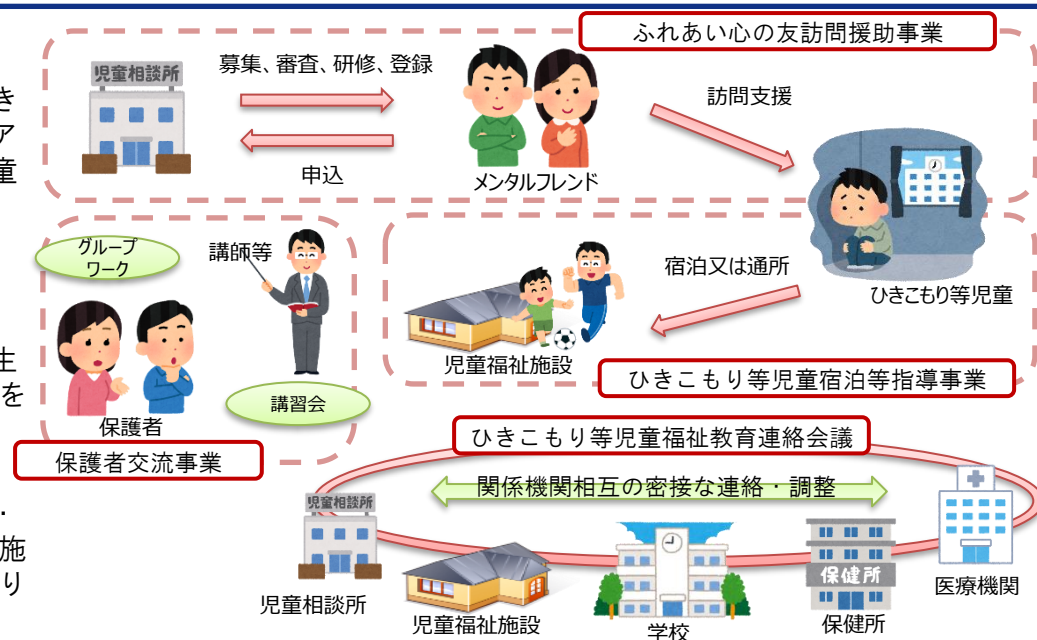
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 (1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合

メンタルフレンド活動費
事業実施前研修会費
活動検討会

1 都道府県市当たり 399,880円
訪問1日当たり 3,845円

定額 165,000円

1回当たり 30,180円

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

宿泊指導
通所指導

児童1人当たり日額 3,800円

児童1人当たり日額 1,840円

1回当たり 12,500円

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

児童家庭支援センター運営等事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

〔208 億円の内数〕 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

2. 施策の内容

（1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（3）指導委託等促進事業

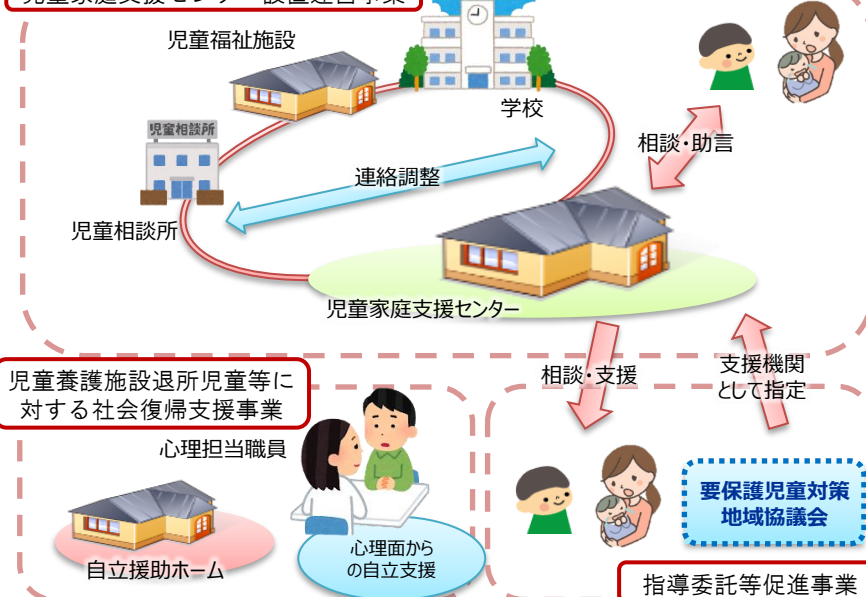
ア 都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

イ 市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

《見直し》

（3）のうち、アについては、令和4年度児童福祉法改正に伴い、義務的経費とされたため、廃止。

児童家庭支援センター設置運営事業



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 （1）児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,990千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,988千円	
③法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円	
④児童相談所0B等によるスーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円	

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1 か所当たり 1,069千円

（3）指導委託促進等事業 1 件当たり（月額） 109千円

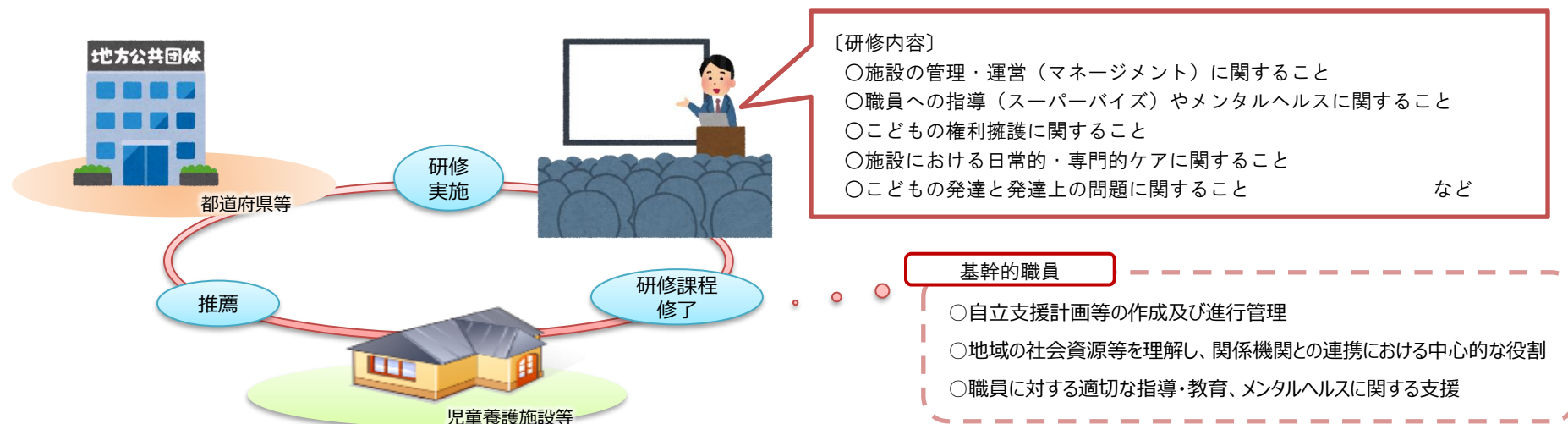
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
 【208 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

施設に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

2. 施策の内容

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：492,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

〔208 億円の内数〕 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のあるこどもが増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、こどもに対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

2. 施策の内容

（1）児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

① 短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

② 長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い、施設体験を通して就労促進につなげる。

③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

（2）児童養護施設等の職員人材確保支援事業

① 実習生に対する指導

児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

② 実習生の就職促進

実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業



児童養護施設等の職員人材確保支援事業



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】	(1)	① 宿泊あり	1人当たり	133,000円
		宿泊なし	1人当たり	73,000円
	② 送り出し施設	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	1,054,000円
		調整機関事務費	1自治体当たり	216,000円
		調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
		③ 1自治体当たり（各施設種別単位）		2,637,000円
(2)	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり		86,200円
		受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円

【対象施設】 (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、都道府県等が適当と認める施設（※）
（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
(2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

身元保証人確保対策事業（仮称）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
 【208 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

2. 施策の内容

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

《見直し》

⇒「社会的養護自立支援事業等」の事業内容の一部であったが、令和4年度児童福祉法改正に伴い、「社会的養護自立支援事業」を廃止とするため、単独事業化。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

乳児院等多機能化推進事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
〔208 億円の内数〕 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2. 施策の内容

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

《見直し》

⇒ 産前・産後母子支援事業については、令和4年度児童福祉法改正に伴い、妊産婦等生活援助事業へ統合されるため、廃止。

3. 実施主体等

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村		
【補助基準額】	①育児指導機能強化事業	5,054千円	
	②医療機関等連携強化事業	i 連絡調整を担う職員	1,929千円
		ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合 1 か所当たり最大6,417千円 （※）施設の医療的ケアが必要な児童数に応じて設定	
	③障害児等受入体制等強化事業	1 か所当たり最大6,082千円 （※）施設の障害等を有する児童数に応じて設定	
【対象施設】	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援		
【補助割合】	国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2		
	国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4		

児童養護施設等体制強化事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数
【208 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

児童養護施設等（ファミリーホームを含む。以下同じ。）において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げるにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

3. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

4. 補助基準額

・児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,155千円
・夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,155千円
・児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円
・児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,192千円

5. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

児童養護施設等民有地マッチング事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

〔208 億円の内数〕 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

2. 施策の内容

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と児童養護施設等の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】 (1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援 1 自治体当たり 6,200千円

(2) 整備候補地等の確保支援 1 自治体当たり 4,800千円

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援 1 自治体当たり 4,700千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1／2

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

【208 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

合わせて、令和6年4月施行の改正児童福祉法にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されるところ、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。

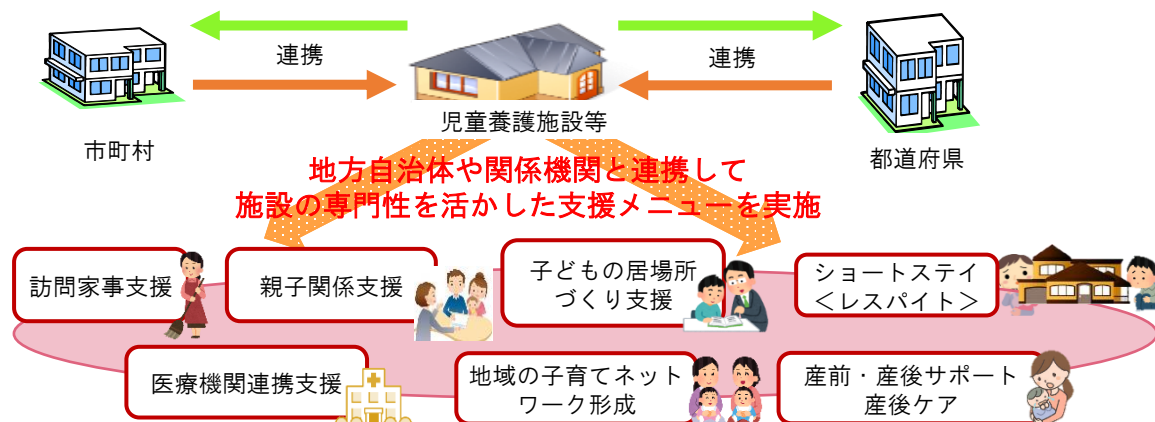
2. 施策の内容

○事業の概要

- 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

○対象施設等

- 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム 等



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）
（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 定額（国：10／10相当）（※）事業実施2年目の自治体は、補助率の逡減を行う。《見直し》

【実績】 予算カ所数：令和5年度：5カ所、令和6年度：5カ所

養子縁組民間あっせん機関助成事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度概算要求額 208 億円の内数

【208 億円の内数】 ※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

民間養子縁組あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

2. 施策の内容

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 56千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）・・・1か所当たり 10,978千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 3,214千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,238千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業・・・1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- ii 資質向上モデル事業・・・1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児相との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
- iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,238千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう、

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 400千円

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 2.1 億円
〔2.1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

2. 施策の内容

（１）里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、里親や特別養子縁組を検討している方や関心を寄せる方に対し、ターゲット層に依りてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に依じた具体的な情報提供が可能なそれぞれの特設サイトを制作する。

（２）特設サイトにつなげるなど里親登録者等を増やすための広報の実施

インターネットを活用した様々な媒体での広報啓発、ポスター及びリーフレットの配布・提供。

（３）都道府県等と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施。※ 民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に依じた具体的な情報提供が可能な特設サイトの作成



＜広報活動＞

- ・インターネット広告や動画広告等を活用、特設サイトへの誘導等、ターゲット層を絞った戦略的な広報活動を展開
《LINEアプリ》 《インターネット広告》 《テレビCM》



＜都道府県等連携広報＞

- ・熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施



採択

広報
実施

3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

社会的養護経験者等ネットワーク形成事業

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.21 億円

〔0.21 億円〕※〔 〕内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

社会的養護経験者同士がその支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築を行う。

また、特別養子縁組を行った養親、養子（以下「特別養子縁組当事者」という。）同士や、養子縁組民間あっせん機関等の関係機関の交流を促進することにより、課題の把握や、好事例の共有、支援策の検討等を行うことで、更なる取組の強化を図る。

2. 施策の内容

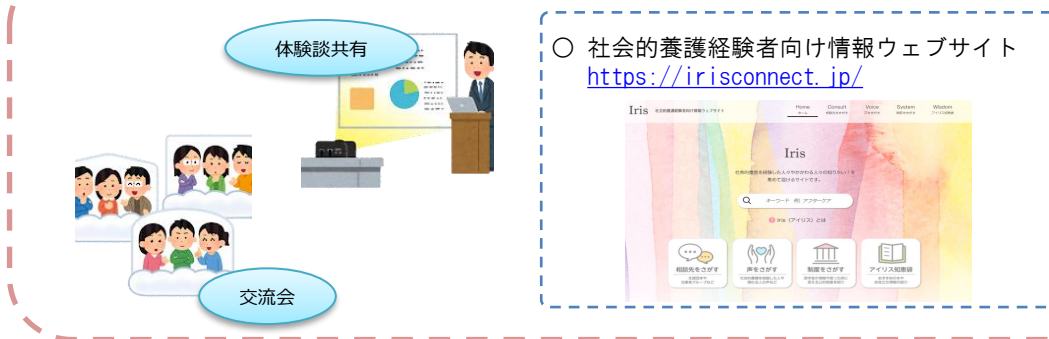
（１）社会的養護経験者のネットワーク形成

社会的養護経験者同士の全国交流会の開催及び特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行う。

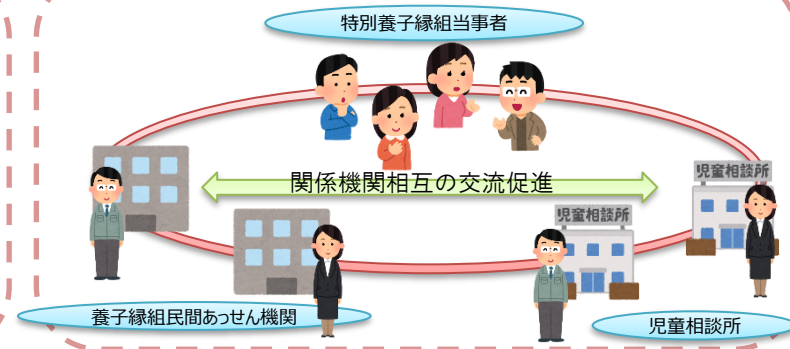
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

特別養子縁組当事者、養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所職員等が参加する全国フォーラムを開催。

社会的養護経験者のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 21,478千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

社会的養護魅力発信等事業

＜社会的養護魅力発信等事業補助金＞ 令和6年度概算要求額 0.20 億円
【0.20 億円】※【 】内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

2. 施策の内容

（１）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（２）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（３）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

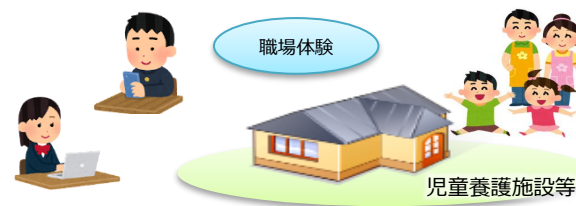
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施



3. 実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 20,094千円
- 【補助割合】 定額（国：10／10相当）

**(参考) 自治体向け改正児童福祉法説明会資料
【第2回（令和5年9月）】**

児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業の対象拡大

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

2. 事業の概要

(1) 児童自立生活援助事業の対象拡大の概要

① 支援内容

共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

② 支援対象者

ア 満20歳未満の場合

義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

※1 里親・F Hへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

※2 母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

イ 満20歳以上の場合

満20歳に達する日以前において、

- ・里親・F Hへの委託又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置、母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者
- ・児童自立生活援助が行われていた者

であって、高校・大学等に就学中であること等により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者

2. 事業の概要

(2) 児童自立生活援助事業の要件

①職員配置

児童自立生活援助事業の職員配置は以下のとおり

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	—	—	—	—

②職員の任用要件

指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア：児童指導員の任用資格に該当する者

イ：保育士

ウ：児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

エ：ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

③施設の設備基準

児童自立生活援助事業の設備の基準等は以下のとおり

Ⅰ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅱ型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること

Ⅲ型：なし

2. 事業の概要

④施設の入所定員

児童自立生活援助事業の各類型の入所定員は以下のとおり

I 型：入所定員は5人以上20人以下とする

II 型：入所定員は5人以下とし、本体施設の定員外に設定すること

III 型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）とする

（3）財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

①補助単価

（事業費）

I 型：現行の適用単価を想定

II 型・III 型：現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

児童自立生活援助事業の対象となる事業費の整理				
	I 型	II 型	III 型	
	自立援助ホーム	児童養護施設等	里親	ファミリーホーム
一般生活費	○	○	○	○
被虐待児受入加算	○	○	×	○
教育費	○	○	○	○
見学旅行費	○	○	○	○
特別育成費	○	○	○	○
医療費 ※1	△	△	△	△
職業補導費	○	○	○	○
冷暖房費	○	○	○	○
就職支度費	○	○	○	○
大学進学等自立生活支度費	○	○	○	○
葬祭費	○	○	○	○
里親手当	×	×	○	×
里親委託児童通院費	×	×	○	×
受託支度費 ※2	○	○	○	○
予防接種	○	○	○	○
防災対策費	○	×	○	○
視力矯正費	○	○	○	○

※1 対象者が就職している場合は対象外

※2 同一施設で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は除く

2. 事業の概要

（事務費）

I 型：現行の事務費単価を想定

II 型：基準単価：**431,490円**（児童一人当たり月額） 注）地域区分及び定員規模により変動あり

III 型：ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額（児童 1 人当たり月額 9 万円）を支弁

②補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

里親支援センター

1. 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。
- これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターを設置することにより、家庭養育を推進し児童の養育環境の向上を図る。

2. 事業の概要

(1) 里親支援センターの概要

① 支援内容

里親支援センターは、里親等に係る支援を包括的に実施することとし、具体的には以下の里親支援事業をすべて実施するものとする。

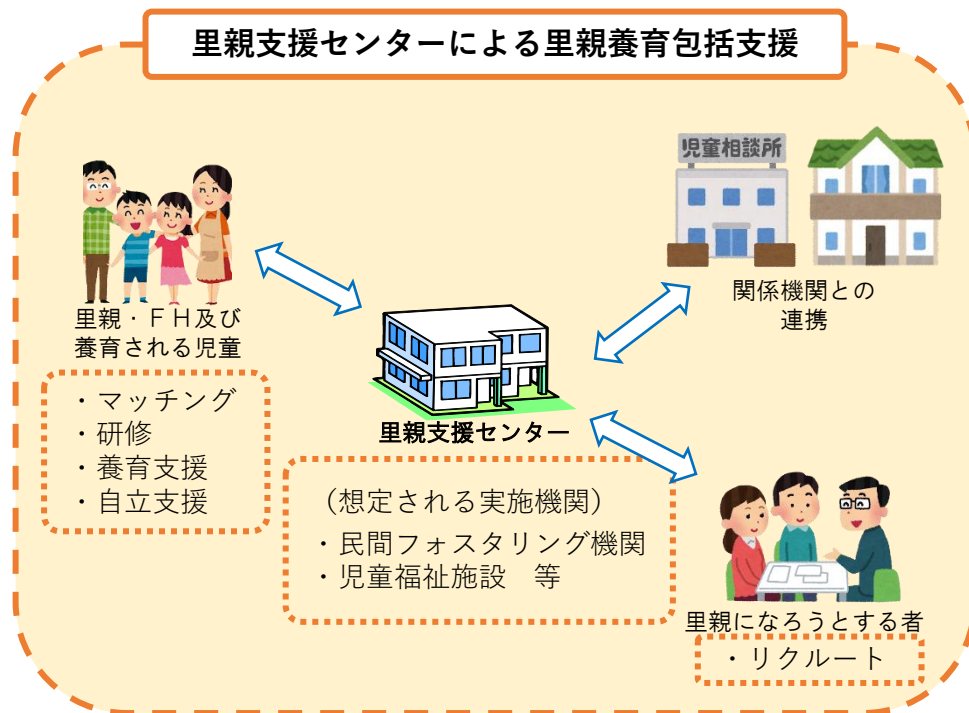
- i 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ii 里親研修・トレーニング等業務
- iii 里親委託推進等業務
- iv 里親訪問等支援業務
- v 里親等委託児童自立支援業務

※特別養子縁組にかかる支援を含む従来の里親養育包括支援
(フォスティング) 事業については、予算編成過程において検討

② 支援対象者

里親支援センターの支援の対象は以下のものとする。

- ・里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（事業者、養育者、補助者。以下、「里親等」という）
- ・里子とファミリーホームで養育される児童（以下、「里子等」という）
- ・里親になろうとする者



2. 事業の概要

(2) 里親支援センターの要件

①職員配置

里親支援センターの職員配置は以下のとおり

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭60世帯以下の里親支援センターは、最低、施設長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。以降、20世帯に対し里親等支援員を1人配置すること	里親支援センターの長	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任

②職員の任用要件

i 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ii 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

iii 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア:児童福祉司の任用資格に該当する者

イ:里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ:里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

2. 事業の概要

iv 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア：児童福祉司の任用資格に該当する者

イ：里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ：里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア、イに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

※ ウの要件に該当する者としては、例えば、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は勧誘等を行った経験を有する者が考えられる。

③ 設備及び運営基準

i 里親支援センターの設備の基準

里親支援センターには、事務室、相談室等の里親等支援対象者が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を備えること

ii 里親支援センターの運営基準

他の児童福祉施設と同様に、業務の質に関する第三者評価及び関係機関との連携を行う義務がある旨を定める

(3) 財政支援の考え方 ※今後の予算編成過程において変更の可能性あり

① 補助単価（年額）

（基本分）

支援対象里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：34,583千円

（加算分）

i 市町村連携職員加算

地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーターを配置する場合の加算
基準単価：5,730千円

ii 心理療法担当職員加算

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置する場合の加算
心理療法を行う必要のがあると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

基準単価：1人加配 5,459千円、2人加配 9,263千円

※「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付雇用均等・児童家庭局長通知）に対象施設を追加

2. 事業の概要

iii 自立支援担当職員加算

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置する場合の加算

ア 自立支援担当職員加算（Ⅰ）

アフターケア対象者 20 人以上かつ支援回数 240 回以上（対象者 1 人につき月 1 回以上を想定）

イ 自立支援担当職員加算（Ⅱ）

アフターケア対象者 10 人以上かつ支援回数 120 回以上（対象者 1 人につき月 1 回以上を想定）

基準単価：アの場合 **5,459千円** イの場合 **3,384千円**

※「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和 3 年 3 月 8 日付こども家庭局長通知）に対象施設を追加。

iv レスパイトケア加算

里親支援センターにおいて、里親等に対し、レスパイトケアを実施するための職員配置等の体制整備した場合の加算。

ア 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上施設

イ 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上施設

基準単価：アの場合**3,384千円**、イの場合**5,459千円**

v 親子関係再構築支援加算

虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う

家庭支援専門相談員を配置するための加算

ア 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上施設（対象者10人につき月 1 回以上を想定）

イ 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上施設（対象者20人につき月 1 回以上を想定）

基準単価：アの場合**3,384千円** イの場合 **5,459千円**

※「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年 4 月 5 日付雇用均等・児童家庭局長通知）に対象施設を追加。

注）いずれの単価も地域区分により変動あり

②補助率

国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

社会的養護自立支援拠点事業

1. 事業の目的

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2. 事業の概要

（1）支援内容

① 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

② 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

③ 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

④ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

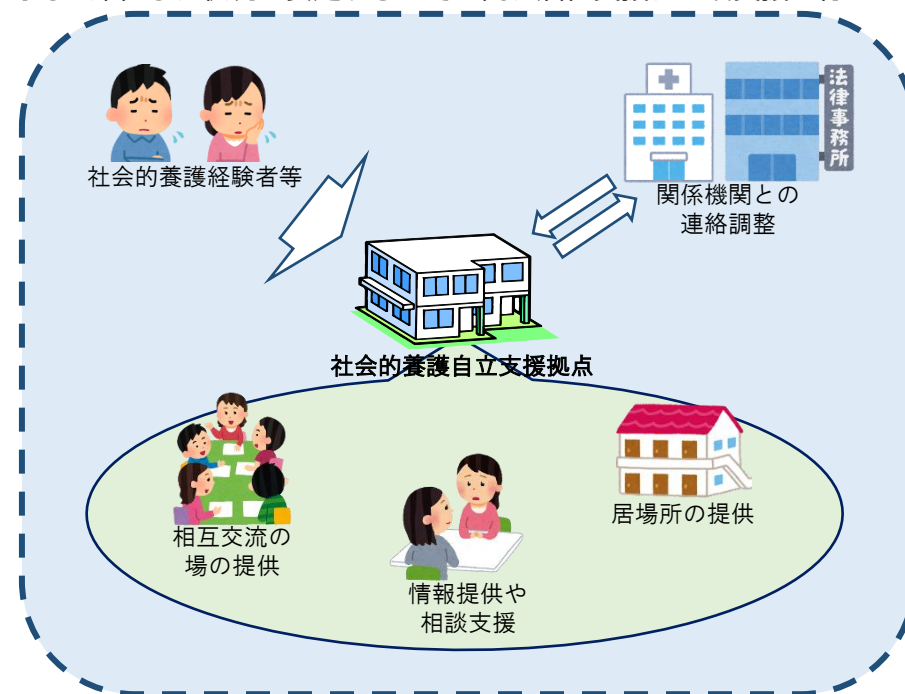
※ ①～③は実施を必須とし、④は地域の状況等に応じた実施を可能とする。

（2）補助単価及び補助率

ア 基本分	1 か所当たり	23,795千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,168千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,372千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,744千円
オ 医療連携担当職員配置加算	1 か所当たり	6,955千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,594千円

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



妊産婦等生活援助事業

1. 事業の目的

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2. 事業の概要

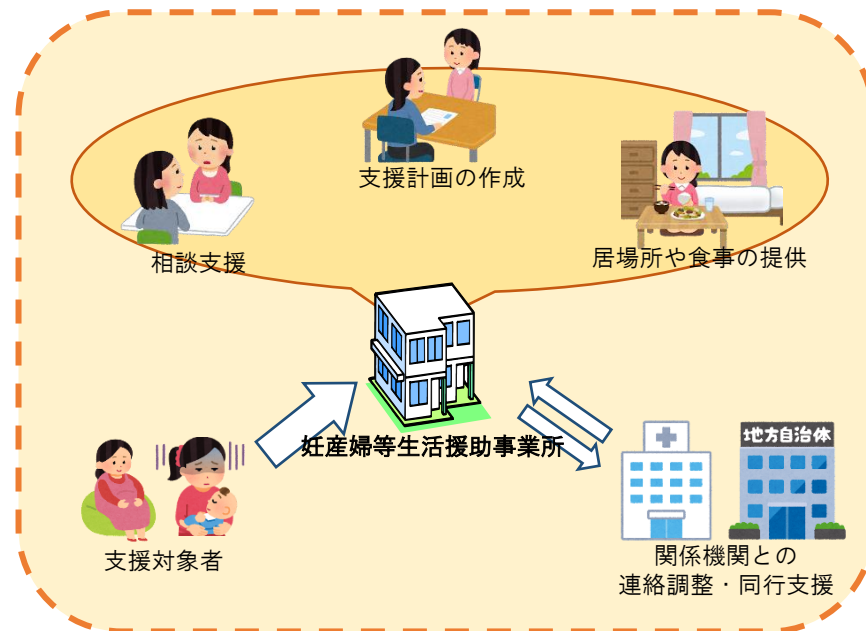
（1）支援内容

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援

（2）補助単価及び補助率

ア 基本分	1 か所当たり	29,851千円
・ 支援コーディネーター 1 人		
・ 看護師、助産師 1 人		
・ 母子支援員 1 人		
・ 個別ケース会議開催経費		
・ 医療機関連携費用		
・ 生活支援費		
・ デイケア対応費		
イ 入居機能加算		
・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 居室稼働加算		
居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,166千円
居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,200千円
・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円



ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
国：1／2、都道府県1／4、市・福祉事務所設置町村1／4

※ 産前・産後母子支援事業及び特定妊婦等支援臨時特例事業については、本事業創設に伴い廃止。